

国立市
緑の基本計画及び
生物多様性地域戦略
(素案)

令和 7 年 XX 月

国 立 市

1 緑の基本計画及び生物多様性戦略について

1-1 これまでの国立市緑の基本計画

- (1) 緑の基本計画とは
- (2) 前計画のコンセプトと施策展開の考え方

1-2 これからの国立市における緑の基本計画

- (1) 緑の基本計画改定の考え方
- (2) 生物多様性戦略としての位置付け
- (3) 緑にまつわる社会情勢の変化
- (4) 用語の定義
- (5) 緑の機能と国立市における捉え方
- (6) 計画の位置付け
- (7) 計画期間
- (8) 計画の対象区域

2 緑を取り巻く現状と課題

2-1 都市特性

- (1) 市の位置と地勢
- (2) 人口の推移
- (3) 土地利用

2-2 緑の現状

- (1) 緑被地・緑被率
- (2) 公園・緑地等

2-3 緑に関する主な取組状況

- (1) 計画目標の達成状況
- (2) 施策の主な実績

2-4 動植物の現状

- (1) 国立市の植生
- (2) 動物
- (3) 生き物の生息拠点の特徴

2-5 生き物の生息状況から見た課題

- (1) 外来種の大幅な増加
 - (2) 湿地環境の減少
 - (3) 温暖化による生物分布の変化
 - (4) 生き物の拠点別に見た課題
-

2-6 緑に関する市民意識

(1) 緑に関するアンケート

(2) 市民ワークショップ

2-7 緑に関する課題

(1) 緑の保全に関する課題

(2) 生物多様性に関する課題

(3) 協働に関する課題

2-8 計画改定の視点

3 計画の基本方針

3-1 コンセプト

3-2 緑の将来像

3-3 取組方針

3-4 緑の配置方針

3-5 緑化重点地区

3-6 都市公園等の管理方針

3-7 計画の目標

(1) 計画のフレーム

(2) 計画の目標設定

3-8 展開施策

(1) 施策体系

(2) 個別施策

4 地域別方針

4-1 北地域

4-2 東・中・西地域

4-3 富士見台地域

4-4 南部地域

5 計画の実現に向けて

5-1 多様な主体の連携による推進体制

5-2 進捗管理

1 緑の基本計画及び生物多様性地域戦略について

1-1 これまでの国立市緑の基本計画

(1) 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第 4 条に基づき、市町村がその区域内における緑の保全と創出に関する取組みについて、目標とそれを実現させるための施策についてまとめた、緑に関する総合的な計画です。

国立市では、都市の利便性や効率性、快適性に加え、地域の自然と歴史に基づいた都市のあり方を示し、その実現に向けた目標や指標を示すことを目的として、平成 15 (2003) 年に「国立市緑の基本計画」(以下、「前計画」)を策定しました。

(2) 「前計画」のコンセプトと施策展開の考え方

「前計画」は当時の緑の基本計画としては特徴的な、生物多様性保全の考え方を中心とした計画であり、「生き物と共に暮らせるまち・くにたち」をコンセプトとしていました。また、①自然豊かなまちづくり、②緑と文化を育むまちづくり③美しさと安らぎをおぼえるまちづくりの 3 つのテーマを基に、緑の将来像を描き、実現に向けた施策を推進してきました。

1-2 これからの国立市における緑の基本計画

(1) 緑の基本計画改定の考え方

前計画の策定から 20 年が経過し、その間社会情勢は変化し、緑を取り巻く状況も変化しています。期待される緑の機能は多岐にわたり、市民の安心安全や生活の質の向上に直結するものもあります。前計画をアップデートするとともに、これまでの施策の整理と新たに市民の緑に対する意識やニーズを踏まえた形で、緑の基本計画を改定します。

(2) 生物多様性地域戦略としての位置づけ

「生物多様性地域戦略」とは、生物多様性基本法第 13 条に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用を促進するために国が策定した国家戦略を基本にして、各地域の自然的社会的条件に応じた生物多様性に係る課題に対して、よりきめ細やかな取り組みを進めるための計画です。「緑の基本計画」と「生物多様性地域戦略」の策定については、国土交通省、環境省が各々定めた「生物多様性地域戦略策定の手引き」において「緑の基本計画を生物多様性地域戦略としても位置づけ、一本化することも 1 つの手法である」とされています。

また、生物多様性保全は世界的に重要視されており、令和 5 (2023) 年に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、生物多様性の損失を止め、回復させていくという「ネイチャーポジティブ」の考え方を示しています。豊かな生物多様性から得られる生態系サービスを持続的に享受していくためには、ネイチャーポジティブの実現が不

不可欠であり、生物多様性、生態系サービスの基盤となる「緑」の保全が不可欠です。このように、国立市のこれまでの緑の基本計画の位置づけや、社会情勢を踏まえ、緑の基本計画改定に当たっては、生物多様性保全を最重要項目の一つとして引き続き捉え、緑の基本計画の改定と併せ、生物多様性地域戦略を策定します。



出典：東京都生物多様性地域戦略より抜粋

(3) 緑にまつわる社会情勢の変化

緑の基本計画改定に当たって、押さえておくべき社会情勢の変化を整理しました。

①地球規模での環境リスクの深刻化

地球規模において、気候変動や自然災害の激甚化・頻発化、生物多様性の損失等の環境リスクが深刻化し、課題となっています。

気候変動対策では、我が国において、令和2(2020)年に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、令和12(2030)年度に温室効果ガス排出量を平成25(2013)年比で46%削減することを目標としました。東京都では、令和12(2030)年までに温室効果ガス排出量を2000年比で50%削減する「カーボンハーフ」を表明し、「ゼロエミッション東京戦略」の取組を加速しています。本市においても、令和3(2021)年2月にゼロカーボンを表明し、温室効果ガス排出量を令和12(2030)年度までに、平成25(2013)年度比で60%以上削減する目標に取り組んでいます。

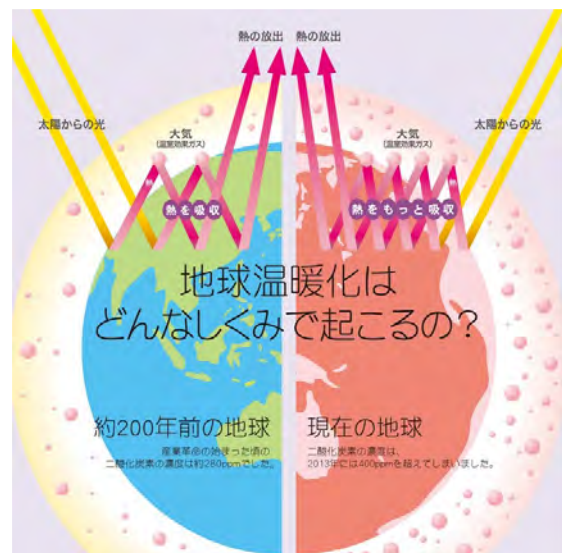


図 地球温暖化のしくみ

出典：温室効果ガスインベントリオフィス／全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

②生物多様性保全に関する世界的な取り組み

生物多様性保全に関する世界的な取り決めとして、令和4（2022）年12月、生物多様性条約第15回締約国会議において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。このなかで、前述した「ネイチャーポジティブ」の考え方が示されています。これを受け、国は生物多様性国家戦略2023-2030を策定、東京都も東京都生物多様性地域戦略を策定し、ネイチャーポジティブの実現に向けた施策を推進しています。

令和12（2030）年までの目標として、陸域、水域の生態系を30%まで回復させる「30by30」という考え方が示され、この実現が様々な地域課題の解決につながることを示されています。

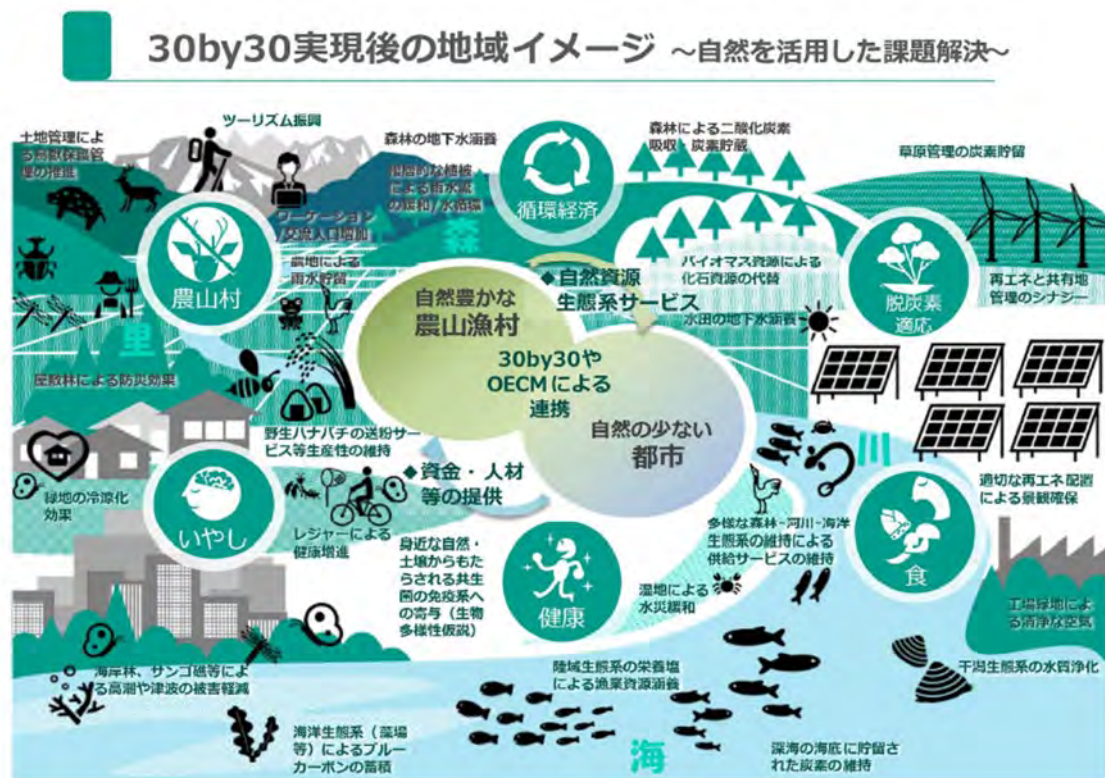


図 30by30 実現後の地域イメージ

出典：生物多様性国家戦略2023-2030～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～より抜粋

③持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組みの加速

平成27（2015）年に国連において「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。「持続可能な開発目標（SDGs）」には、令和12（2030）年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットが定められ、本計画では「11 住み続けられるまちづくりを」「13 気候変動に具体的な対策を」「15 陸の豊かさを守ろう」「17 パートナリシップで目標を達成しよう」の目標達成に貢献する施策を展開していきます。

④価値観の多様化やライフスタイルの変化

新型コロナウイルス感染症の流行により、3密を避けることができた公園緑地の利用率は向上し、その機能が見直されています。また、人間には“自然とつながりたい”という本能的欲求（バイオフィリア）があるとされており、自然に触れることのできる環境は、こうした欲求を充たして、リラックス効果やストレス軽減効果を与えてくれるといわれています。緑の中で身体を動かしたり、緑に触れたり、緑を介したコミュニティ形成を図ることで、「幸福度の向上」、「生産性の向上」、「創造性の向上」など、Well-beingの向上につながります。

⑤グリーンインフラの推進による「自然と共生する社会」の実現

例えば田畑は農作物が取れるだけでなく、雨水の貯留、浸透機能により、水害の軽減に役立ちます。また、緑地にも同じような機能のほか、地盤を支えることで土砂災害を防止、軽減したり、そもそも空気を生み出してくれたり、自然環境が有する多様な機能をグリーンインフラと呼んでいます。

国では、令和5（2023）年9月に「グリーンインフラ推進戦略2023」を策定しました。東京都では、令和5（2023）年に「東京グリーンビズ」を策定し、東京の緑を「活かす」取組みの一つとして、公共用地へのグリーンインフラの先行導入を推進しています。



グリーンインフラ概念図

出典：東京グリーンビズ（2024年1月発行）より引用

(4) 対象とする緑について

本計画における緑は、国立市緑化推進条例に基づく「市内にある樹林・竹林・樹木・生垣・草花」のほか、動植物の生息する環境（農地や河川・水路含む）を対象とします。

(5) 緑の機能と国立市における捉え方

本計画では、緑が持つ以下の機能について、前述した社会情勢等も踏まえつつ、維持・創出・質向上についての考え方、施策等を示します。

①生き物たちの生息空間

- ・「緑」には、その環境に応じて様々な動植物が生息しています。
- ・市内には多摩川や矢川、府中用水などの水辺空間、青柳崖線、立川崖線のほか社寺林などのまとまった緑が残されており、生き物たちの貴重な生息空間となっています。
- ・しかし、近年は温暖化の影響によると思われる生物相の変化や、外来種の増加、生息地の減少などが問題となっています。
- ・国立市における生物多様性保全を推進するためには、生き物の生息状況を把握し、保全に向けた検討をする必要があります。

②気温上昇の緩和や大気汚染の改善

- ・樹木が作り出す木陰は、日射を遮るだけでなく、蒸散作用によって周辺の温度を下げる効果があります。
- ・地球温暖化の原因とされる温室効果ガスを吸収、固定することで、大気中の温室効果ガスを削減してくれます。
- ・一般的に、樹木は若木ほど効率よく光合成を行い、二酸化炭素を吸収しますが、市内の樹木は老木化したものが多く、枝折れや倒木の危険性も高まっており、温暖化対策の側面からも樹木の更新の検討が必要です。

③レクリエーション・休息の場

- ・「緑」は動植物の生息空間としてだけでなく、私たちのレクリエーションや休息の場としても重要です。
- ・特に公園緑地は、子どもたちの遊びの場所となるだけでなく、自然とのふれあいの場所、体を動かせる場所、イベントやボランティア活動など、人々が交流できる場所など、well-beingを向上させていく上で重要です。
- ・市内には90を超える公園緑地が存在しますが、面積の小さい公園も多く、あまり利用されていない公園もあります。
- ・さらに、開園してから数十年が経過した公園が多数あり、遊具などの設備が老朽化していますが、市の財政状況から、最新遊具への入れ替えなどは時間を要しています。
- ・また、人口減少や高齢化が進む現在、単純に面積を増やすことを考えるのではなく、ソーシ

ャルインクルージョンの観点も含め、だれもが活用できる、活用したくなるような魅力ある公園とは何かを考えていく必要があります。

・そのほか、「緑」を構成する要素として重要な農地は、特に南部地域を中心に広がっていますが、農家の高齢化や担い手不足などから、宅地化が進んでいます。

④防災機能

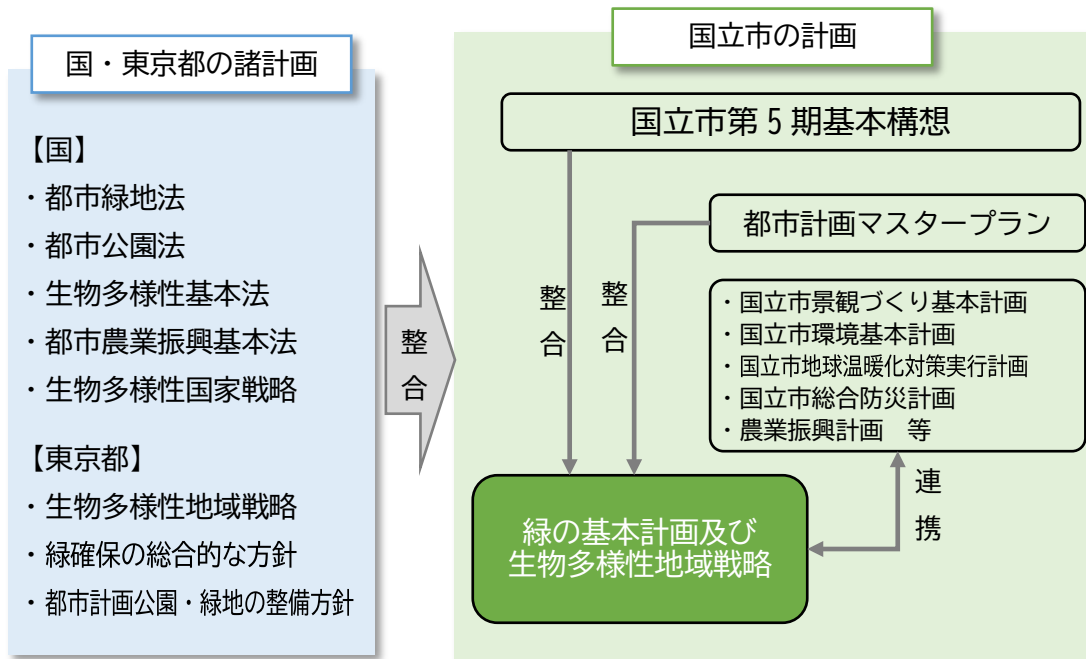
- ・樹木には火の燃え広がりを抑える機能があります。
- ・谷保第三公園や城山公園などの公園緑地は、災害時の避難場所として活用することが想定されています。
- ・温暖化によって激甚化する天候災害や、発生が懸念される地震災害に備え、「緑」が持つ「グリーンインフラ」としての機能充実を図っていく必要があります。

⑤四季・歴史・文化を形成する景観機能

- ・「緑」は、大学通りやさくら通り、旧本田家の屋敷林など、四季の移ろい、地域の歴史や文化を形成する機能があります。
- ・これらの景観を形成する緑は、市に賑わいを創出する効果を持っています。
- ・国立市らしい景観を形成する緑について、市民のニーズ等を踏まえ、後世に引き継ぐための課題の整理が必要です。

(6) 計画の位置付け

本計画は、「国立市第5期基本構想」やまちづくりの基本プランである「国立市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、広域的な視点として、国や東京都の諸計画と整合を図ります。また、「国立市景観づくり基本計画」、「国立市環境基本計画」、「国立市地球温暖化対策実行計画」「国立市総合防災計画」「農業振興計画」等と連携を図ります。



(7) 計画期間

本計画は、令和7（2025）年から令和16（2034）年までの10年間とします。

	平成28年～令和6年 2016年～2024年	令和7年 2025年	令和8年 2026年	令和9年 2027年	令和10年 2028年	令和11年 2029年	令和12年 2030年	令和13年 2031年	令和14年 2032年	令和15年 2033年	令和16年 2034年
国立市第5期基本構想	→										
国立市緑の基本構想 及び 生物多様性地域戦略		→									

(8) 計画の対象区域

計画の対象は、市全域とします。

コラム 「生物多様性」とは？ なぜ生物多様性を保全する必要があるの

●生物多様性とは

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。

地球上の生きものは40数億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、また、全てが直接的・間接的に支えあって生きています。

その多様性には、生物多様性条約で、次の3つのレベルがあるとしています。

① 生態系の多様性

森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があります

② 種の多様性

動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものがあります

③ 遺伝子の多様性

同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに個性があります

●生物多様性を保全する意味

近年、日本では「生物多様性が危ない」と叫ばれています。原因は、大きく分けて「開発や乱獲で種が減ったり絶滅の危機が迫ったりしていること」、「里地里山などの手入れが不足して自然の質が低下していること」、「外来種などの持ち込みにより生態系が乱れていること」、「気候変動など地球環境が変化していること」の4つです。

私たち人間も、きれいな水や空気、食料や薬の原料をはじめ、様々な生物多様性の恵みを受け取って暮らしています。毎日の食事や医療、文化、産業のどれをとっても、自然の恵みがなければ成り立ちません。この生物多様性を保全することは、地球で暮らす人間にとっても非常に重要なことなのです。

参考：環境省ホームページ

<https://www.env.go.jp/guide/info/ecojin/oecmsites/20230719.html>

2 緑を取り巻く現状と課題

2-1 都市特性

(1) 市の位置と地勢

国立市は、東京都のほぼ中央部に位置し、立川市、国分寺市、府中市、日野市に接しています。市の面積は8.15 km²であり、多摩地域26市の中では、狛江市に次いで2番目に小さな規模となっています。

地形構造を見ると、多摩川から北に向けて、平坦な面が階段のように並んでいます。平坦な面は、多摩川が作り出した河岸段丘という種別の「段丘面」と、「沖積低地」、段丘と段丘、段丘から沖積低地の境目に、かつて海面の低下に合わせて河床が下がることによってできた、平坦な面を隔てる地形が「崖線（段丘崖）」で、武蔵野地域では、「ハケ」や「ママ」と呼ばれています。平坦な面はすべてかつての多摩川の河底でした。

国立市には、複数の段丘面と崖線が存在しています。北から国分寺市との市境を走る「国分寺崖線」、概ね甲州街道より北側の平坦な面は「立川段丘面」、この段丘面の南端を走る、谷保第六公園やお鷹の森などのほか、日野バイパスを経て府中市まで伸びる崖の連なりが「立川崖線」、谷保天満宮から西側、矢川が流れる平坦な面が「青柳段丘面」、この段丘面の南端を走る、立川市からママ下湧水公園などを通り、谷保天満宮周辺まで続いて不明瞭になる崖の連なりが「青柳崖線」です。

「崖線」は、国立市の景観を形成する重要な要素です。湧水が発生しやすい構造のため、市内ではいくつも水が湧き出るポイントがあり、中でもママ下湧水や谷保天満宮内の常盤の清水は、その湧水量と透明度から、「東京の名湧水 57 選」に選ばれています。また、「崖線」には谷保天満宮や南養寺、城山等の歴史的資源が残ります。都市と自然が融合する、国立市ならではの風致景観を醸し出しており、崖線で隔てられた「段状の地形」の上に、段階的に発展した個性的な「まち」が重なり合うことでできました。

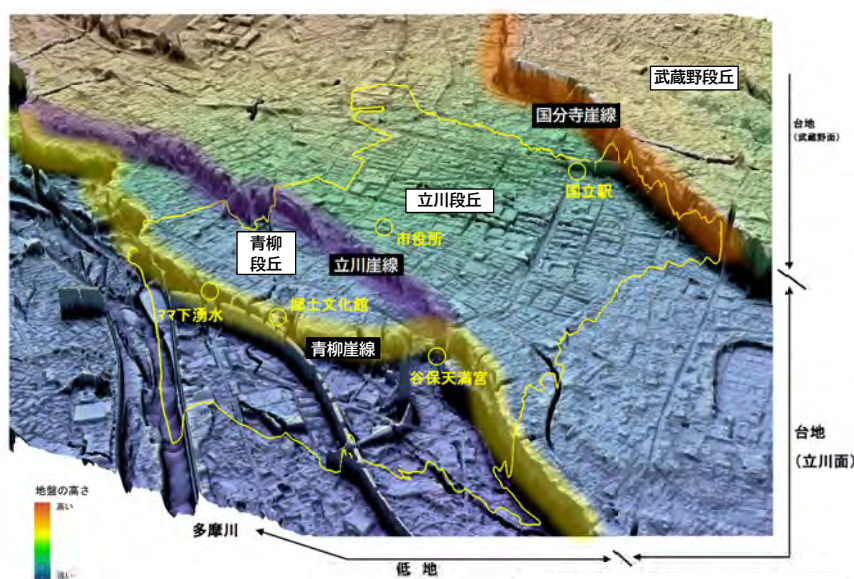


図 地形構造

出典：国立市湧水の保全に向けた効果的な地下水涵養施策検討業務報告書



図 地形断面模式図

出典：国立市景観づくり基本計画



図 地形別にみる国立市の発展

出典：国立市景観づくり基本計画

(2) 人口の推移

令和6（2024）年1月1日現在の人口は、75,889人で、前計画が基準としている平成12（2000）年の70,397人と比べると、約5,000人増加しています。

最新の将来人口推計では、今後減少する見通しとなっており、少子化・高齢化社会が続くと推定されます。

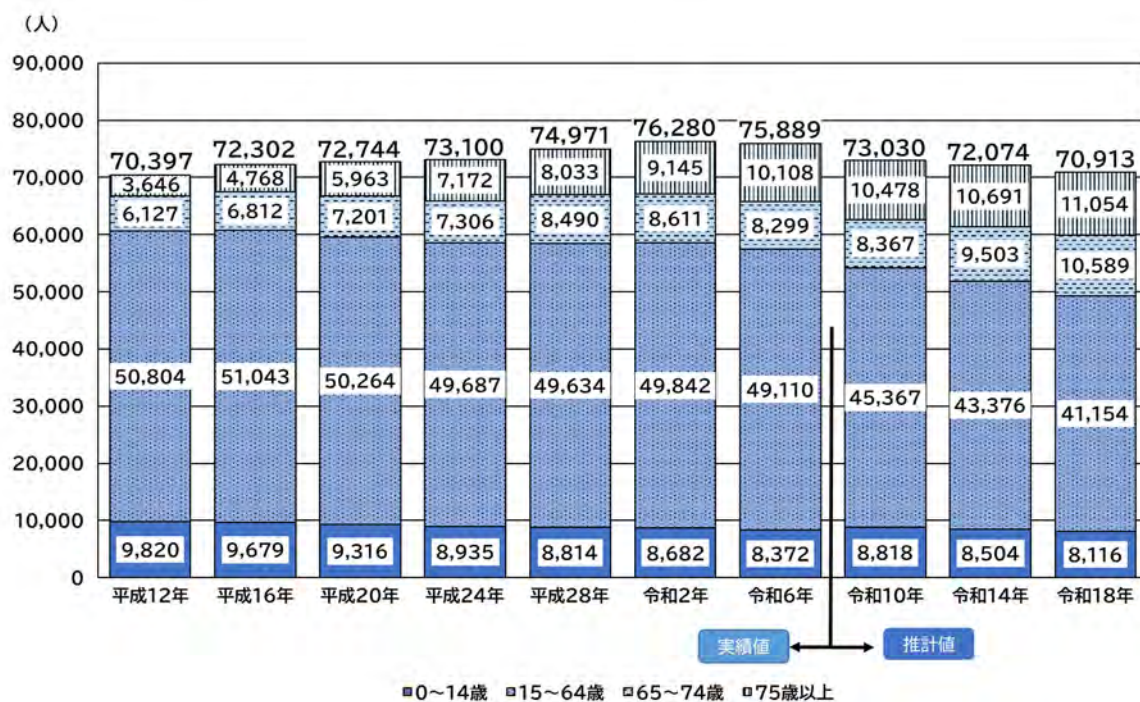


図 将来人口推計

出典：国立市住民基本台帳（各年1月1日現在）、国立市第5期基本構想・第2次基本計画

(3) 土地利用

国立市の土地利用は、住宅用地が市全域の約40%を占めており、森林・農地等の自然的土地利用は約10%となっています。前計画策定時の平成14(2002)年と比較すると、人口増加により宅地開発が行われたことにより、農用地が3.2ポイント減少し、宅地が2.8ポイント増加しました。

また、国立市全域には教育施設が点在しており、JR国立駅や谷保駅、矢川駅等の鉄道駅周辺は商業施設が立地しています。国立市北側は宅地や商業施設等の都市的土地利用が多く、国立市南側は森林や農用地等の自然的土地利用が多く分布しています。

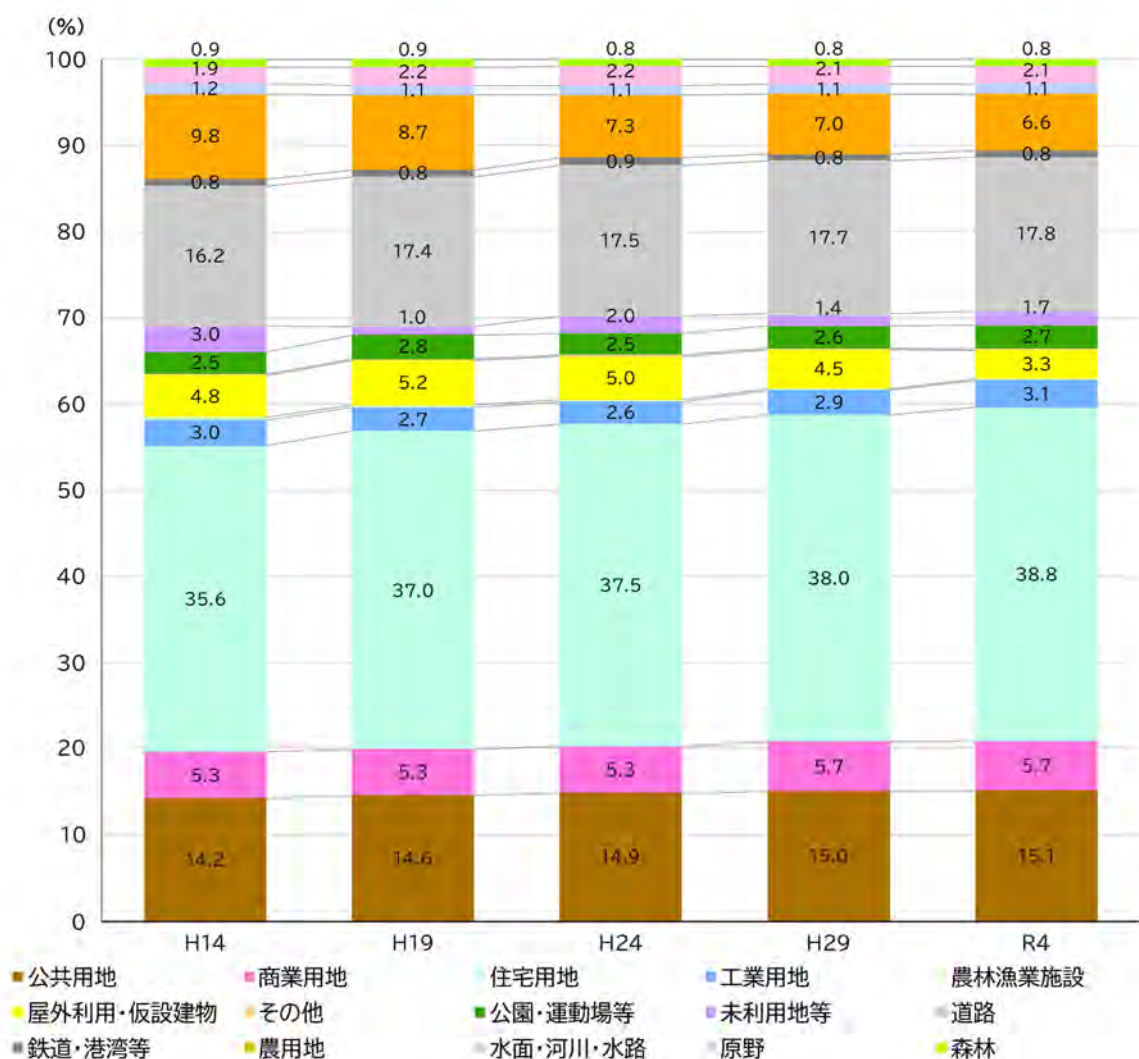


図 土地利用構成比の推移

出典：土地利用現況調査

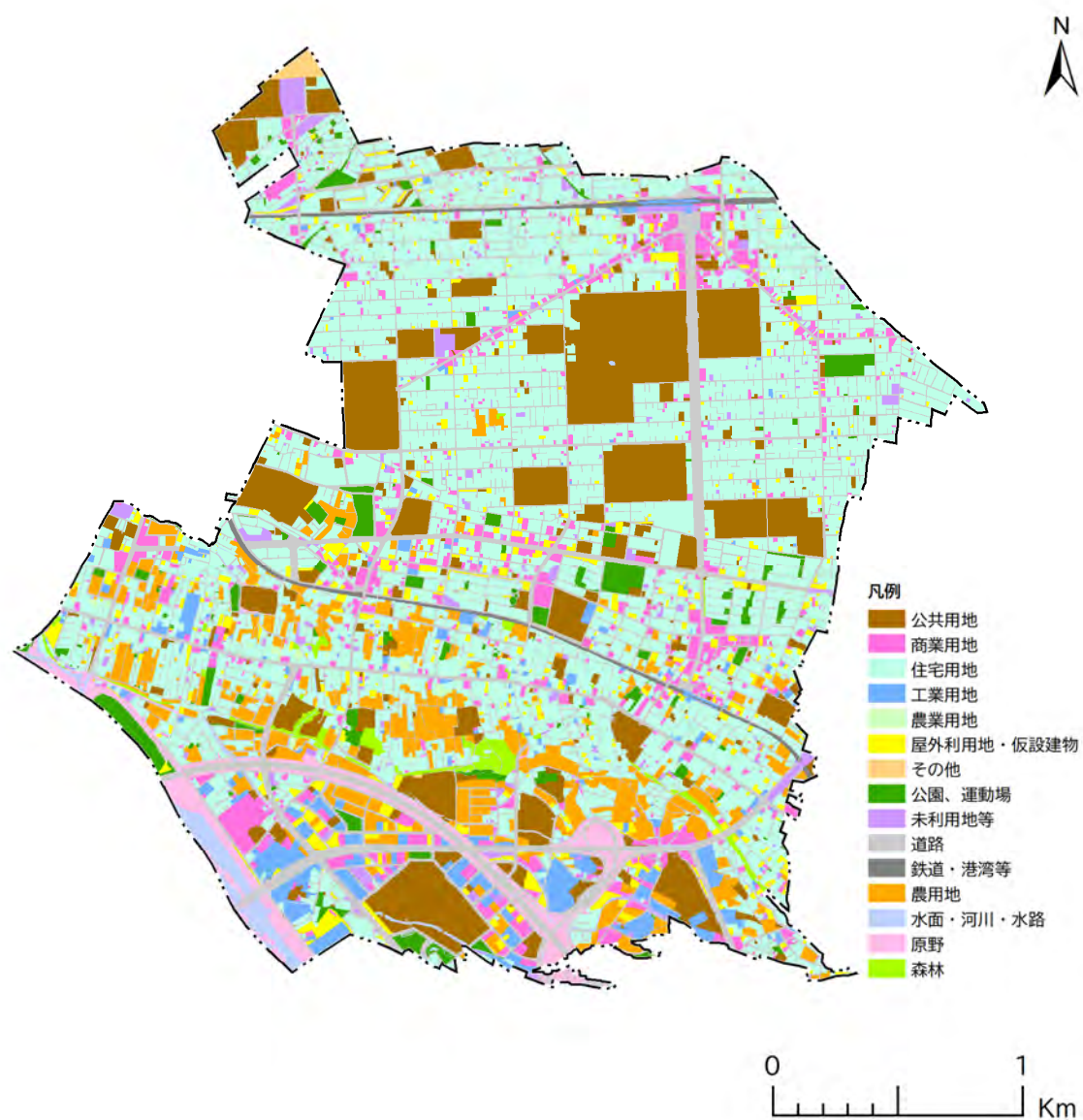


図 土地利用現況図

出典：令和4年度土地利用現況調査

2-2 緑の現状

(1) 緑被地・緑被率

本市における令和5(2023)年の緑被率は28.0%でした。前計画策定時(平成14(2002)年)は23.4%でしたが、分析方法や計測精度の向上など含め、調査手法が変化していることから、前計画と比較することは困難です。

平成14(2002)年の前計画策定時の調査は、東京都市町村自治調査会提供の航空写真(平成7(1995)年撮影)をもとに、一部現況に基づいた修正を加えた図面により算出したものとなります。

平成15(2003)年以降の調査は、東京都が5年ごとに実施している、みどり率調査の航空写真データから、国立市域の緑被地を抽出して算出しています。また、平成30(2018)年以降の調査は、従来に比べて高い精度で緑を抽出することができる近赤外線画像【注】を活用し、緑被率を算出していることから、それ以前のデータとの連続性はありません。

このため、緑被率の推移を把握するため、平成25(2013)年データについては、近赤外線画像を活用した数値も併せて算出し、2種類の数値データがあります。

【注】近赤外線画像：可視光よりも波長が長い近赤外線により撮影した画像。近赤外線画像を活用すると植物による光の反射特性を利用し、緑の抽出が容易となり、日影の緑地なども判読しやすくなります。



図 国立市の緑被面積と緑被率

出典：前計画及び東京都みどり率データ

緑被地・緑被率の推移

		平成14年	平成15年	平成20年	平成25年	平成25年	平成30年	令和5年
		自治調査会調査	東京都調査			東京都調査(近赤外線画像)		
樹木被覆地	面積(ha)	71.1	109.2	115.0	109.9	148.7	145.9	138.9
	比率	8.7%	13.4%	14.1%	13.5%	18.2%	17.9%	17.0%
草地	面積(ha)	7.0	57.8	30.2	32.0	37.9	36.5	36.2
	比率	0.9%	7.1%	3.7%	3.9%	4.6%	4.5%	4.4%
農地	面積(ha)	112.7	80.1	70.3	58.8	58.6	56.7	53.0
	比率	13.8%	9.8%	8.6%	7.2%	7.2%	6.9%	6.5%
緑被地合計(ha)		190.8	247.2	215.5	200.7	245.2	239.1	228.1
緑被率		23.4%	30.3%	26.4%	24.6%	30.0%	29.3%	28.0%

区分	定義	抽出例
樹木被覆地	樹木・樹林におおわれた土地	公園、道路街路樹など公共施設敷地内の樹木・樹林地 住宅・事業所・寺社等の民有地敷地内の樹木・樹林地
草地	芝地を含む草地 (樹木・樹林におおわれた部分を除く)	公園、グラウンド、河川敷など公共施設敷地内の草地 住宅・事業所・寺社等の民有地敷地内の草地
農地	田畑地(樹木畑・果樹園含む) 休耕地(樹木・樹林におおわれた部分を除く)	田畑、果樹園、苗圃、市民農園など

同じ精度の調査で、比較可能な平成15(2003)年⇒平成25(2013)年にかけての緑被率の10年間推移は、30.3%⇒24.6%と5.7ポイントの減少となりました。

続く、近赤外線画像を活用した調査で、比較可能な平成25(2013)年⇒令和5(2023)年にかけての10年間推移は、30.0%⇒28.0%と2.0ポイントの減少となりました。

全体的に減少傾向にありますが、減少率は以前と比べ緩やかになりつつあります。

区分別緑被地の面積推移(単位:ha)

区分	平成15年	平成25年	増減面積	平成25年	令和5年	増減面積	増減面積合計
樹木被覆地	109.2	109.9	0.7	148.7	138.9	▲ 9.8	▲ 9.0
草地	57.8	32.0	▲ 25.8	37.9	36.2	▲ 1.7	▲ 27.5
農地	80.1	58.8	▲ 21.3	58.6	53.0	▲ 5.7	▲ 27.0

区分別(樹木被覆地、草地、農地)の緑地の面積推移を見ると、比較可能な10年間推移を合計した20年間において、樹木被覆地は合計9.0haの減少でしたが、草地は合計27.2ha、農地は合計27.0haとなり、樹木被覆地と比較して減少面積が大きくなっています。

<平成 15(2003)年の緑被分布図>



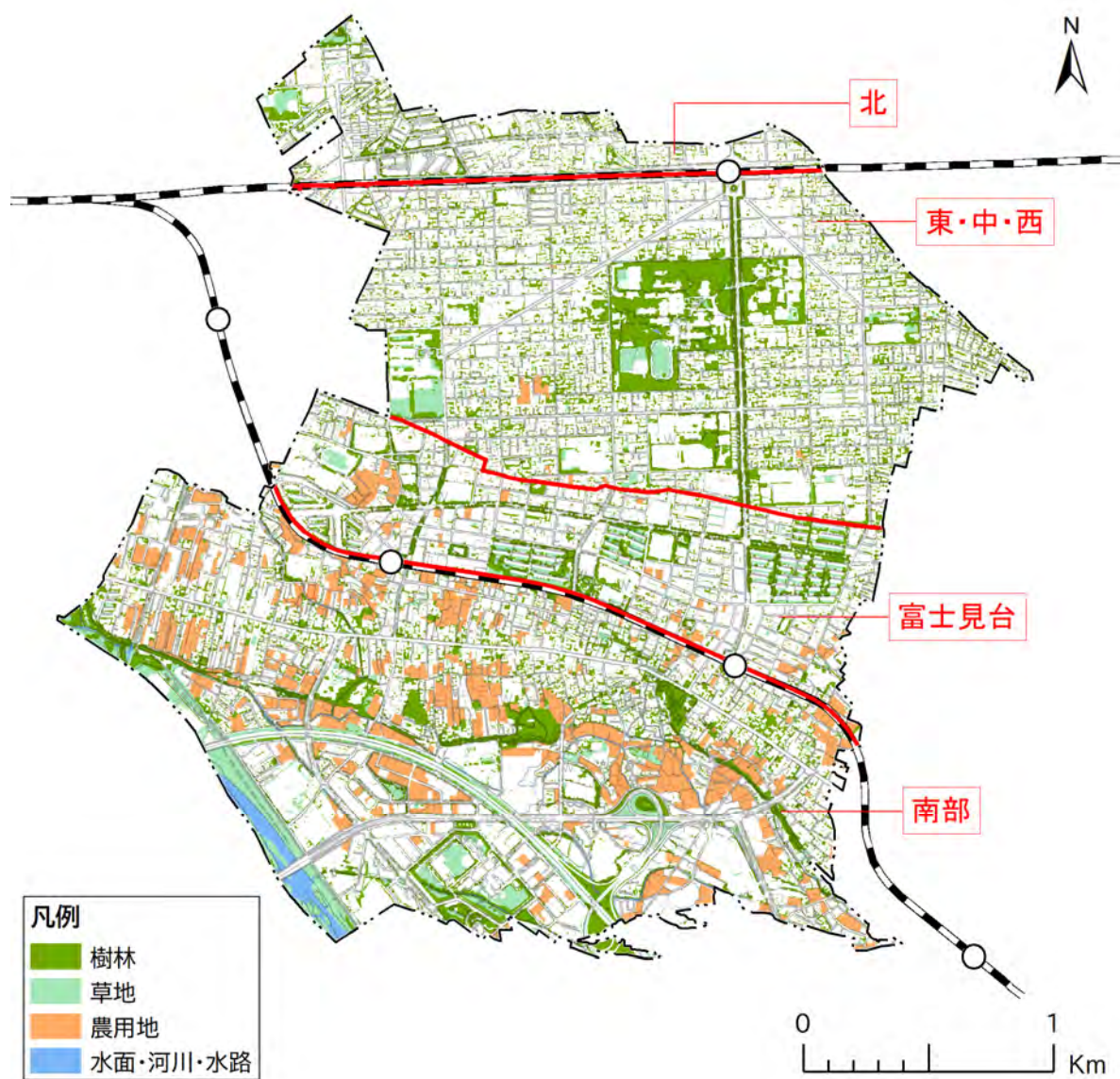
出典：平成 15 年東京都みどり率データ

<平成 20(2008)年の緑被分布図>



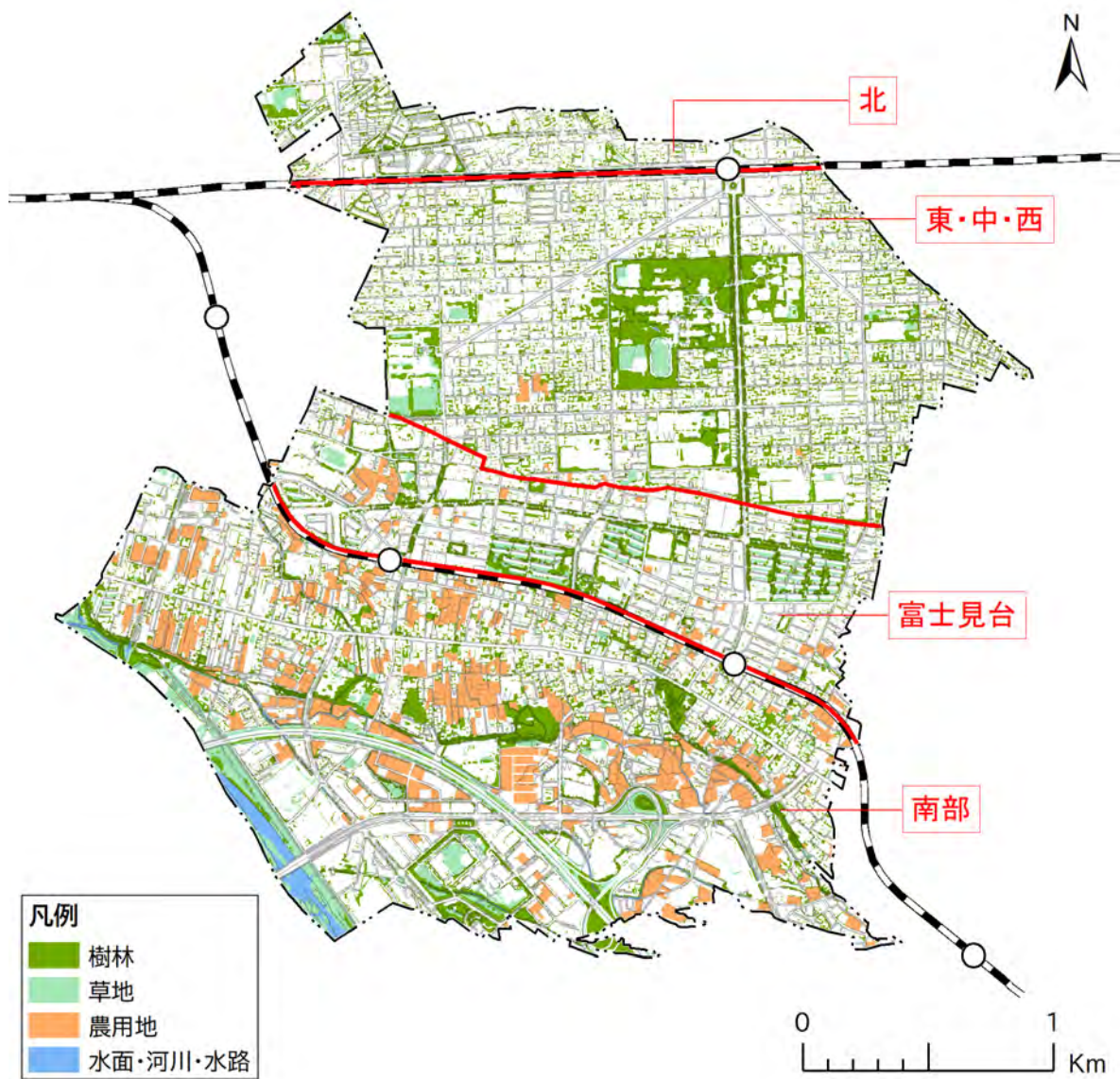
出典：平成 20 年東京都みどり率データ

<平成 25(2013)年の緑被分布図>



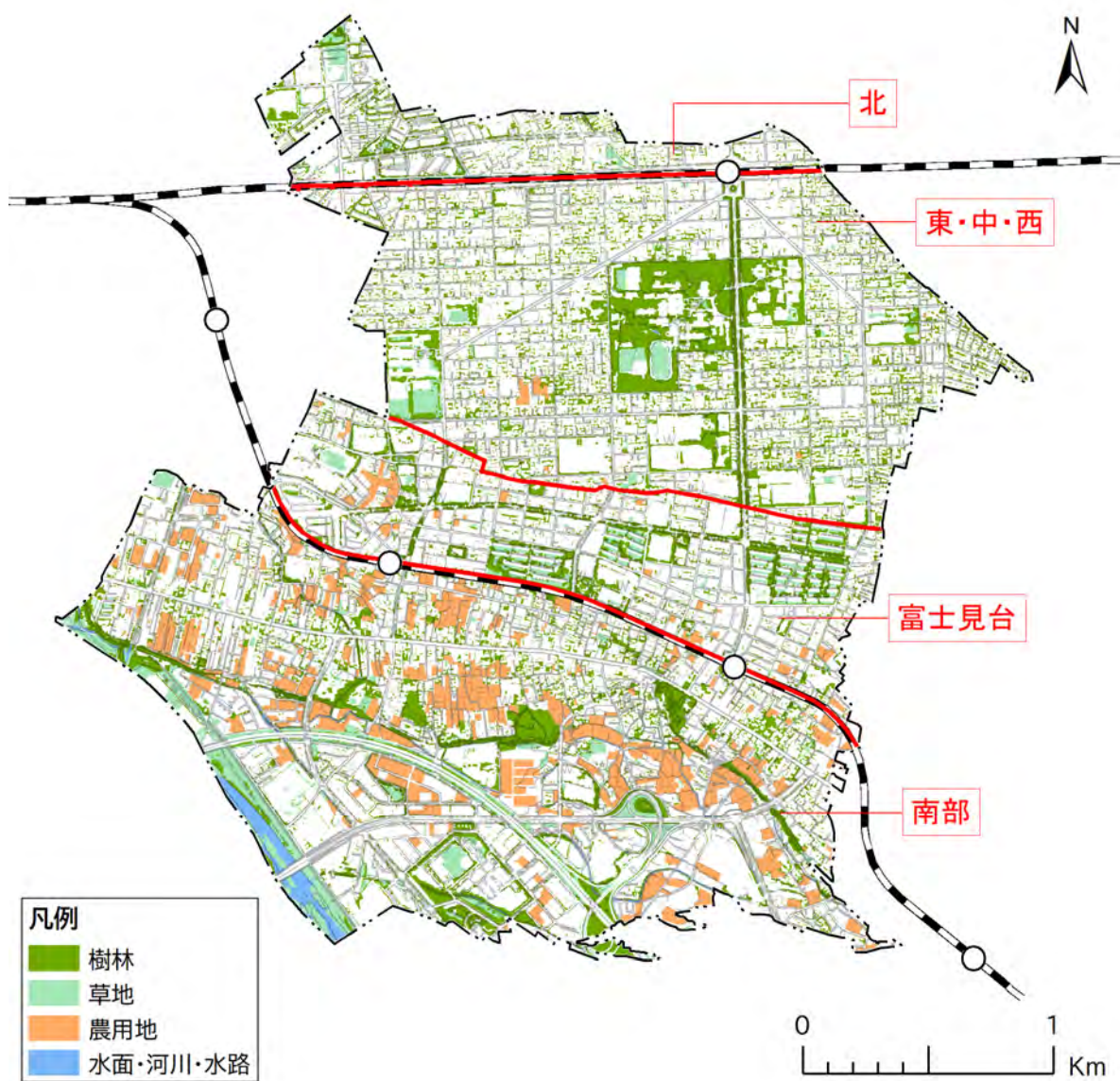
出典：平成 25 年参考東京都みどり率データ

<平成 30(2018)年の緑被分布図>



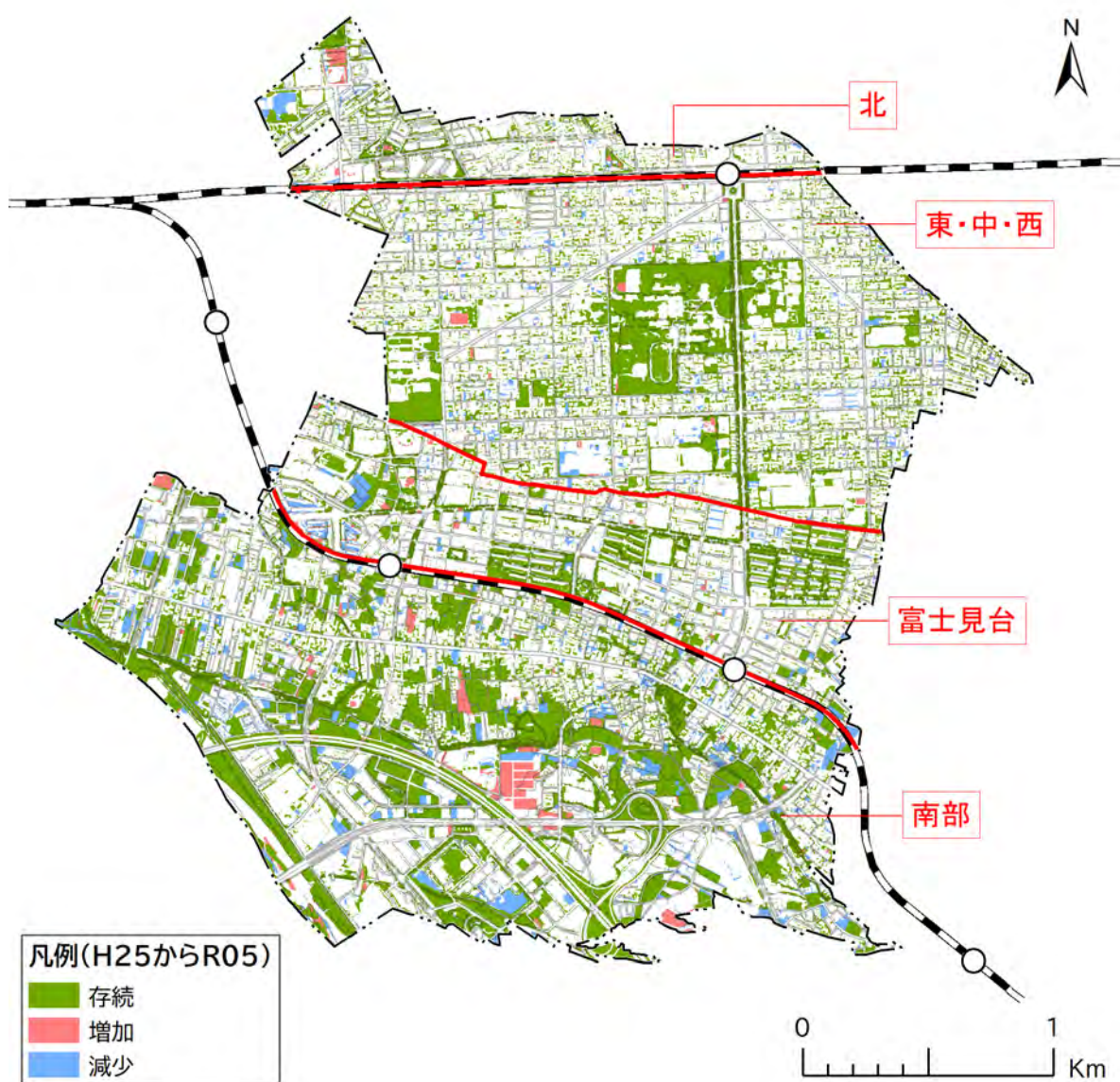
出典：平成 30 年東京都みどり率データ

<令和5(2023)年の緑被分布図>



出典：令和5年東京都みどり率データ

<平成 25(2013)と令和 5(2023)年の緑被分布における比較>



【地域別の緑被の状況】

市内4地域区分（北地域、東・中・西地域、富士見台地域、南部地域）における緑被地・緑被率の状況をみると、令和5（2023）年時点で、緑被率が最も高かったのは「南部地域」で34.0%でした。

同地域には、市内農地53.0haのうちの9割以上となる48.3haの農地が残されているほか、立川崖線、青柳崖線沿いの崖線樹林地、「谷保の城山歴史環境保全地域」や、谷保天満宮、南養寺など、歴史的背景のある緑地や社寺林など、まとまった樹林地も多く残されており、緑被率も高くなっています。

一方、「北地域」の緑被率が最も低く17.5%でした。同地域は、緑地としては、北第一公園や北第二公園などの都市計画公園、北緑地、ポッポみちなどがありますが、まとまった樹林地や農地がほとんど存在せず、住宅用地としての土地利用が大部分を占めている状況となっています。

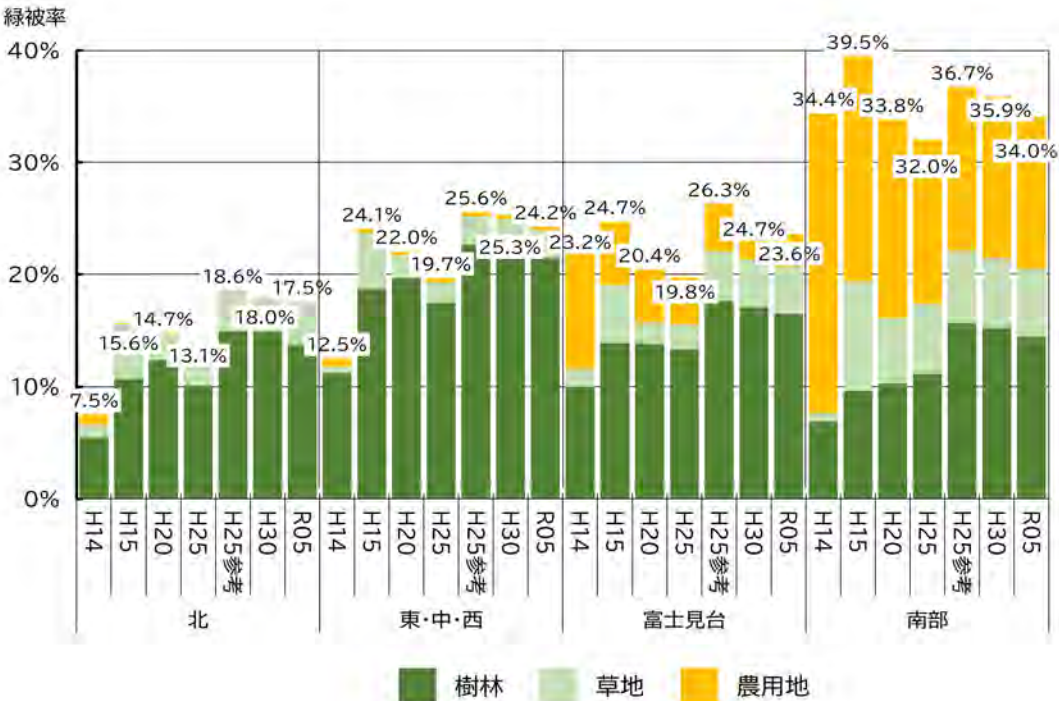


図 地域別の緑被率

緑被地・緑被率の推移(地域別)

出典：前計画及び東京都みどり率データ

地域		平成14年	平成15年	平成20年	平成25年	平成25年	平成30年	令和5年
		自治調査会調査	東京都調査			東京都調査(近赤外線画像)		
北	面積(ha)	4.4	9.1	8.6	7.6	22.2	10.5	10.3
	比率	7.5%	15.6%	14.7%	13.1%	37.9%	18.0%	17.5%
東・中・西	面積(ha)	34.0	65.6	60.1	53.6	139.6	68.9	66.1
	比率	12.5%	24.1%	22.0%	19.7%	51.2%	25.3%	24.2%
富士見台	面積(ha)	29.7	31.6	26.1	25.3	69.8	31.7	30.2
	比率	23.2%	24.7%	20.4%	19.8%	54.6%	24.7%	23.6%
南部	面積(ha)	122.7	140.8	120.7	114.2	272.0	128.0	121.5
	比率	34.4%	39.5%	33.8%	32.0%	76.2%	35.9%	34.0%

【樹木被覆地の状況】

市内4地域区分（北地域、東・中・西地域、富士見台地域、南部地域）で、樹木被覆地の状況を見ると、令和5（2023）年時点で、樹木被覆地の割合が最も高かったのは「東・中・西地域」で、比率は21.4%でした。

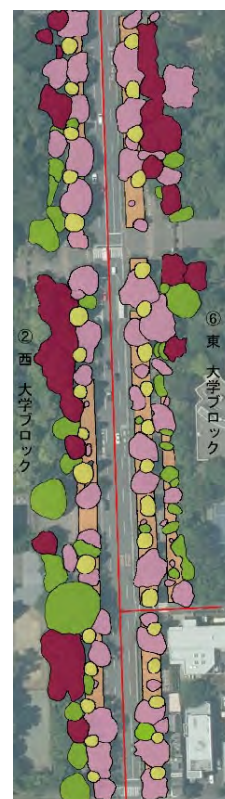
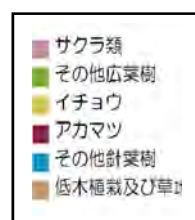
同地域は、一橋大学をはじめとする多くの教育機関が立地し、中央郵政研修センターや一橋大学の敷地内には、高木がまとまった樹林地があり、緑豊かな環境は生物多様性の保全に繋がっています。

大学通り緑地帯
樹幹被覆状況

また、大学通り緑地帯は、サクラやイチョウを中心とした並木が美しい景観を形成し、全長2.4キロメートルにわたる樹冠被覆地は（右図参照）、冷涼な空気を形成し市街地のヒートアイランド現象を緩和する役割など、グリーンインフラとして緑地の多様な機能を発揮しています。

「富士見台地域」の樹木被覆地比率は16.5%と、4地域中2番目に樹木被覆地の割合が高く、同地域はUR都市機構国立富士見台団地などの大規模住宅や公共施設が多く立地しています。富士見台団地の敷地には、ケヤキなどの高木が多く存在し、市の保存樹木にも指定されています。また、地域内には谷保第三公園、矢川上公園といった、規模の大きな都市計画公園が整備され、まとまった樹木被覆地が形成されています。

「南部地域」は、緑被率が34.0%と市内で最も高く、崖線樹林地や社寺林など、まとまった樹林地も多く残されており、樹木被覆地は49.3haの広さがありますが、割合としては13.8%と「北地域」と同程度となっています。



樹木被覆地の推移

地域		平成14年	平成15年	平成20年	平成25年	平成25年	平成30年	令和5年
		自治調査会調査	東京都調査			東京都調査(近赤外線画像)		
北	面積(ha)	3.2	6.2	7.2	5.9	8.7	8.7	8.0
	比率	5.5%	10.6%	12.3%	10.1%	14.9%	14.9%	13.7%
東・中・西	面積(ha)	30.4	51.0	53.5	47.5	61.6	61.1	58.4
	比率	11.2%	18.7%	19.6%	17.4%	22.6%	22.4%	21.4%
富士見台	面積(ha)	12.8	17.7	17.6	17.0	22.5	21.8	21.1
	比率	10.0%	13.8%	13.8%	13.3%	17.6%	17.1%	16.5%
南部	面積(ha)	24.7	34.3	36.7	39.6	55.8	54.2	51.4
	比率	6.9%	9.6%	10.3%	11.1%	15.6%	15.2%	14.4%
合計	面積(ha)	71.1	109.2	115.0	109.9	148.7	145.9	138.9
	比率	8.7%	13.4%	14.1%	13.5%	18.2%	17.9%	17.0%



図 令和5年樹木被覆地分布図

出典：令和5年東京都みどり率データ

【農地の状況】

市内4地域区分（北地域、東・中・西地域、富士見台地域、南部地域）で、農地の状況を見ると、令和5（2023）年時点で、農地の割合が最も高かったのは「南部地域」で、48.3haの農地が残されています。

同地域は、水と緑に彩られた農空間が今も多く残されており、将来にわたり守るべき貴重な財産となっています。また、生態系の保全や地下水滋養、雨水流出抑制による水害防止機能など、都市農業が果たすグリーンインフラとしての価値についても改めて注目されているところです。

また、市内のほか地域に残されている農地は、「富士見台地域」の3.7ha、「東・中・西地域」の0.9haとなり、「北地域」にはほとんど農地が残されていません。



生産緑地の現状
出典：国立市都市計画課

農地の推移(ha)

地域	平成14年	平成15年	平成20年	平成25年	平成25年	平成30年	令和5年
	自治調査会調査	東京都調査			東京都調査(近赤外線画像)		
北	0.5	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東・中・西	2.0	1.1	1.0	1.1	1.1	1.0	0.9
富士見台	14.9	7.3	6.0	5.4	5.4	4.4	3.7
南部	95.3	71.7	63.2	52.3	52.2	51.3	48.3
合計	112.7	80.1	70.3	58.8	58.6	56.7	53.0

また、農地の面積推移を見ると、比較可能な10年間推移を合計した20年間において、「南部地域」は合計23.3haの減少、「富士見台地域」は3.6ha、「東・中・西地域」は0.2haの減少となっています。

農地の面積推移(単位:ha)

地域	平成15年	平成25年	増減面積	平成25年	令和5年	増減面積	増減面積合計
東・中・西	1.1	1.1	0.0	1.1	0.9	▲0.2	▲0.2
富士見台	7.3	5.4	▲1.9	5.4	3.7	▲1.7	▲3.6
南部	71.7	52.3	▲19.4	52.2	48.3	▲3.9	▲23.3

(2) 公園・緑地等

【都市公園等の整備状況】

前計画策定時の現況値は、都市公園等の面積 23.0ha、市民一人当たりの整備面積は 3.16 m²/人だったのに対し、令和 6（2024）年の現況値は、都市公園等の面積 24.4ha、市民一人当たりの整備面積は 3.22 m²/人となりました。

四軒在家公園（面積 1,002 m²）、ママ下湧水公園（面積 3,739 m²）の整備や、城山公園を拡張整備し、都市公園等の整備面積は 1.4ha 増加し、市民一人当たりの整備面積は 0.06 m²/人増加しました。

前計画策定時の現況値 平成 14（2002）年	現況値 令和 6（2024）年
23.0ha 3.16 m ² /人	24.4ha 3.22 m ² /人

表 都市公園等の整備面積の推移

公園・緑地の種別			平成14年度			令和6年度		
			人口： 72,753 人(H14)			人口： 75,816 人(R6)		
			箇所	整備面積	1人当り整備面積	箇所	整備面積	1人当り整備面積
				ha	m ² /人		ha	m ² /人
都市計画公園	住区基幹公園	街区公園	11	2.8	0.38	14	3.3	0.43
		近隣公園	2	2.5	0.35	2	3.1	0.40
		地区公園	-	-	-	-	-	-
		計	13	5.3	0.73	16	6.3	0.84
	都市基幹公園	総合公園	-	-	-	-	-	-
		運動公園	1	1.6	0.22	1	1.6	0.21
		計	1	1.6	0.22	1	1.6	0.21
	小計		14	6.9	0.95	17	7.9	1.05
都市計画緑地		2	1.4	0.19	2	1.4	0.18	
その他の都市公園		6	5.3	0.73	7	6.5	0.86	
条例等の公園	児童遊園		51	1.7	0.23	52	1.7	0.23
	ちびっこ広場		5	0.3	0.04	3	0.1	0.02
	広場、緑地ほか		18	7.5	1.02	13	6.7	0.89
	小計		74	9.4	1.29	68	8.6	1.13
都市公園等 合計			96	23.0	3.16	94	24.4	3.22

出典：国立市環境政策課

公園の分布を見てみると、小規模な公園が、中央部（一橋大学周辺）を除く、市内全域に分布していることが分かります。規模の大きい近隣公園などは、市の南部に集中しています。

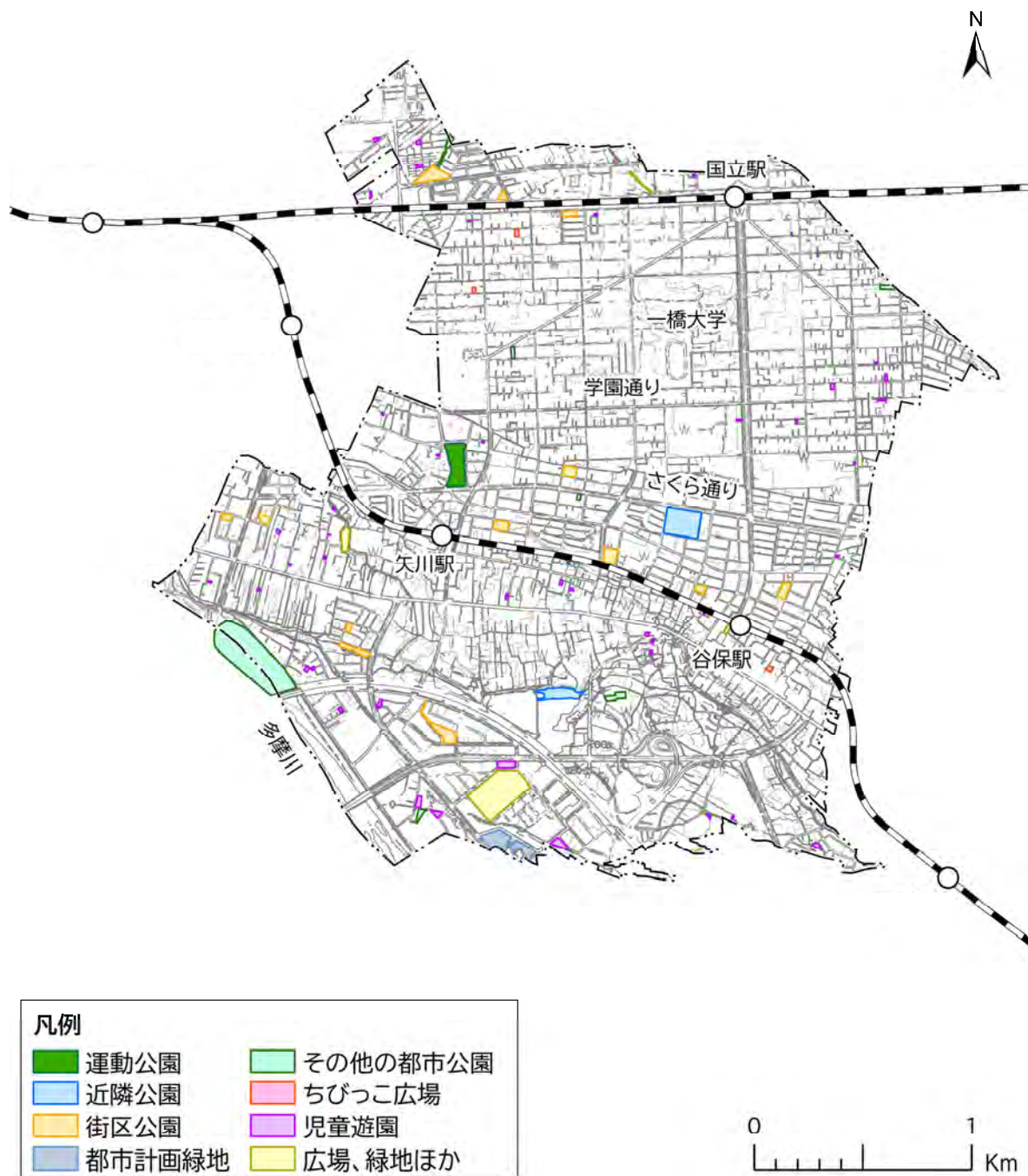


図 公園分布図

公園の誘致圏を見ると、全体的に充足していることが分かります。不足箇所としては、中央部（一橋大学周辺）に見られます。

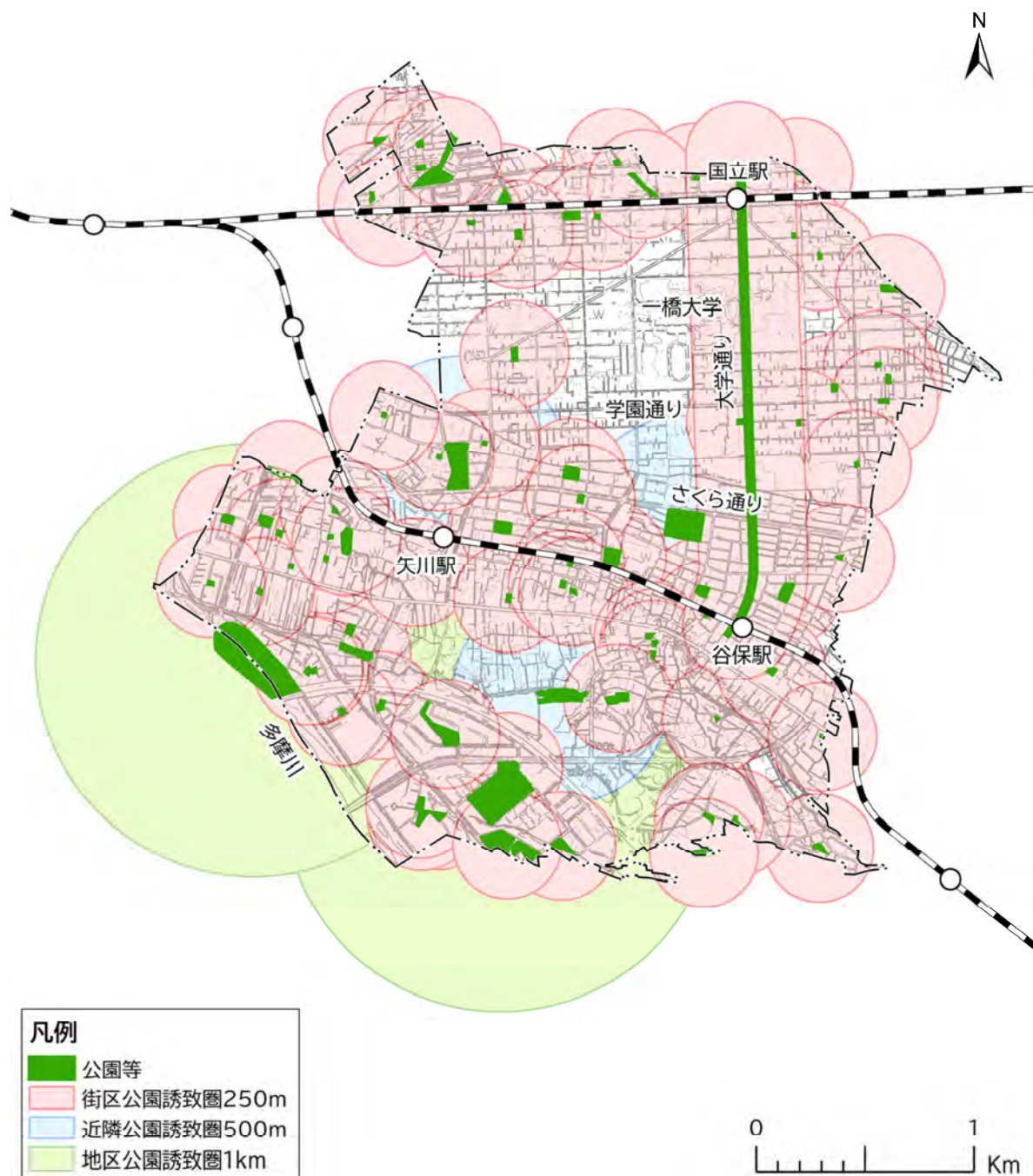


図 公園誘致圏

出典：国立市データ

2-3 緑に関する主な取組状況

(1) 計画目標の達成状況

前計画は、平成14(2002)年の現況から、平成34(2022)年を目標年次として、緑の質の維持・向上、自然と市民の交流機会の増大に向けて、緑地の確保目標、都市公園等の整備目標、緑化の目標(緑被率)を設定しました。

【緑地の確保目標】

前計画策定時の現況値は、緑地面積177.6ha、市域に占める割合は21.8%だったのに対し、緑地面積193.0ha、市域に占める割合23.7%を目標としていましたが、令和6(2024)年の現況値は、緑地面積173.7ha、市域に占める割合21.3%となりました。

都市公園等の整備面積は1.4ha増加したものの、生産緑地地区面積は8.5ha減少するなどから、掲げた目標値には届きませんでした。

前計画策定時の現況値 平成14(2002)年	前計画の目標値 平成34(2022)年	現況値 令和6(2024)年
177.6ha 21.8%	193.0ha 23.7%	173.7ha 21.3%

【都市公園等の整備目標】

前計画策定時の現況値は、都市公園等の面積23.0ha、市民一人当たりの整備面積は3.16㎡/人だったのに対し、都市公園等の面積52.0ha、市民一人当たりの整備面積6.1㎡/人を目標としていましたが、令和6(2024)年の現況値は、都市公園等の面積24.4ha、市民一人当たりの整備面積は3.22㎡/人となりました。

四軒在家公園(面積1,002㎡)、ママ下湧水公園(面積3,739㎡)の整備や、城山公園を拡張整備したものの、掲げた目標値には届きませんでした。

前計画策定時の現況値 平成14(2002)年	前計画の目標値 平成34(2022)年	現況値 令和6(2024)年
23.0ha 3.16㎡/人	52.0ha 6.1㎡/人	24.4ha 3.22㎡/人

※前計画では、広域公園分(現況値:1.0㎡/人、目標値3.9㎡/人)も含めた表記となっていました。本計画では市内の都市公園等のみの面積で表記しています

【緑化の目標（緑被率）】

前計画策定時の現況値は、緑被率 23.4%だったのに対し、緑被率 32.4%を目標値としていましたが、令和 5（2023）年の現況値は、緑被率 28.0%となりました。

数値としては、前計画から増加しているものの、分析方法や計測精度の向上など含め、調査手法が変化していることから、前計画と単純に比較することは困難です。調査の精度の進化により緑を広く補足できるようになったことから、緑被率の数値が上昇したものと考えられます。

前計画策定時の現況値 平成 14（2002）年	前計画の目標値 平成 34（2022）年	現況値 令和 5（2023）年
23.4%	32.4%	28.0%

※前計画では、水面面積（2.6%分）を含めて現況値・目標値を設定していたため、本計画では差し引いて表記しています

表 緑地の確保状況

公園緑地の種別				平成14年度			令和6年度		
				人口: 72,753 人(H14)			人口: 75,816 人(R6)		
				箇所	整備面積	1人当り整備面積	箇所	整備面積	1人当り整備面積
					ha	m/人		ha	m/人
公園緑地等の都市施設とする緑地	都市計画公園	住区基幹公園	街区公園	11	2.8	0.38	14	3.3	0.43
			近隣公園	2	2.5	0.35	2	3.1	0.40
			地区公園	-	-	-	-	-	-
			計	13	5.3	0.73	16	6.3	0.84
		都市基幹公園	総合公園	-	-	-	-	-	-
			運動公園	1	1.6	0.22	1	1.6	0.21
			計	1	1.6	0.22	1	1.6	0.21
		小計		14	6.9	0.95	17	7.9	1.05
	都市計画緑地		2	1.4	0.19	2	1.4	0.18	
	その他の都市公園		6	5.3	0.73	7	6.5	0.86	
	条例等の公園	児童遊園	51	1.7	0.23	52	1.7	0.23	
		ちびっこ広場	5	0.3	0.04	3	0.1	0.02	
		広場、緑地ほか	18	7.5	1.02	13	6.7	0.89	
		小計	74	9.4	1.29	68	8.6	1.13	
都市公園等 合計		96	23.0	3.16	94	24.4	3.22		
制度上安定した緑地	その他の公共空地		4	20.3	2.80	4	20.3	2.68	
	緑地保全地域		1	0.3	0.04	1	0.3	0.04	
	歴史環境保全地域		1	1.5	0.21	1	1.5	0.20	
	生産緑地地区		129	49.9	6.86	141	41.4	5.45	
	河川区域		1	12.5	1.71	1	13.6	1.79	
	市民農園		2	0.2	0.03	24	2.5	0.33	
	小計		138	84.8	11.65	172	79.6	10.49	
社会通念上安定した緑地	学校		20	67.1	8.85	20	67.1	8.85	
	社寺境内地		5	2.7	0.36	5	2.7	0.36	
	小計		25	69.8	9.21	25	69.8	9.21	
緑地 合計			259	177.6	23.89	291	173.7	22.92	

出典：国立市環境政策課

(2) 施策の主な実績

前計画では、取組みの手法として、「緑の保全・育成」、「緑の復元・再生」、「緑の創出・向上」を掲げ、各種の施策を展開しました。以下に、前計画で実施した施策の主な実績を示します。

【緑の保全・育成】

骨格的な緑の保全として、公園や都市緑地の整備を進めたほか、崖線樹林地の保全に向けた基本方針を定めました。引き続き、公園・緑地の保全・整備に取り組んでいくほか、緑地保全地域の指定拡大に向けて東京都と連携して進めていきます。

まちなかの緑の保全としては、保存樹木制度の指定拡大、補助制度の拡充を進めましたが、保全樹林、特別緑地の指定は進みませんでした。

緑の維持管理に向けた支援、自然とのふれあいの場の確保については、様々な市民ボランティアの活動をサポートするとともに、市民参加型の各種体験イベントを実施しました。引き続き、市民の自然環境に対する理解を深める取組みを推進していきます。

展開施策	主な成果	今後の対応方針
骨格的な緑の保全	・城山南土地区画整理事業で、青柳崖線や歴史環境保全地域の樹林と連なる公園として城山公園を整備し、隣接する崖線の植生に配慮した樹種を選定した。 ・谷保緑地、青柳北緑地を都市緑地として整備した。 ・四軒在家土地区画整理により、ママ下湧水公園を都市計画決定し、崖線緑地を含めた公園として整備した。 ・「崖線樹林地の保全に係る基本的な方針」を定め、民有崖線樹林地を公有地化して保全していく方針を策定した。	・都市の自然的な環境の保全・改善及び都市景観の向上に加え、自然学習等を通じた自然環境保護意識を高める場として、公園・緑地の整備に取り組んでいく。 ・風致景観が優れている地域や、動植物の生息地として適正に保全していくべき緑地について、東京都と連携し、緑地保全地域の指定拡大に取り組んでいく。
まちなかの緑の保全	・287本を保存樹木として指定した（民有地の保存樹木は計130本、市有地の保存樹木は157本） ・補助金制度を改正し、費用負担が大きい枝おろしに対して補助することとし補助金額も拡充した。	・幹回り1.5m以上など、保存樹木に該当する個体の指定を推進していく。 ・保存樹林（100㎡以上）、特別緑地（1,000㎡）の指定に向けて、指定要件の緩和や、補助金の拡充なども検討していく。
農地の保全	・認定農業者27名（24経営体）に対して、各種支援を講じた。「国立市認定農業者支援事業」として、24経営体に対して計3,836,000円を交付した。（令和5年度実績） ・「農の営みが残る原風景を保全するための基本方針」を策定したほか、農地の公有地化に向けて「谷保の原風景保全基金」を設置し、くにたち未来寄附制度のなかでも寄付金を募っている。	・生産緑地地区に指定されている農地は、指定継続に向け地権者等に協力を呼びかけていく。 ・生産緑地地区の指定要件を満たす宅地化農地は、保全に向け生産緑地地区としての追加指定に取り組んでいく。

緑の維持管理に向けた支援	・「くにたち桜守」、「ママ下湧水公園の会」、「お鷹の森保全プロジェクト」など、様々な市民ボランティア活動をサポートした。 ・市内25の公園等において、公園協力を会をはじめとした市民の協力を得て花壇整備を実施したほか、大学通り緑地帯では、夏と冬に1年草の花壇整備を市民の協力を得て実施した。 ・大学通りの桜並木の維持管理及び更新方法を定めた「大学通り緑地帯 桜の管理方針」を策定した。 ・公有地化した農地で、有機農法など環境にやさしい手法で野菜や穀物を育て、共存する虫などにスポットを当てた「畑の虫の観察会」を実施した。 ・矢川・多摩川の水質調査及び矢川の水生物調査を定期的に実施した。 ・市民参加の環境調査として、まとまった緑による空気のにじみ出し効果を検証する「くにたち気温調査」、市内に生息するセミの分布状況を調査する「くにたちセミしらべ」を実施した。	・市民が主体となった緑地管理活動の推進に向け、緑地保全の活動拠点を創出するとともに、活動のための資機材の提供、貸与など必要なサポートについて継続していく。 ・大学通りの桜並木について、「計画的更新(伐採および新たな桜の植樹)」により、現在と同程度(150本以上)の桜並木を維持できるよう取り組んでいく。 ・市内みどりの適正な維持、管理に向けて市民ボランティア団体と連携、協力していく。 ・自然環境の保全に向け、市民参加による各種調査を企画実施し、無関心層を関心層へ、関心層を実行層に誘導できるよう、自然環境に対する認識や意識を高めていく。
自然とのふれあいの場の確保	・「くにたち緑のサポーター養成塾」を開講し、全6回のオンライン講座、樹木医指導のもと桜の外観診断などを実施した。 ・地元農業者との交流や、米作りを体験する「稲作体験学習会」(市内小学5年生が参加)を開催した。 ・小学生親子を対象に、投網、ピストン釣りのアユ漁などを体験する「多摩川探検隊」を開催した。 ・くにたち自然クラブ(生き物・自然観察を通じて自然の大切さを学ぶ)、星空ウォッチング、冬の生き物探しなどを実施した。 ・市が無償で借用した土地を、60歳以上の市民に2年間無償で貸出す市民農園事業を実施した。 ・市民農園・体験農園の開設をサポートし、現在、24園が開設されている。 ・城山さとのいえで、農業体験イベントを実施し、年間1,000人以上の方が参加した。	・市民ボランティアと協働し、自然観察会や学習会など、自然環境に対する理解を深める企画実施に取り組んでいく。 ・営農者等と協力し、農業体験学習会などを実施していくことで、農地保全や農業への市民理解を促進する。 ・農業体験やレクリエーションの場となる市民農園の開設をサポートしていく。



【緑の復元・再生】

ママ下湧水公園について崖線緑地を含めた公園として整備したほか、城山南土地地区画整理事業で、青柳崖線や歴史環境保全地域の樹林と連なる公園として城山公園を整備し、隣接する崖線の植生に配慮した樹種を選定しました。

また、甲州街道沿いにある旧本田家住宅周辺敷地内に残る屋敷林の保全に向けて、樹木、植物の希少性調査、健全性調査を実施し、既存植生の保全に取り組み、敷地内に残る屋敷林を保全する取組みを推進しました。



展開施策	主な成果	今後の対応方針
自然環境の復元	・四軒在家土地地区画整理により、ママ下湧水公園を都市計画決定し、崖線緑地を含めた公園として整備した。(再掲) ・城山南土地地区画整理事業で、青柳崖線や歴史環境保全地域の樹林と連なる公園として城山公園を整備し、隣接する崖線の植生に配慮した樹種を選定した。(再掲) ・ヤクルト南側用水路護岸改修では、玉石張り護岸に改修した。 ・多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会、多摩川流域協議会、美しい多摩川フォーラムなど、広域的な視点から自然環境を保全していく各種協議会で情報交換を実施した。	・公園緑地等において、自然植生に配慮した緑化に取り組んでいく。 ・多様な動物の生息地となる自然空間の再生に向け、立地特性に配慮した植物の再生や自然空間の確保に取り組んでいく。 ・矢川や用水護岸の改修において、水辺環境の保護に向けては自然護岸への改修が望ましいが、護岸としての本来機能を確保することも含めて対応を検討していく。 ・広域的な視点から自然環境の保全に取り組んでいく。
環境共生型まちづくりの推進	・公園緑地の落ち葉や剪定枝については、廃棄物として処分することなく、リサイクル業者に委託し再資源化(チップ化、再生土など)に取り組んだ。 ・公園に堆肥場を作り、落ち葉の堆肥化を実施した。 ・大学通りやさくら通りで伐採された桜を活用し、木工品を作成するなど、伐採木を再利用した。 ・カンザクラ等の接ぎ木を行い、国立由来の樹木の育苗を実施した。	・公園等の緑の管理によって集められる落ち葉や剪定枝について、チップ化や堆肥化などのリサイクルを推進することで、再資源化による有効活用に取り組んでいく。 ・建て替え等に伴い樹木伐採する場合は、地域にふさわしい樹木を植樹することで、緑の保全に取り組んでいく。
伝統的な風景の再生	・甲州街道沿いにある旧本田家住宅周辺敷地内に残る屋敷林の保全に向けて、樹木、植物の希少性調査、健全性調査を実施し、既存植生の保全に取り組んだ。 ・都指定文化財である谷保天満宮の社叢を守るため、剪定の際は届出を出してもらい、市で立ち会っている。 ・国立市都市景観形成条例において、敷地の緑化(既存樹木の保全活用、緑化)について指導・助言を行った。 ・国立市都市景観形成条例に基づく大規模行為届出について、景観形成基準への適合を確認し、良好な都市景観形成に取り組んだ。	・甲州街道沿道地区を中心に、屋敷林の再生に努めるとともに、諸条件により再生が困難な敷地では、垣根等による接道部緑化を推進し、歴史的な景観の再生に取り組んでいく。 ・都市景観形成基本計画に基づき、都市景観形成重点地区の指定を推進し、住民合意による良好な斜面景観や美しいまちなみの維持、再生に取り組んでいく。 ・歴史、文化資源の歴史的な景観を守るために、周辺の緑化保全に取り組んでいく。

【緑の創出・向上】

しょうがいの有無にかかわらず、全ての子どもが楽しく安全に遊べるインクルーシブ公園の整備に向けて、市民ワークショップ、アンケートなどを実施し、市民参加による公園づくりを推進しました。

また、ブロック塀等を生垣などの植え込みとしていくことで、市内緑化や安全確保を推進し、これまで生垣助成制度により、174件の補助を実施しました。壁面緑化として、市役所本庁舎でゴーヤを植栽、公民館の壁面でキヌサヤを植栽しているほか、南区公会堂の壁面でグリーンカーテンを実施しました。

展開施策	主な成果	今後の対応方針
公園緑地の整備	・公園用地確保が難しい市街地では、土地の賃貸契約による緑地、広場の確保に取り組み、現在、ちびっこ広場を3か所設置している。 ・スポーツ・レクリエーション活動の場として、公園に有料スポーツ施設(野球場2カ所4面、サッカー場1カ所2面、テニスコート3カ所10面)を設置した。 ・幅広い年齢層が利用できる健康器具を、市内6カ所の公園に設置した。 ・公園設置のトイレについて、誰でもトイレの整備、便器の洋式化など利用ニーズに応じた再整備を実施している。 ・国立市公園施設長寿命化計画を策定し、遊具等の既設ストックの計画的な修繕・更新計画を策定した。 ・しょうがいの有無にかかわらず、全ての子どもが楽しく安全に遊べるインクルーシブ公園の整備に向けて、市民ワークショップ、アンケートなどを実施し、市民参加による公園づくりを実施した。	・スポーツ・レクリエーション活動の場、高齢者の健康づくりの場、自然環境とのふれあいの場、都市緑化の推進拠点となる公園整備に取り組んでいく。 ・公園用地の取得が困難な市街地等において、土地の賃貸契約による広場用地の確保が見込める場合は、ちびっこ広場の設置を検討していく。 ・公園緑地等において、自然植生に配慮した緑化に取り組んでいく。(再掲) ・公園施設の計画的な修繕・更新に併せて、バリアフリー化など、利用ニーズに応じた再整備に取り組んでいく。 ・公園緑地の整備にあたっては、アンケートなど、市民意見を踏まえた公園づくりに取り組んでいく。
緑のネットワーク整備	・ブロック塀等を生垣などの植え込みとしていくことで、市内緑化や安全確保を推進し、これまで生垣助成制度により、174件の補助を実施した。 ・国立駅北駅前広場の整備、都市計画道路(3・4・10号)の整備に当たっては、街路樹を整備した。 ・さくら通りでは、倒木の危険性があると診断された桜の伐採後に、良好な景観形成等を目的に、新たな桜(ジンダイアケボノ)を植樹した。ジンダイアケボノはソメイヨシノより樹高・樹形が小さいことから、通行車両等への影響も小さく、病気にも強いことから代替街路樹として選定した。 ・滝乃川学園と無償使用賃貸契約を結び、崖線及び矢川沿いの樹林地の保全に取り組むほか、ハケ下の遊歩道など、水辺環境の特性に応じた自然環境の保全や、水辺に親しむ空間づくりに取り組んだ。 ・矢川いこいの広場や、寺之下親水公園など、水辺空間に連なる公園広を整備した。	・住宅等の接道部では、生垣化や植栽帯の設置に対する補助を継続し、市街地の景観や都市緑化、防災機能の向上に取り組んでいく。 ・都市計画道路の整備と併せ、街路樹や植栽帯の確保、歩道空間の拡幅などにより緑化を推進していく。 ・矢川及び用水路では、自然環境の特性に応じた親水空間の確保、緑化保全に取り組んでいく。 ・良好な自然環境の中で散策を楽しむことができる散策路の整備に取り組んでいく。

市街地の緑化推進	・市内25の公園等において、公園協力を得て花壇整備を実施したほか、大学通り緑地帯では、夏と冬に1年草の花壇整備を市民の協力を得て実施した。(再掲) ・樹木の維持管理や緑化に関心のある方を対象に、「くにたち緑のサポーター養成塾」を開催し、現在、112名がサポーターとして登録され、大学通り緑地帯の桜を中心とした樹木の日常的な見守りや維持管理等についてご協力をいただいている。 ・壁面緑化として、市役所本庁舎でゴーヤを植栽、公民館の壁面でキヌサヤを植栽しているほか、南区公会堂の壁面でグリーンカーテンを実施している。	・都市基盤整備事業等を展開する地区は、地区計画制度により、接道部の生垣化等に関する内容を定め、適切なまちづくりを誘導していく。 ・緑化や園芸に関する専門的な知識を有し、地域の緑化活動を指導する緑化リーダーの養成に取り組んでいく。 ・公共施設内にある緑について、施設の立地特性や機能との調和を図りつつ、維持・更新に取り組んでいく。
民有地緑化に対する支援	・ブロック塀等を生垣などの植え込みとしていくことで、市内緑化や安全確保を推進し、これまで生垣助成制度により、174件の補助を実施した。(再掲) ・国立市都市景観形成条例において、敷地の緑化(既存樹木の保全活用、緑化)について指導・助言を行った。(再掲) ・「崖線樹林地の保全に係る基本的な方針」を定め、民有崖線樹林地を公有地化して保全していく方針を策定した。(再掲) ・農業展や環境フェスタなどにおいて、苗を配布等を実施した。	・生垣緑化や建築物の緑化などの多様な緑化手法の解説、国立にふさわしい樹種、参考となる緑化事例の紹介等を内容とする緑化ガイドライン作成に取り組んでいく。 ・緑化イベントの開催により、市民の緑化意識を高め、イベントを通し、花苗の配布などに取り組んでいく。

国立駅北口 or3410 号線街路樹写真



2-4 自然特性と動植物の変遷

(1) 国立市の植生

もし、人による開発が一切なく、市内が完全に自然に還ったとしたときに、そこに見える植物のまとまり（植生）を「潜在自然植生」と呼びますが、国立市においては、シラカシ群集と呼ばれる照葉樹の森が広がるとされています。しかし、古くからの人間活動に伴い、自然は改変され、現在の景観を形成しています。

国立市の景観を形作る植生環境は、「自然性の高いまとまった緑」と「公園や街路樹、花壇などの身近な緑」に大きく分けることができます。「自然性の高いまとまった緑」は市内にそう多く残されていませんが、一橋大学や郵政研修センター、桐朋学園、お鷹の森、谷保天満宮、南養寺、滝乃川学園、ママ下湧水公園、青柳崖線、立川崖線、多摩川河川敷などで見るすることができます。主にクヌギやコナラ、ケヤキなどの落葉広葉樹やシラカシなどの常緑広葉樹によって形成され、その林の中には、多様な樹木や草花が生育しています。また、湧水を水源とした矢川やママ下湧水公園の水路、多摩川から取水している農業用水である府中用水沿いでは、水生植物の生育環境となっているほか、水鳥や魚たちの生息場所として重要です。また、ハケや農地と合わさった風景は、国立市における農の原風景として重要な景観要素となっています。このような緑は、生物多様性保全の観点から、みどりの拠点として重要な役割を果たしています。

次に、「公園や街路樹、花壇などの身近な緑」については、公園などの植栽のほか、大学通りやさくら通りなど、サクラ類やイチヨウがなどからなる緑、花壇に植えられた草花など、生活に身近な緑であり、街に彩りを与える役割をもつ緑です。生物多様性保全の観点から見ても、緑と緑をつなぐ回廊の役割を果たす場合が多いほか、市民の緑への関心を醸成する場、憩いの場やレクリエーションの場として重要な緑です。



大学通り



郵政研修センター



矢川（矢川いこいの広場）



ママ下湧水

前計画では、平成13年に生き物調査が行われており、計画策定のための資料として活用されました。生き物の生息状況がどのように変化しているのか、東京都や国土交通省が近年実施した生き物調査結果を活用しつつ、新たに市内で生き物調査を実施し、生き物たちの現状を整理しました。

(2) 植物

市内のまとまった緑は、薪などに利用するため古くから人の手で管理されてきたいわゆる里山と呼ばれる雑木林がほとんどです。現在も同様の管理が引き継がれている環境では、キンランやササバギンランなどのランの仲間や、ニリンソウ、キツネノカミソリなどが今も生育しています。また、矢川や府中用水には、過去の調査でも確認されているナガエミクリのほか、エビモなど貴重な水生植物が生育し、良好な水辺景観を形成しています。また、前回調査時は確認されなかった外来植物が多数生育していることがわかっています。

そのほか、クヌギやコナラなどのブナ科植物については、近年カシナガキクイムシの食害によって枯れてしまう、いわゆる「ナラ枯れ」被害が発生しています。市内でも、大学通りや北第一公園、谷保緑地のブナ科植物が枯死してしまいました。主に大木化したコナラ類の樹木を好むとされており、コナラなどが薪として利用されず切り出されなくなった結果、「ナラ枯れ」被害が拡大しやすくなってしまっているといえます。また、植栽木であるサクラ類は、樹齢が60年以上を超えるものが多く、樹勢が衰退した個体が数多く見られます。



キンラン



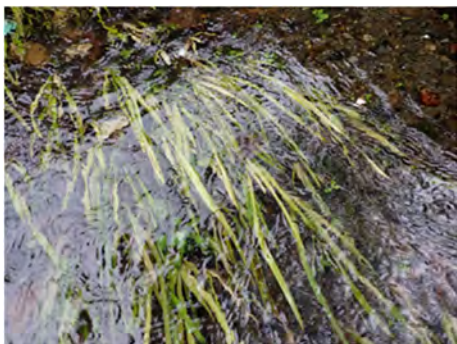
ササバギンラン



カントウタンポポ



シロバナタンポポ



ナガエミクリ



エビモ

(3) 動物

【鳥類】

鳥類は、国立市の鳥であるシジュウカラのほか、エナガやメジロ、ヒヨドリ、ムクドリ、ハクセキレイ、そのほか、キツツキの仲間であるコゲラやアオゲラなどは街中でも見ることができます。比較的自然性の高い場所では、猛禽類の仲間であるツミやオオタカ、フクロウなどが確認されています。など小鳥類のほか、高木に穴をあけの巣をつくるアオゲラなどがみられます。また、矢川や府中用水沿いではカルガモが多く生息し、コサギやカワセミなども見られます。多摩川沿いでも湿地や草原を好む鳥類が多数確認されています。

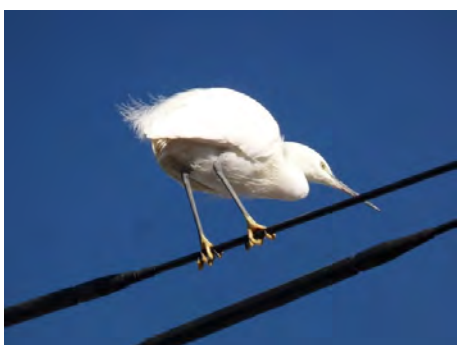
一方で、特定外来生物にも指定されているガビチョウやソウシチョウ、ホンセイインコなど、前回調査時には確認されなかった外来種が確認され、市内で定着しているものと考えられます。



エナガ



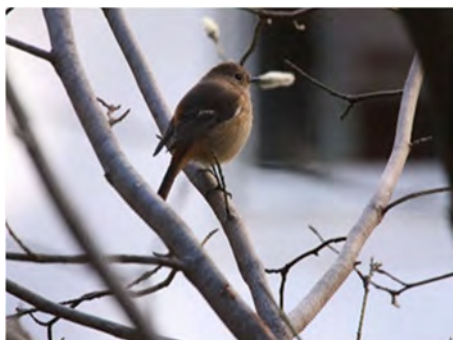
アオゲラ



コサギ



ツミ



ジョウビタキ



オオタカ

【哺乳類】

哺乳類では、各地でタヌキの生息が確認されているほか、キツネやイタチなどの肉食哺乳類についても今回の調査で確認されています。また、多摩川では丈の高いオギなどの草地にカヤネズミなども確認されています。

一方で、前回調査では確認されなかった特定外来生物のアライグマが確認され、定着が示唆されているほか、ハクビシンも市内全域で確認されています。



タヌキ

【両生類・爬虫類】

両生類では、市街地の近くでアズマヒキガエルやニホンアマガエルが確認されているほか、南部地域ではニホンアカガエルの生息が確認されています。

爬虫類では、市街地の草むら等でみられるヒガシニホントカゲやニホンカナヘビなどのトカゲ類がみられるほか、城山公園や多摩川沿いではヘビ類のヒバカリや水ヤマカガシが確認されています。

一方、特定外来生物の在来水生生物を食害するウシガエルやミシシippアカミミガメが多摩川で確認されています。



ヒガシニホントカゲ



ニホンカナヘビ



ニホンアカガエルの卵塊

【昆虫類】

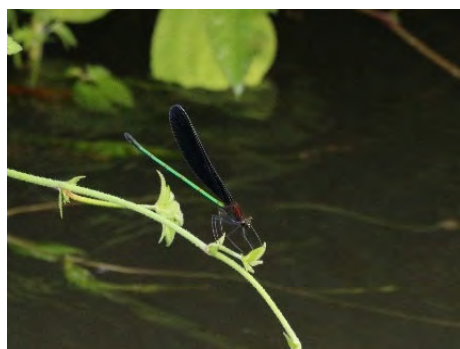
水辺付近ではアオモンイトトンボやクロイトトンボ、ギンヤンマやショウジョウトンボなどのほか、特に良好な水質の小河川の指標となるハグロトンボも確認されています。移動性の高いシオカラトンボやアキアカネ、ミヤマアカネなどは市内全域で見られます。



アオモンイトトンボ



ショウジョウトンボ



ハグロトンボ



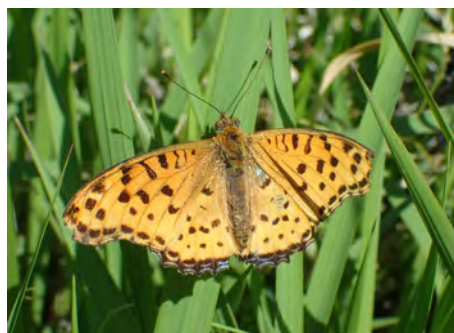
アキアカネ

チョウ類は、草地や花壇でみられるチャバネセセリ、ヤマトシジミ、ツマグロヒョウモン、ジャコウアゲハや林内にみられるゴマダラチョウ本土亜種、ヒカゲチョウ、カラスアゲハ本土亜種などがみられます。一方で、エノキという樹木を食草とする在来のチョウに競合し、特定外来生物として指定されているアカボシゴマダラもみられます。

コウチュウでは、クヌギやコナラ林でカブトムシやコクワガタなどが樹液に集まり、アカマツに集まるウバタマムシなどがみられます。矢川ではゲンジボタルの生息が確認されています。春には花にあつまるヒゲブトハナムグリなどもみられます。



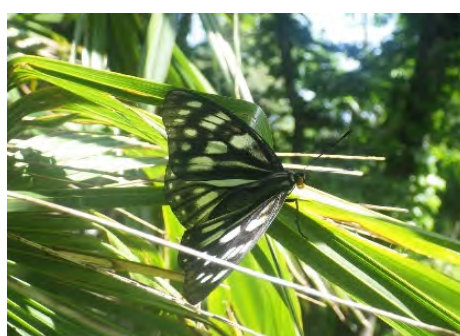
チャバネセセリ



ツマグロヒョウモン



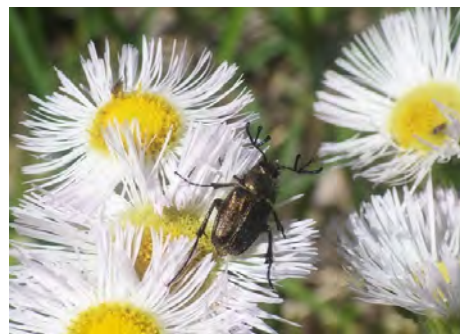
ジャコウアゲハ



ゴマダラチョウ



ウバタマムシ



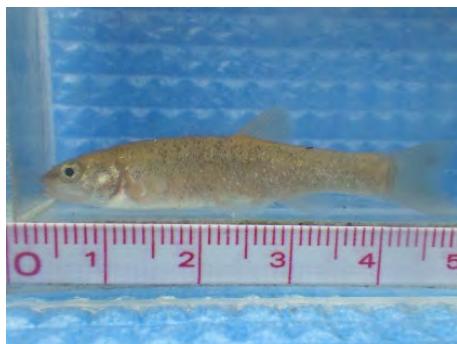
ヒゲブトハナムグリ

【魚類・水生生物】

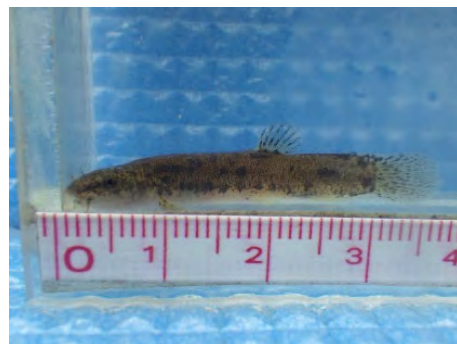
矢川などの湧水を水源とした河川では、アブラハヤやタカハヤやカワヨシノボリのほか、湧水特有のホトケドジョウが生息しています。府中用水では河川の中下流域に生息するオイカワやカワムツやミナミメダカが生息しています。

多摩川には流れが急な場所、緩やかな場所などさまざまな環境がありますが、環境に応じてギンブナやオイカワ、タモロコなど中下流域に生息する魚類から、アブラハヤやカワヨシノボリなど上中流域に生息する魚類が生息しています。一方で特定外来生物に指定されているコクチバスや西日本が本来の生息地の魚類であるタカハヤ、ムギツク、タモロコ、スゴモロコ属の一種、オヤニラミなどが多く確認されています。

水生生物では矢川には魚類と同様に、中上流域で生息するカゲロウ目やトビケラ目の水生昆虫やサワガニなどが確認されています。また、ゲンジボタルの幼虫の餌となるカワニナとともにゲンジボタルの幼虫も確認されています。多摩川は矢川と同様にカゲロウ目やカワゲラ目のトビケラ目の水生昆虫がみられます。



アブラハヤ



ホトケドジョウ



ミナミメダカ



タモロコ

(3) 生き物の生息拠点の特徴

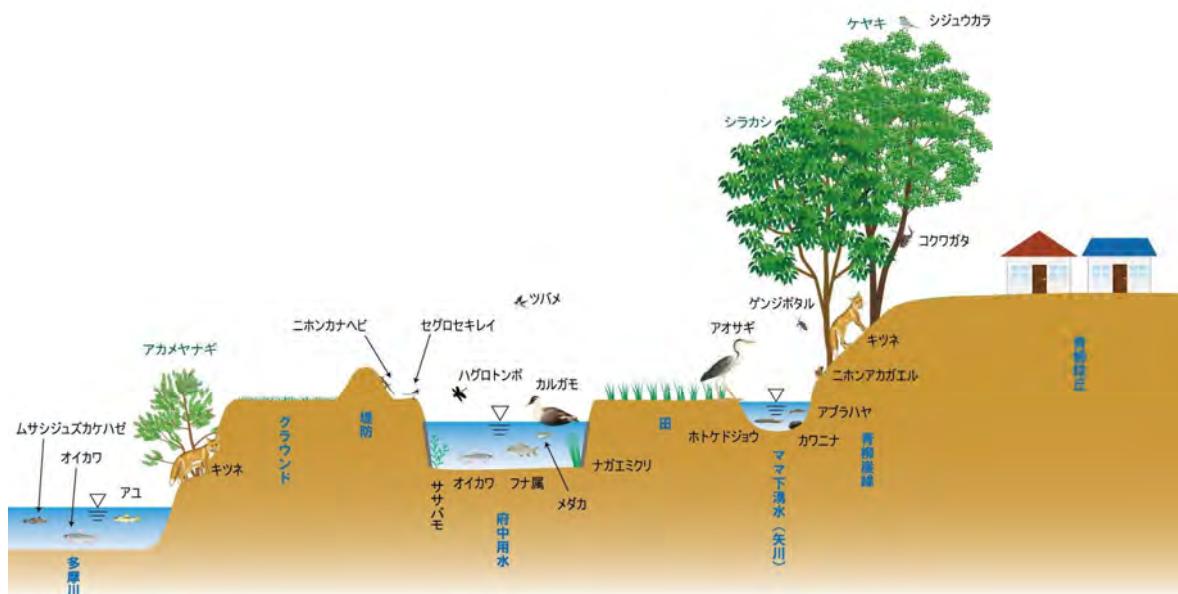
市内の生き物の生息拠点を整理すると下表のようになります。

生き物の生息環境と主な動植物一覧

環境区分	該当する箇所	動植物の生息・生育環境：ハビタット	生息・生育する代表的な動植物
クヌギ、コナラなどまとまった雑木林	一橋大学 郵政研修センター お鷹の森 桐朋学園	まとまった樹林（高木の雑木林） （コナラ、クヌギ、アカマツ）	鳥類：ツミ、オオタカ、アオゲラ、エナガなど 哺乳類：タヌキ 昆虫類：ウバタマムシ、ヤマトタマムシ、モンズズメバチ、カブトムシ、クワガタ 類
		落葉樹林の林床（階層構造がある：管理されていない）	哺乳類：タヌキ 昆虫類：モンズズメバチ、カブトムシ、クワガタ 類
		落葉樹林の林床（管理された林床）	植物：エビネ、キンラン、ギンラン、ササバギンラン
		樹林と水辺（池）	両生類：アズマヒキガエル、ニホンアマガエル 昆虫類：マユタテアカネ、ミヤマアカネ
		花壇や植込みなどの植栽	植物：コムラサキ、アマドコロ、ウマノスズクサ カントウタンポポ、シロバナタンポポ 爬虫類：ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ
シラカシ、ケヤキなどのまとまった雑木林（屋敷林）	滝乃川学園 南養寺 青柳崖線沿い 樹林 谷保天満宮 下谷保古墳 谷保緑地	まとまった樹林（高木） （シラカシ、ケヤキ）	鳥類：アオバト、アオバズク、モズ 哺乳類：キツネ、タヌキ 植物：自生：エビネ、キツネノカミソリ、ニリンソウ 昆虫類：ヒラタクワガタ本土亜種、ヤマトタマムシ
		水辺（河川・用水路）と河畔林	植物：自生：コギシギシ 両生類：ニホンアカガエル
		花壇や植込みなどの植栽	爬虫類：ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ
街路樹や緑地帯	大学通り さくら通り 富士見台団地	高木の街路樹	鳥類：アオゲラ、エナガ、ジョウビタキ、オナガ、ウグイス
		花壇や植込み	植物：フジバカマ 爬虫類：ヒガシニホントカゲ
湧水を水源とする小河川	矢川 ママ湧水公園等	湧水を水源とする小河川	植物：ミゾホオズキ、ヤナギモ、ナガエミクリ、セキショウモ（自生） 鳥類：コサギ、カワセミ、セグロセキレイ 両生類：ニホンアカガエル 昆虫類：オオアメンボ、ゲンジボタル 魚類：オイカワ、アブラハヤ、ホトケドジョウ 底生動物：サワガニ、ヤマサナエ
用水路	府中用水	流れの緩やかな水路	植物：エビモ、ササバモ、ヤナギモ、ナガエミクリ 哺乳類：イタチ 鳥類：コサギ、カワセミ 昆虫類：マユタテアカネ、ミヤマアカネ、オオアメンボなど 魚類：フナ属、オイカワ、ミナミメダカ
河川	多摩川	山地から海に流下する大河川	鳥類：コサギ 爬虫類：ニホンスッポン 昆虫類：エサキアメンボ、アオサナエ、ホンサナエ 魚類：ギンブナ、オイカワ、アユ、ニゴイ、アカザ、ミナミメダカ、ムサシノジュズカケハゼ 底生動物：モノアラガイ、スジエビ



市街地における緑と動植物のイメージ



多摩川から府中用水や青柳崖線の湧水における緑と動植物のイメージ

2-5 生き物の生息状況から見た課題

前回調査時から変化した生き物の生息状況について、課題を以下の通り整理しました。

(1) 外来種の大幅な増加

外来種は動植物全体で平成 13 年度に外来種 21 種の内 5 種が特定外来生物であったものが、外来種全体が 89 種となり、その内 11 種が特定外来生物と大幅に増加しています。特に植物では平成 31 年度には外来種が 17 種でその内特定外来生物はオオキンケイギク 1 種であったものが、近年は 74 種でその内特定外来生物はオオキンケイギク、オオカワヂシャ、オオフサモの 3 種と大幅に増加しています。

動物の特定外来生物では、鳥類がガビチョウ、ソウシチョウの 2 種、哺乳類のアライグマの 1 種、昆虫類のアカボシゴマダラの 1 種、魚類のコクチバスの 1 種が近年みられるようになっていきます。

植物については、周辺地域や河川の上流地域より分布を広げたものであり、侵入を防ぐことは困難ですが、特に在来の植物に影響が大きいと懸念される特定外来生物については継続的な駆除により、影響の軽減を図ることが望まれます。

※外来種：「環境省報道発表資料-我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト-」（平成 27 年 3 月、環境省）の記載種

※特定外来生物：「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号 令和 4 年一部改正）により指定された種



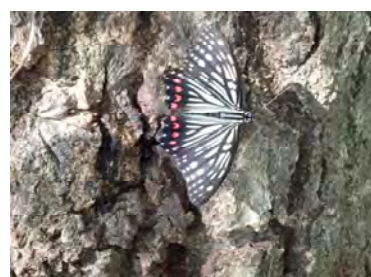
オオカワヂシャ



オオフサモ



アライグマ



アカボシゴマダラ



図 外来種（特定外来生物）の増加

出典：平成26年度～令和6年度の調査結果（近年）

(2) 湿地環境の減少

過去の調査で確認され、近年の調査で確認されていない種として特に水田の畔や休耕田に生育する植物のミズガヤツリや水田など止水域に生育している水生昆虫のミズカマキリ、コガムシ、シジミガムシ3種があり、これらが生息・生育するような水田や池沼等の止水の湿地環境が減少しているものと考えられます。

(3) 温暖化による生物分布の変化

温暖化による生物への影響として、生息域が北上しているとされる代表的な昆虫類の確認状況を下表に示しました。クマゼミ以外は前回調査時には確認されず、特にアオドウガネと競合するドウガネブイブイは前回調査時には確認がありましたが、近年の調査では確認がなく、駆逐された可能性があります。

このように昆虫類では温暖化による影響がみられますが、その他の生物に対しても様々な影響が懸念されます。

温暖化により生息域が北上している代表的な昆虫類の確認状況

種名	H13	H31～R5	備考
クマゼミ	●	●	
シロハリクチブトカメムシ		●	
アオドウガネ		●	競合種のドウガネブイブイの確認が近年ない
ダンダラテントウ		●	
ナガサキアゲハ		●	
ムラサキツバメ		●	
ツマグロヒョウモン		●	

(4) 生き物の拠点別に見た課題

生き物の拠点別に、生物多様性保全に係る課題と、維持、質の向上を図る対策を以下の通り整理しました。

表 生き物の拠点別の課題と対応策

環境区分	該当する箇所	動植物の生息・生育環境：ハビタット	課題と対応策
クヌギ、コナラなどまとまった雑木林	一橋大学 郵政研修センター お鷹の森 桐朋学園	まとまった樹林（高木の雑木林）（コナラ、クヌギ、アカマツ）	高木、老齢木の倒木やナラ枯れなどに対し、今後管理が必要です。このため計画的な樹木の更新が必要と考えます。特に一橋大学構内などのコナラ、クヌギ、アカマツは国立市内では貴重な雑木林となっており、同種の樹木の植栽などによる維持が望まれます。
		落葉樹林の林床（階層構造がある：管理されていない）	現状、人の手を掛けられない環境として、国立市内では貴重な環境となっていますが、人が入れないような鬱蒼とした場合では逆にササ類など単一の植生となるため、数年間隔単位の間伐や除草が必要です。
		落葉樹林の林床（管理された林床）	林床は単調な環境で多様な昆虫類や爬虫類等の生息場としては適していない。このため、伐採した樹木でエコスタックを作ること、昆虫や爬虫類の生息場を創出することが望まれます。
		樹林と水辺（池）	人工の池はでは管理がされず堆積物が溜まると、富栄養化し、生物の生息環境が劣化します。そのため、定期的な泥抜きなどが必要となります。
		花壇や植込みなどの植栽	鑑賞用の草花が主であり、一部の昆虫類のみが利用しています。このため、チョウ類の食草や鳥類の餌となる低木を選択的に一部で植栽することが望ましいと考えます。
シラカシ、ケヤキなどのまとまった雑木林（屋敷林）	滝乃川学園 南養寺 青柳崖線沿い樹林 谷保天満宮 下谷保古墳 谷保緑地	まとまった樹林（高木）（シラカシ、ケヤキ）	老齢木の倒木やナラ枯れなどの対策として、計画的な樹木の更新が必要です。特に青柳崖線沿いは樹木の更新や植栽を行う場合は潜在植生となるシラカシやケヤキなどを植栽することで、多様性の質担保が期待できます。
		水辺（河川・用水路）と河畔林	ニホンアカガエルなど樹林に生息し、水辺に産卵する種などの希少な場として保全することが望ましいです。
		花壇や植込みなどの植栽	鑑賞用の草花が主であり、一部の昆虫類のみが利用しています。このため、チョウ類の食草や鳥類の餌となる低木を選択的に一部で植栽することが望ましいと考えます。
連続した大木の街路樹	大学通 さくら通 富士見台団地	高木の街路樹	老齢木や樹勢の衰えた樹木について、計画的な樹木の更新が必要と考えます。更新には緑地帯の連続性や景観に考慮し、計画的な樹木の更新が望まれます。
		花壇や植込み	鑑賞用の草花が主であり、一部の昆虫類のみが利用しています。このため、チョウ類の食草や鳥類の餌となる低木を選択的に一部で植栽することが望ましいと考えます。
湧水を水源とする小河川	矢川 ママ湧水公園等	湧水を水源とする小河川	清流に多くの貴重な生物の生息・生育環境となっており、現状を保全することが望まれます。一方で、オオカワヂシャやオランダガラシ（クレソン）など外来種が繁茂しており、在来の水生植物への影響が懸念されます。対策には継続的な駆除が必要なことから、市民への啓発や協力が必要と考えます。
用水路	府中用水	流れの緩やかな水路	多摩川との連続性から、緩やかな流れに生息・生育する貴重な動植物の生息・生育環境となっており、現状を保全することが望まれます。一方、矢川と同様にオオカナダモなど外来の水生植物が繁茂しており、在来の水生植物への影響が懸念されます。対策には継続的な駆除が必要なことから、市民への啓発や協力が必要と考えます。

表 生き物の拠点別の対応策の実施により生息・生育が期待できる動植物

環境区分	該当する箇所	動植物の生息・生育環境：ハビタット	対策により生息・生育環境の安定や増進が期待できる動植物
クヌギ、コナラなどまとまった雑木林	一橋大学 郵政研修センター お鷹の森 桐朋学園	まとまった樹林（高木の雑木林） （コナラ、クヌギ、アカマツ）	鳥類：ツミ、オオタカ、アオゲラ 昆虫類：ウバタマムシ、ヤマトタマムシ、カブトムシ、クワガタ 類
		落葉樹林の林床（階層構造がある：管理されていない）	鳥類：ウグイス 植物：エビネ、キンラン、ササバギンラン（自生） 昆虫類：モンスズメバチ、カブトムシ、クワガタ 類
		落葉樹林の林床（管理された林床）	植物：自生：エビネ、キンラン、ササバギンラン（自生） 爬虫類：ヒバカリなどヘビ類 昆虫類：モンスズメバチ、カブトムシ、クワガタ 類
		樹林と水辺（池）	両生類：アズマヒキガエル、ニホンアマガエル 昆虫類：マユタテアカネ、ミヤマアカネ
		花壇や植込みなどの植栽	鳥類：カケス、シメ、ヒヨドリ、カワラヒワ、シロハラ、アカハラ、ツグミ、コゲラなど木の実を食べる鳥類 昆虫：アゲハチョウなどチョウ類
シラカシ、ケヤキなどのまとまった雑木林（屋敷林）	滝乃川学園 南養寺 青柳崖線沿い樹林 谷保天満宮 下谷保古墳 谷保緑地	まとまった樹林（高木） （シラカシ、ケヤキ）	鳥類：アオゲラ、エナガ、ジョウビタキ 哺乳類：キツネ、タヌキ 植物：エビネ、キツネノカミソリ、ニリンソウ（自生） 昆虫類：ヒラタクワガタ本土亜種、ヤマトタマムシ
		水辺（河川・用水路）と河畔林	植物：コギシギシ 両生類：ニホンアカガエル
		花壇や植込みなどの植栽	鳥類：カケス、シメ、ヒヨドリ、カワラヒワ、シロハラ、アカハラ、ツグミ、コゲラなど木の実を食べる鳥類 昆虫：アゲハチョウなどチョウ類
連続した大木の街路樹	大学通 さくら通 富士見台団地	高木の街路樹	鳥類：アオゲラ、エナガ、ジョウビタキ、オナガ、ウグイス
		花壇や植込み	鳥類：カケス、シメ、ヒヨドリ、カワラヒワ、シロハラ、アカハラ、ツグミ、コゲラなど木の実を食べる鳥類 昆虫：アゲハチョウなどチョウ類
湧水を水源とする小河川	矢川 ママ湧水公園等	湧水を水源とする小河川	植物：ミゾホオズキ、ヤナギモ、ナガエミクリ、セキショウモ（自生）
用水路	府中用水	流れの緩やかな水路	植物：エビモ、ササバモ、ヤナギモ、ナガエミクリ

2-6 緑に関する市民意識

(1) 緑に関するアンケート

計画の改定に当たって、緑や生物多様性保全に対する市民の意識・関心・ニーズ等について調べるアンケート調査を実施しました。

方法： 18歳以上の市民2,000名（住民基本台帳から無作為抽出）に対する市民アンケートの郵送

調査期間： 令和6年1月22日～令和6年2月5日

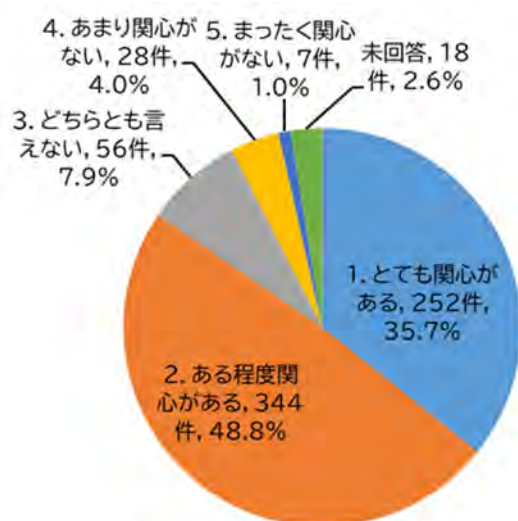
回答数： 705人（回収率 35.3%）

【アンケート結果】

①緑への関心、関心のある場所について

「みどり」に対する関心は、「ある程度関心がある」が344件（48.8%）、「とても関心がある」が252件（35.7%）となっており、全体の約85%が「みどり」に関心を持っていることがわかります。

次に、「みどり」と聞いて思い浮かべる、関心のある「みどり」は何かという設問に対しては、「公園（街路樹）」（585件）、「道路（街路樹）」（551件）といった、いわゆる身近な緑に対する関心が高い傾向が窺えました。次いで、「川や水辺」（451件）、「崖線（ハケ）や雑木林」（354件）、「神社など」（351件）のように、より自然度の高い緑に対する関心が高い傾向が見られました。一方で、学校を含め公共施設のみどりや、個人宅、企業敷地内など、直接触れ合う機会の少ないと考えられる緑に対しては関心が低い傾向が見られました。



「みどり」への関心（n=705）



関心のある「みどり」（n=705）

②緑の機能について

緑がもつ様々な機能について、どのようなことに期待しているかを問う設問では、「市街地の景観を和らげる機能」が最も多くなりました。前の設問の関心のあるみどりの回答傾向と整合しており、公園や街路樹、大学通り緑地帯など、景観を形成する要素を持つまとまった緑に関心が高いものと考えられます。

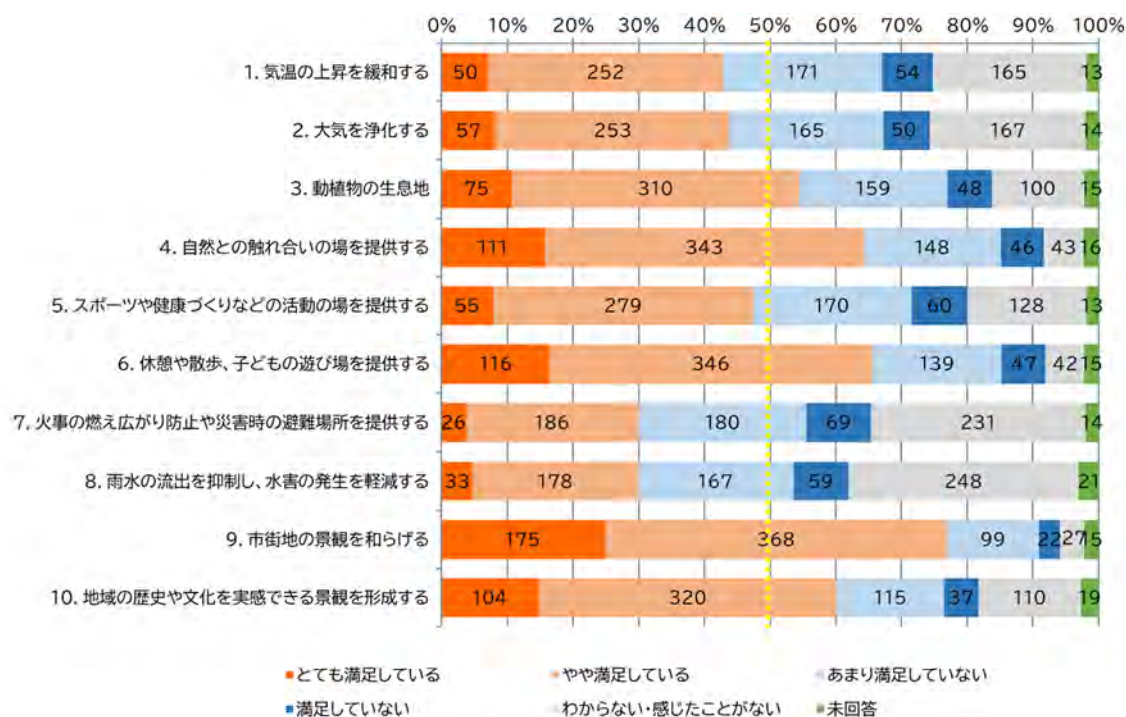
一方で、「地域の歴史や文化を実感できる景観を形成する機能」や「雨水の流出抑制」、「火事の燃え広がり防止」等の機能については、回答が少ない結果となりました。



緑の機能 (n=705)

国立市におけるみどりの機能に対する満足度に関する設問では、緑に対する期待も高かった、「市街地の景観を和らげる」が最も高くなりました。

一方で、「わからない・感じたことがない」という回答が20%を超える項目として、「気温の上昇を緩和する」、「大気を浄化する」、「火事の燃え広がり防止」、「雨水の流出を抑制」が挙げられます。これらの要因として、日常生活の中で実感しづらい内容であることが大きいと考えられます。これらの効果について、実感として満足感を得ることは難しいですが、緑がもたらす効能として理解いただくことができれば、市民の緑化に対する意欲向上につながる可能性があります。



緑の機能に対する満足度 (n=705)

③緑との関わりについて

「緑」に関する取組みとして、最も多かったものは、「花や観葉植物を育てる」で、回答者の半数以上（400 件）が取り組んでいました。次いで多かったものが、「特に行っていない」で 210 件でした。

特に行っていない理由として、「時間がない」と答えた方が一番多く、その他「場所がない」がないという回答も目立ちました。

どうすれば「緑」に関心を持てるのか、取組みができるようになるのかという問いに対しては、自由回答として、「情報の提供」、「イベントの開催」、「子どもたちへ伝える・体験させる」といった回答がありました。

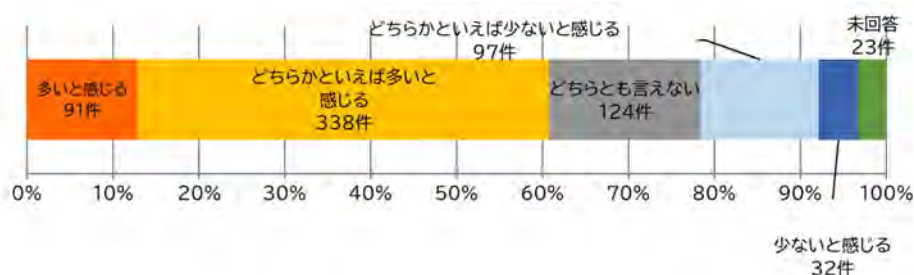


「緑」に関する取組み (n=705)

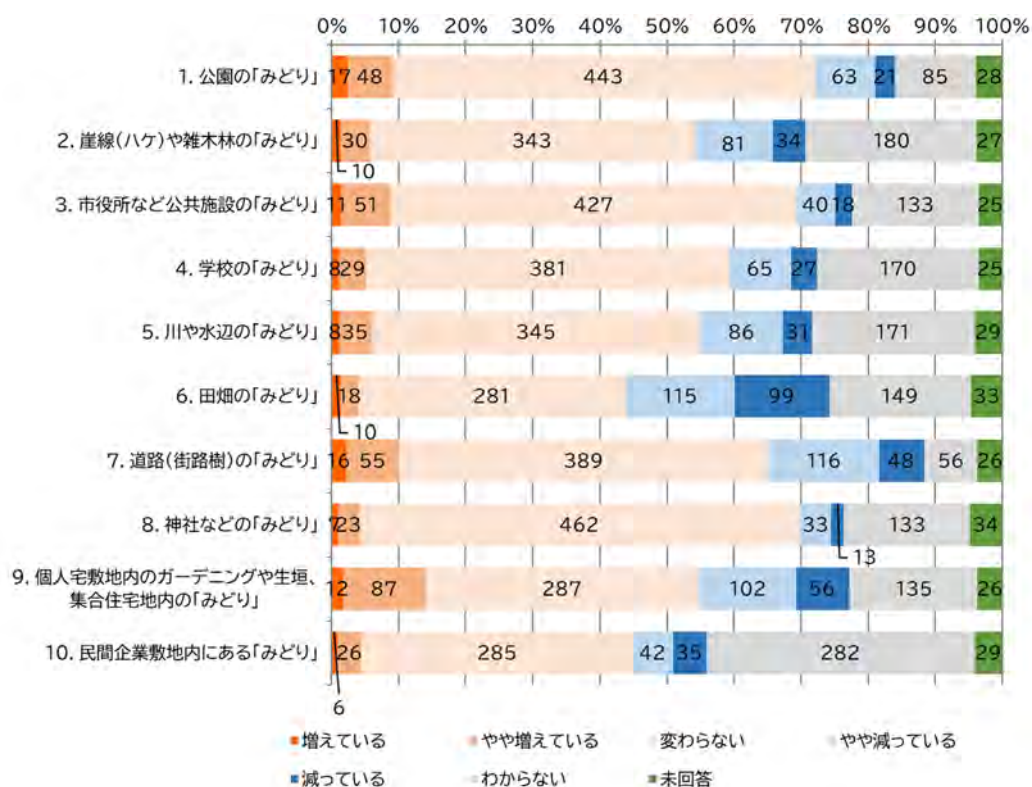
④緑の量と質について

お住いの地域の「緑」の量については、「どちらかといえば多いと感じる」(338件)が最も多く、「どちらかといえば少ないと感じる」(97件)、「多いと感じる」(91件)と、ほぼ同数の回答でした。「少ないと感じる」(32件)は最も少ない結果となりました。

また、10年前(それ以降に引っ越してきた方は当時から)から「みどり」の量が増えているかという設問に対しては、いずれの項目も「変わらない」と感じている人が大部分を占めていました。一方で、「わからない」と回答が多いのは、「崖線や雑木林」、「川や水辺」、「田畑」、「神社など」のような自然性の高いみどりに対してと、「市役所」、「学校」、「民間企業敷地内」などの直接触れ合う機会の少ないと考えられる緑となりました。自然性の高い緑に対しては、関心のあるみどりとして捉えられている傾向が見られましたが、自然性の高いみどりがどのように変化しているかについては関心が低いと考えられます。



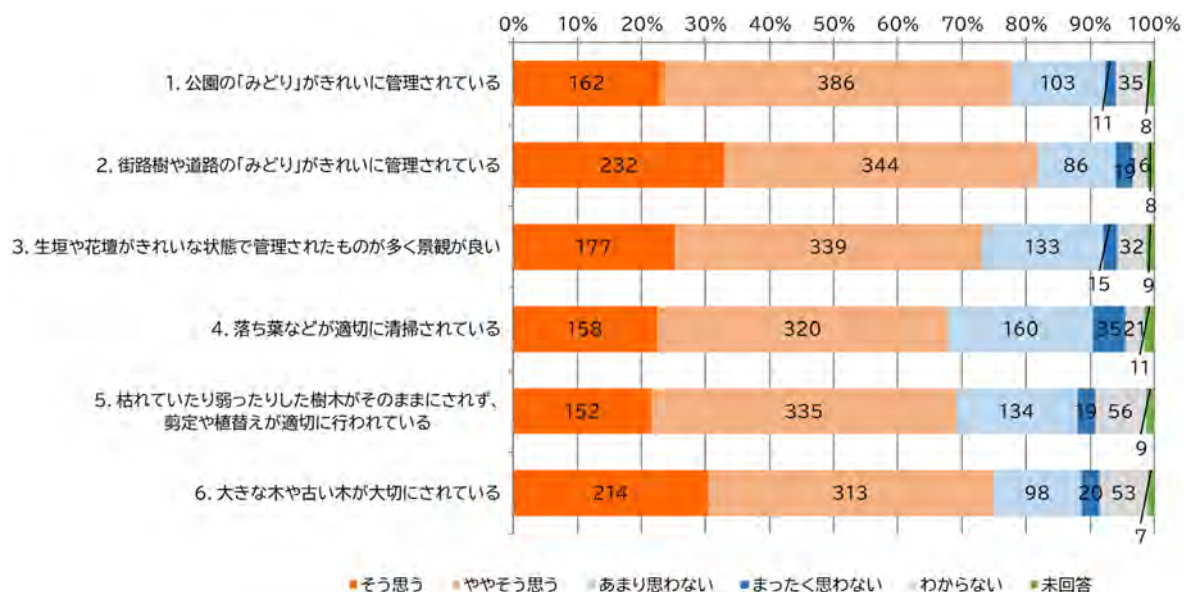
住んでいる地域の「緑」の量 (n=705)



10年前の「緑」の量との比較 (n=705)

「緑」の質として、市民の認識としては、いずれも適切に管理されていると思っている方が多くありました。一方で、「落ち葉などが適切に清掃されている」、「枯れていたり弱ったりした樹木がそのままにされず、剪定や植替えが適切に行われている」は満足している人が70%を切り、比較的、「あまり思わない」と「まったく思わない」人の割合が高くなっていました。

これらの要因については、緑に対するマイナスイメージにつながるものと考えられ、落ち葉の清掃や樹木の剪定、更新について考え方を示すことで、プラスイメージにつなげることが必要と考えます。

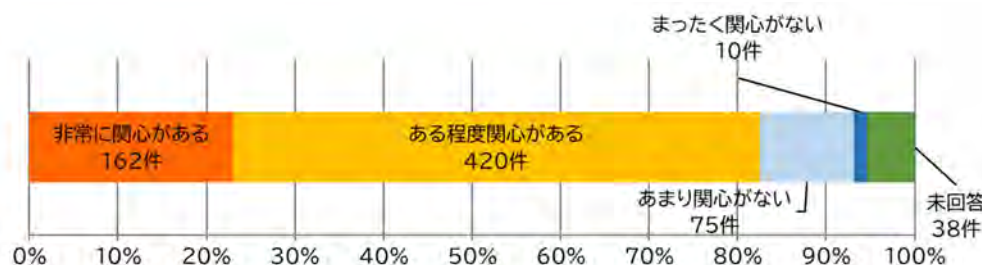


「緑」の質に対する認識 (n=705)

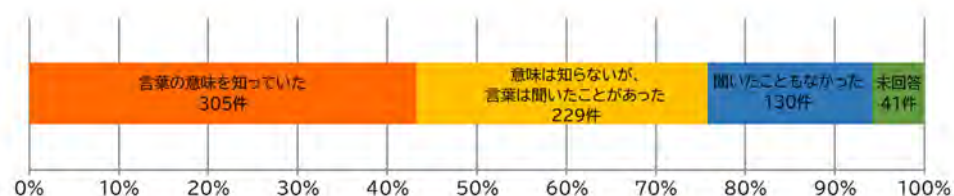
⑤生物多様性への関心、認知度について

生物多様性（自然）についての関心は、「ある程度関心がある」（420件）、「非常に関心がある」（162件）となっており、関心がある回答者が82.6%を占めていました。また、「生物多様性」の言葉の意味については、「言葉の意味を知っていた」が305件で最も多く、次いで、「意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった」が229件となっており、市民における生物多様性への関心、認知度が非常に高いことが分かりました。

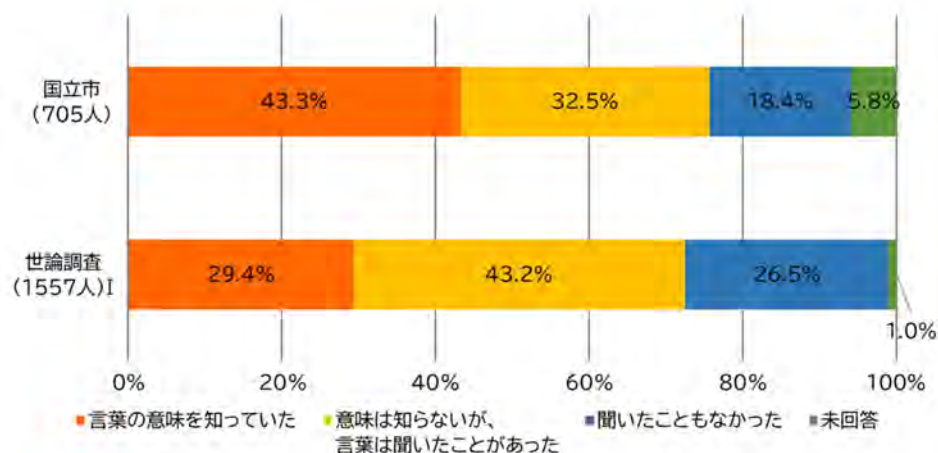
また、生物多様性の言葉の意味について問う設問では、「生物多様性」の「言葉の意味を知っていた」が305件で最も多く、次いで、「意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった」が229件、「聞いたこともなかった」が130件でわずか2割弱となりました。令和4年に実施されている「生物多様性に関する世論調査」において、「言葉の意味を知っていた」は、29.4%であるのに対し、国立市は、43.3%で非常に高く、認知度は比較的高い結果となりました。



自然への関心 (n=705)



生物多様性の認知度 (n=705)

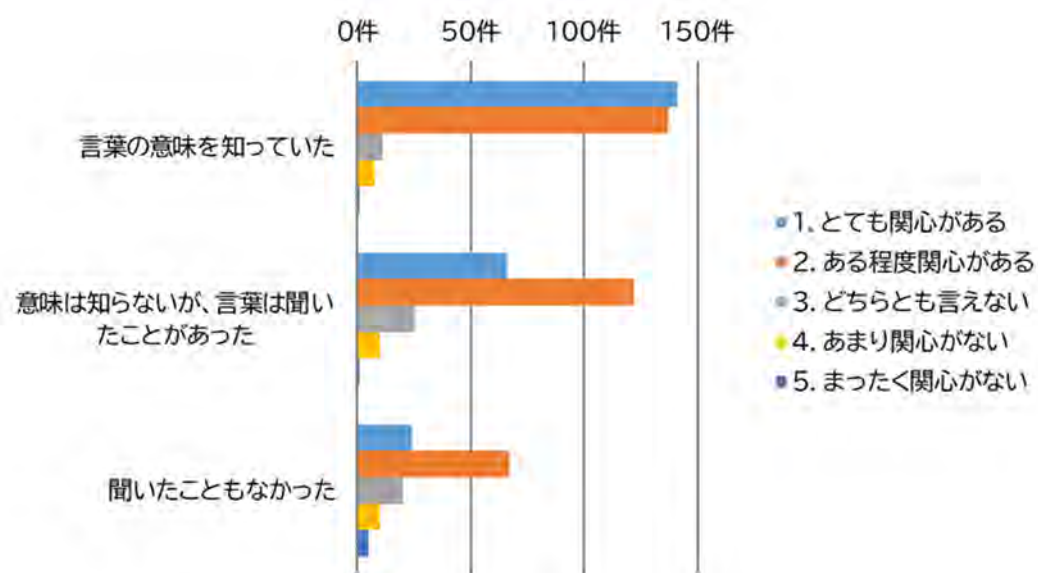


生物多様性の認知度（世論調査との比較）(n=705)

資料：「生物多様性に関する世論調査」（内閣府）<https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r04/r04->

⑦緑への関心と生物多様性保全の認知度について

生物多様性の保全、質向上を考える上で、緑の果たす役割は非常に大きいものがありますが、緑への関心と生物多様性保全の認知度についてクロス集計を行った結果、緑への関心が高い人でも、生物多様性保全という言葉聞いたことがない等、言葉の意味を知らないと回答した方が一定数いることがわかりました。



生物多様性の言葉の意味の理解度とみどりへの関心について

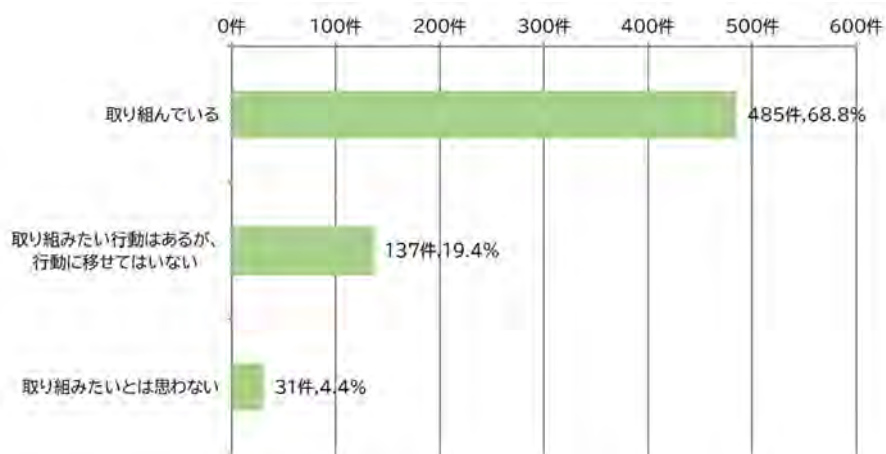
⑥生物多様性の保全に関する取組みについて

生物多様性の保全に関する取組みとして、最も多かったものは、「生産や流通で使用するエネルギーを抑えるため、地元で採れた旬の食材を味わう」（303 件）でした。次いで多かったものは、「取り組みたい行動はあるが、行動に移せてはいない」（214 件）であり、生物多様性の保全に関わりたい気持ちはあるが、実際には動けていない人が多くことが伺えました。また、「取り組みたいとは思わない」は 33 件で少数回答となりました。

また、上記の結果を基に、生物多様性の保全に関する取組み状況を抽出した結果、「取り組んでいる」が 485 件（68.8%）と最も多く、次いで「取り組みたい行動はあるが、行動に移せていない」が 137 件（19.4%）となり、実際に取り組んでいる人が約 7 割と高い傾向にあります。しかし、生物多様性の保全に関わりたい気持ちはあるが、実際には動けていない人も一定数いることがわかります。

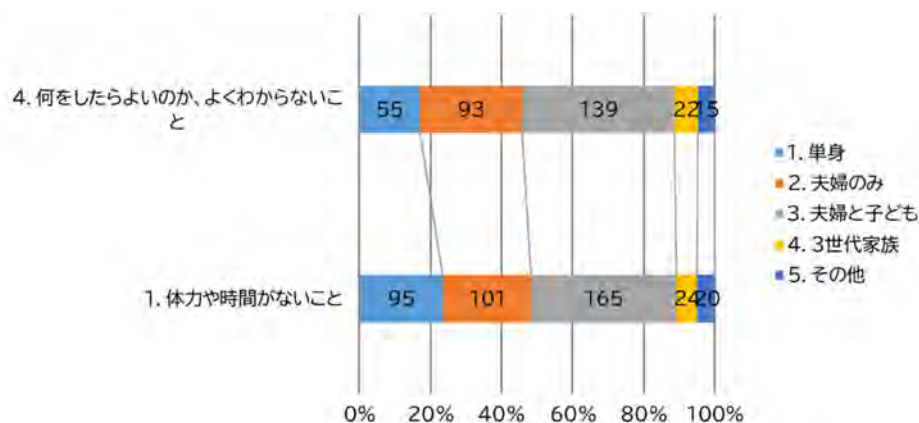


生物多様性の保全に関する取組み（n=705）



生物多様性の保全に対する取組み状況（n=705）

行動に移す際に、何が障害となっているかという問いに対しては、「体力や時間がないこと」が最も多く、次いで、「何をしたらよいのかよく分からない」となりました。また、支障になることとして回答の多かった設問について、家族構成とのクロス集計を行ったところ、特に「夫婦と子ども」の家族構成において、取り組みができていない傾向が見られました。



行動をする際の障害と家族構成の関係

生物多様性保全に係る行動に支障となること×家族構成自然や生物を守るために、どのような取り組みをしてみたいかといった問いに対しては、「保全・保護活動を実施しているエリアで収穫された農作物などを購入したい」が 388 件となり、回答者の半数を超えました。次いで「保全・保護に熱心な企業の製品やサービスを積極的に購入・利用したい」が 292 件となり、環境保全に配慮した製品等であることを PR することで購買意欲向上につながることが示唆されました。



自然や生物を守るために取り組みたいこと (n=705)

【アンケート結果のとりまとめ】

- ・ 国立市民の「緑」に対する関心は、特に景観を形成する身近な緑が高く、これは緑に期待する機能への関心と整合性が高いことがわかりました。また、景観に対する満足度も高いことがわかりました。
- ・ 一方で、「気温の上昇を緩和する」や「火の燃え広がり防止」などの緑の持つ機能である温暖化対策や防災の側面については、「わからない・感じたことがない」という回答が20%を超えており、緑の機能が認識されていない傾向が見られました。
- ・ 「緑」との関わりについては、「特に行っていない」という回答が2番目に多く、その理由として「時間がない」や「方法がわからない」等の回答がありました。そのため、思わず取り組みたくなるような緑に関心を持たせる仕組みづくりや、緑に携わる方法とうについての情報発信の強化が必要であることが示唆されました。
- ・ 緑の量については、概ね「変わらない」という回答が大半でしたが、自然性の高い緑については「わからない」という回答が多くなり、身近な緑以外に対する認識が低いことが示唆されました。
- ・ 緑の質については、大半が適切に管理されているという回答となりましたが、落ち葉清掃や樹勢の弱った樹木の適正管理について満足度が低くなる傾向が見られ、緑に対するマイナスイメージとなっていることが示唆されました。
- ・ 生物多様性の認知度が非常に高く、生物多様性の保全に関する取り組み状況についても取り組んでいる人が多いことがわかりました。しかし、実際に行動したいが、行動に移せていないという人も一定数おり、行動の支障になる事柄として、特に「体力や時間がない」や「何をしたらよいかよくわからない」の回答がありました。これらの回答について家族構成とのクロス集計を行った結果、子育て世代が特にこれらが障壁となっている傾向が見られました。市民の取り組み・行動を促進するためにまずは情報提供が必要ですが、思わず取り組みたくなるような仕掛けや副次的な効果を含めた情報発信を行うことが必要です。

(2) 市民ワークショップ

緑の基本計画を改定するにあたり、「緑」に対する市民の意見や意向を把握するため、計3回にわたる市民ワークショップを開催しました。

項目	第1回	第2回	第3回
開催日	2024年7月15日(月)	2024年8月24日(土)	2024年11月2日(土)
開催時間	13時30分～16時00分	9時30分～12時00分	9時30分～12時00分
開催場所	矢川プラス多目的ホール	国立市役所	国立市役所
対象者	・市内在住の18歳以上の方 (住民基本台帳から無作為抽出で選定された1,000名のうち参加を希望する方) ・環境団体 ・桐朋高等学校の生徒		
参加者数	19名	17名	13名
テーマ	①市内の好きな緑やお すすめの場所につい て ②市内の緑についての 意見(もっとこうなっ てほしい等)	①具体的な対策・活用等 について ②市民参加方法について	①協働における具体的な 取組内容について ※第3回目のみ全体討論 を実施。

国立市 第1回市民ワークショップ

【開催概要】

- ・日付 : 令和6年7月15日(月・祝)
- ・時間 : 13:30～16:00
- ・会場 : 矢川プラス 多目的ホール
- ・参加者 : 19名

・検討テーマ

- 【テーマ①】市内の好きな緑やおすすめの場所について
- 【テーマ②】市内の緑について



国立市 第2回市民ワークショップ

【開催概要】

- ・日付 : 令和6年8月24日(土)
- ・時間 : 9:30~12:00
- ・会場 : 国立市役所 地下打合せスペース
- ・参加者 : 17名

・検討テーマ

- 【テーマ①】具体的な対策・活用等について
- 【テーマ②】市民参加方法について



国立市 第3回市民ワークショップ

【開催概要】

- ・日付 : 令和6年11月2日(土)
- ・時間 : 9:30~12:00
- ・会場 : 国立市役所 地下打合せスペース
- ・参加者 : 13名

・検討テーマ

- 【テーマ】協働における具体的な取組内容について



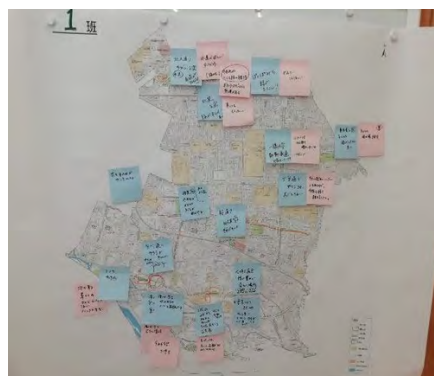
【市民ワークショップの結果概要】

《第1回》

テーマ①：市内の好きな緑やおすすめの場所について

市内の好きな緑やおすすめの場所について、「大学通り」、「さくら通り」、「一橋大学」といった意見が各班から多く出されました。国立市のシンボルである桜が春になると満開に咲き、「並木道が綺麗で癒される」や「散歩コースに良い通りである」等といった意見がありました。

また、動植物が生息している「桐朋学生（みや林）」や「城山公園」、都内でも有数の湧水量を誇る「ママ下湧水公園」も好きな緑やおすすめの場所として、あげられました。



好きな緑やおすすめの場所	アピールポイント等
大学通り	✓桜並木、いちよう、桜の植樹（桜守さん）、緑地にある木のイスとテーブル、保育園散歩コース、お花見
一橋大学	✓散歩に最適、お花キレイ、猛禽類や多種の鳥類が見られる、森、昔は構内に自由に入って子供たちが遊んでいた
さくら通り	✓桜並木道が綺麗で癒される、花の季節と普段の並木の緑、花壇きれい、
桐朋学園（みや林）	✓ツミ等の鳥類が見られる、猛禽類が生息している
谷保天満宮	✓緑が豊かで落ち着く場所、ツツジ・アジサイ、緑がたくさんあり梅の木が植えられている、歴史と自然、散歩コースによい
城山公園	✓山・畑・田んぼがある、子どもが遊べる、古民家がある、キンラン・キツネノカミソリが生息している、広場でBBQができる
府中用水	✓夏場は子どもたちが水遊びをしている、魚がたくさん生息している
ママ下湧水公園	✓湧き水周りの緑、都内でも有数の湧水量、魚とりができる
矢川、矢川緑地	✓カワセミ・シロサギ・カモなど鳥類が生息、ハンノキ・ミドリシジミ等が生息、流れと水草、散歩コースによい、ザリガニ釣りができる

※複数意見があったおすすめの場所について掲載

テーマ②：市内の緑について（もっとこうしてほしい等）

「緑・公園・植物」に関連する意見として、国立市のシンボルである桜を継続的に維持管理してほしい、崖線など樹林の保全、住宅地の緑や街路樹の整備などについての意見が出されました。

また、「生態系関連」の意見として広域的な生態系保全、動物の生息場所の損失とならないような自然環境の保全、また、外来種などについての意見がありました。

このほか、ボランティア活動についての意見、情報発信や環境教育についての意見がありました。

項目	市内の緑についての主な意見
緑・公園 植物	・桜は国立のシンボルでもあるので、今後も桜を維持したい。
	・大学通り、一橋大学の緑を残したい。
	・市内の緑が減っているので、住宅地の緑を増やしていく。
	・小さな公園に木陰が欲しい。
	・小規模緑地の樹林保全。
	・崖線（ハケ）の緑の連続性の確保が重要である。
	・道路周囲の緑の確保をしてほしい。
生態系 関連	・富士見通り、旭通りには街路樹がないため、日差しが暑い。街路樹を増やしてほしい。
	・国立市だけでなく近隣市を含めて広域で生態系について考えてほしい。
	・立川市や府中市の用水路は暗渠化されているが、生物の観察を継続していくために国立市は暗渠化しないで欲しい。
	・ママ下湧水公園に外来種が捨てられている。
	・ハクビシンが出没する対応について。
	・大学通りの一橋大学前のクヌギの木が伐採されたことにより、ウグイスがいなくなった。
ボランティア 活動	・滝乃川学園のホタルを復活させたい。
	・ボランティアの人数を増やしたい。
情報発信 環境教育	・市民参加による緑の維持方法について考えたい。ボランティアだけでは無理がある。
	・緑の情報を市が集約し、情報発信。
	・国立の緑について新しい発見、気づきがあった際に、それぞれが知っている情報を共有する仕組みができるとよい。
	・環境教育の拡充、推進
	・玄人から素人まで、それぞれに緑を楽しむレベルに合わせて、緑への認識を深めていく。

《第2回》

テーマ①：国立市の緑に関する現状や課題を踏まえた具体的な対策等について

テーマ②：市民参加方法について

第2回ワークショップでは、国立市の緑に関する現状や課題を踏まえ、具体的な対策などについて各班で話し合った結果を基に、市民の参加方法について話し合いました。

テーマ①では、「緑の保全」、「ボランティア活動・情報発信」、「環境教育」に関する課題が各班から出されました。

「緑の保全」については、崖線（ハケ）の保全や、矢川や湧水量の保全に関する課題、また、緑の保全とその管理についての課題などの意見もありました。具体的な対策としては、雨水かん養に向けた取り組み推進や、地域の特色にあわせた緑、公園の管理などが提案されました。

「ボランティア活動・情報発信」についての課題としては、ボランティア参加者の高齢化、固定化問題、また、みどり保全に取り組んでいる市民活動が知られていないなどの課題があげられました。具体的な対策としては、各種 SNS なども活用した情報発信、また、ボランティア活動に参加したくなるような楽しい姿を発信していくことが重要などの提案がありました。

「環境教育」の課題として、緑を楽しむレベルに合わせて緑への認識を深めていけるよう、大人向けに、市の自然環境についての情報発信や、実際の体験が必要との提案がありました。

項目	現状・課題	具体的な対策等
緑の保全	・崖線（ハケ）の連続性の保全。 ・矢川緑地、矢川の水量が減少している。 ・湧水量の減少（青柳崖線や矢川）。 ・国立市の自然環境を守るには近隣市を含めた広域で考える必要。 ・緑地や藪の減少による生態系への影響。 ・小さな公園に木陰がない。 ・市の街路樹の管理。 ・国立の街の発展の中で、ありのままの自然保護に限界が出てきた。 ・公共の場の緑を増やすことによる影響（個人への）をどう保証する。 ・緑の保全と住民の利益 ・農地が宅地化するなか、都市農業と市民とのかわり。	・崖線の重要性を行政も受け止め計画に取り入れる。 ・継続的な緑環境保全の取り組みを保証するための専門的な人材配置。 ・用地を市が確保するなど緑を守る取り組み、道路でフタをしない工夫。 ・近隣市との連携。 ・樹木の特徴を活かす長期計画を立てる、予算をあてる。 ・国立の地域の特色にあわせた緑、公園の管理。 ・地産地消推進に向けた、直売所の充実。
ボランティア活動 情報発信	・ボランティアの負担が大きく、参加者の高齢化、固定化問題。 ・花壇、団地等の維持管理作業が大変。 ・みどり保全に取り組んでいる市民活動が知られてなく、情報発信の強化。 ・市民参加方法を知らせる情報発信の手段が少ない。	・YouTubeなども含めたSNSの活用、子供が参加して楽しい姿を発信（子供が大人を巻き込む） ・市役所、業者、ボランティアのコミュニケーションを大事にする。 ・一年草にこだわらず管理に手間がかからない方法（多年草）を検討。 ・市民ボランティアと一般市民の連携に向けた情報を集約する。 ・SNSで団体活動の情報発信、国立情報を発信しているWebサイトと連携。
環境教育	・樹木についての知識がない人への環境教育の機会創出。 ・国立は緑が多くて当たり前と思っている市民が多く、緑の優先順位が低い。 ・緑を楽しむレベルに合わせて緑への認識を深めていく。	・環境教育について市からの周知。 ・小学校でやっている校守のお話のような機会（大人の教育機会）。 ・市の自然環境についての環境教育や実際の体験が必要。

テーマ②の市民参加方法については、「市民参加に向けた情報発信」、「市民参加意欲の醸成」、「継続的な市民参加体制」と、大きく3つの段階の情報提供や体制づくりで、市民参加が推進されていくのではないかという意見が出されました。

「市民参加に向けた情報発信」としては、まずは積極的な情報発信と、興味を持ってもらうための情報の出し方の工夫、また、市民活動の現場に、情報を発信する看板を設置していくなどの具体的な提案がありました。

「市民参加意欲の醸成」については、参加のきっかけとなるようなイベントの開催や、子供が興味を持てるような取り組みの実施などのほか、市民の参加意欲を受け止める仕組みづくりといった意見がありました。

「継続的な市民参加体制」を構築していくには、知識のある人から学ぶ機会をつくる、市民が自分のできる緑の保全手法を提供する、くにたち緑のサポーター養成塾の拡張などで市民を巻き込む機会を増やすなどの仕組みづくりのほか、緑の街コンテストなどイベント実施などの意見がありました。

	市民参加方法について
市民参加に向けた 情報発信	・市民が参加するために、まずは情報を！ ・興味を持ってもらうための情報の出し方。 ・広報内容見直し(ボランティア情報入れる) ・市民活動の現場に、情報を発信する看板をつける。(参加希望の連絡先など)
市民参加意欲の 醸成	・子供が興味のあることを深掘りできるようにする。 ・BBQ等できっかけ作り。 ・参加者の要求に合った企画をする事で広げる。 ・市民の参加意欲を受け止める仕組みづくり。 ・多くの市民が参加できる体制(人は入れ替わってもOK)。 ・行政と市民の共同体制をつくる。
継続的な 市民参加体制	・知識のある人から学ぶ機会をつくる。 ・市民が自分のできる緑の保全手法を情報提供する。 ・くにたち緑のサポーター養成塾の拡張(市民を巻き込む機会を増やす)。 ・緑の街コンテストを実施。 ・バッチ制度(講習→実践)。

《第3回》

テーマ①：協働による具体的な取組みについて

最終回となる第3回は、今まで出た意見などを踏まえて、協働による具体的な取組みについて、話し合いました。

協働に向けては、「環境教育・イベント」に関する意見が各班から多く出され、子どもに学習の機会を作るために学校教育の一環で環境教育の実施や子ども向けのワークショップの開催等、「子ども」を対象とした意見が多くありました。また、子どもだけでなく大人も参加できる場づくりや楽しい仕掛けづくり（バッチやシール制度など楽しい仕掛けづくり）などの提案がありました。

また、「情報発信」の取組みについて、市報や市HP、SNS等を活用し、市内の自然やおすすめの場所、ボランティア活動内容等を掲載していくまた、緑の活動に関する情報が集約されていないため、情報共有を統一する仕組みづくり（プラットフォームづくり）などの意見がありました。

このほか、貸し農園の情報発信や初心者でも気軽に作業できるように畑作業のレクチャーなどの農地に関する提案や、子育て施設へ国立食材提供や、宅地の緑化におけるガイドライン作成、暑さ対策につながる緑化対策の推進などについての意見がありました。

項目	協働による具体的な取組みについて
環境教育・イベント	・子どもへの環境教育として、学校授業の一環でママ下湧水公園の訪問や子ども向けの緑のワークショップを開催する。
	・子どもだけでなく大人も参加できる場づくりや楽しい仕掛けづくり（バッチやシール制度など楽しい仕掛けづくり）。
	・市民が参加したいと思う楽しいイベントの開催。
	・農地でサツマイモ作り⇒落葉を集める⇒焼き芋大会を開催する（楽しい体験を繰り返し、ステップアップやサイクルを継続する仕組みづくり）。
	・小規模のワークショップを色んな場所で開催し、自分が関心のある項目に参加できる仕組みづくり。
	・市と学校が連携し環境教育を実施、子ども向けのワークショップの開催。
	・市民講座の定期開催。
情報発信	・市報や市HP、SNS等を活用し、市内の自然やおすすめの場所、ボランティア活動内容等を掲載する。
	・QRコードを活用し、各団体の情報を見える化
	・各課バラバラの周知ではなく、情報発信・共有・更新のプラットフォーム化をする。
農地・食 緑化保全	・貸し農園の情報発信。
	・初心者でも気軽に作業できるように畑作業のレクチャー。
	・国立産の野菜を直売所などで販売。
	・子育て施設へ国立食材提供。
	・宅地の緑化におけるガイドライン作成。
	・暑さ対策につながる緑化対策の推進。

2-8 緑に関する課題

前計画から引き継ぐ生物多様性の重要性、緑や動植物の現状、緑に関するアンケート結果や市民ワークショップでの意見などを踏まえ、国立市の課題を整理しました。

そこから、「緑の保全」、「生物多様性の保全」、「協働の取組み」の3点を本計画を構成する重要な要素としました。

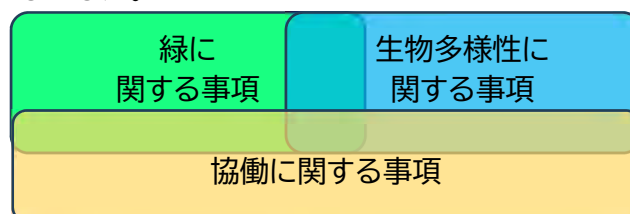


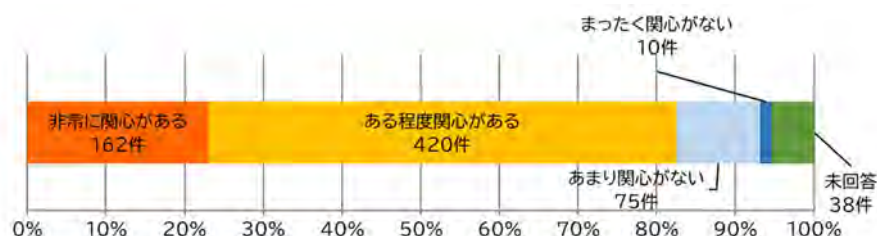
図 本計画の構成概念図

(1) 緑の保全に関する課題

【緑の量について】

国立市の特徴的な緑である、大学通り緑地帯をはじめとした市街地の緑地や、南部地域の立川崖線、青柳崖線に連なる樹林地や社寺林、また、湧水も含めた豊かな水環境は、豊かな緑に囲まれた魅力あるまちづくりには欠かせません。

「緑に関する市民アンケート調査」の結果では、緑の量について「多いと感じる」、「どちらかと言えば多いと感じる」と回答した方の割合は6割以上で、「少ないと感じる」、「どちらかと言えば少ないと感じる」と回答した方は2割程度となっています。



住んでいる地域の「緑」の量 (n=705)

一方、宅地化の進展などにより、令和5(2023)年にかけての緑被率の10年間推移は、30.0%⇒28.0%と2.0ポイントの減少となりました。また、区分別(樹木被覆地、草地、農地)の緑地の面積推移を見ると、比較可能な10年間推移を合計した20年間において、樹木被覆地は9.0ha減少、草地は27.2ha、農地は27.0ha減少しています。

【緑の質的向上と機能活用について】

「緑に関する市民ワークショップ」で、市内の好きな緑について話し合った結果、「大学通り」、「一橋大学」、「さくら通り」などが出され、好きな理由として「国立市のシンボルである桜が満開に咲く」、「並木道が綺麗で癒される」、「散歩コースに良い」などの意見がありました。また、南部地域では、崖線樹林地に連なる「谷保天満宮」、「ママ下湧水」、また「矢川」、「府中用水」などの自然環境について、大切にしていきたいという

意見が多く出されました。多くの市民が大切に思っている「緑」については、国立市の骨格的な緑として重点的に保全していく必要があります。

一方、今ある緑以上に、将来的に緑地が飛躍的に拡大することは難しいことから、緑の質的な側面から充実を図っていくことが重要となってきます。

これには、都市における緑地が持つ機能を再認識し、美しい景観の創出、気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上など、グリーンインフラとして緑が持つ様々な機能を重要視し、緑の保全に取り組んでいく必要があります。

（２）生物多様性に関する課題

【緑の拠点をつなぐエコロジカルネットワークの重要性】

「緑に関する市民ワークショップ」では、「生態系」に関連する課題として、動物の生息場所の損失とならないような自然環境の保全、広域的な生態系保全、また、外来種への対応などについての意見がありました。

市内において、まとまった高木樹林があり、生物多様性の拠点となっているのは、北部市街地では一橋大学や中央郵政研修センター、南部地域では多摩川、青柳崖線、滝乃川学園や南養寺などが挙げられます。また、大学通りやさくら通り、国立富士見台団地内の樹木が「緑の軸」となり、鳥類や昆虫類などの移動経路として機能しています。水域においては、奥多摩など山地から海に注ぐ多摩川から府中用水、ママ下湧水や立川崖線の湧水を水源とする矢川などが、水域の生態系の「水の軸」として機能しています。

生物の多様性を確保するためには、こうしたエコロジカルネットワークを形成、維持していくことが重要です。ネットワークとして緑地がつながることにより、一層効果を高めることができます。

こうした拠点や軸となる緑を保全するとともに、面的な緑の広がりとして農用地の保全や住宅地や商業地の緑化を進めることが、生物多様性の維持・増進となります。

【緑地タイプ別の課題】

クヌギ、コナラなどまとまった雑木林については、老齢木の倒木やナラ枯れなどに対し管理が必要で、計画的な樹木の更新が必要と考えられます。特に一橋大学構内などのコナラ、クヌギ、アカマツは国立市内では貴重な雑木林となっており、同種の樹木の植栽などによる維持が望まれます。

シラカシ、ケヤキなどのまとまった雑木林（屋敷林）についても、老齢木の倒木やナラ枯れなどに対し管理が必要で、計画的な樹木の更新が必要です。特に青柳崖線沿いは潜在植生のシラカシ群集からなり、樹木の更新や植栽を行う場合は潜在植生となるシラカシ、シロダモなどを選択的に植栽することが望まれます。

大学通りやさくら通りなどの連続した大木の街路樹については、更新には連続性や景観に考慮し、老齢木化する前に計画的な樹木の更新が必要と言えます。

矢川やママ下湧水などの清流では、多くの貴重な生物の生息・生育環境となっており、現状を保全することが望まれます。一方で、オオカワヂシャやオランダガラシ（クレソン）など外来種が繁茂しており、在来の水生植物への影響が懸念されます。対策には継続的な駆除が必要なことから、市民協働の体制が必要となってきます。

【生物多様性に対する関心や認知度】

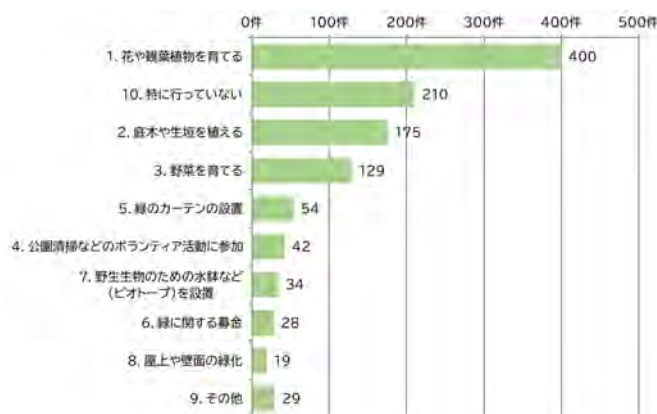
「緑に関するアンケート調査」の結果から、市民における生物多様性への関心や認知度や既に取り組んでいる方は、高い結果を示しています。一方で、生物多様性の保全に貢献する行動として、「取り組みたい行動はあるが行動に移せていない」という回答も一定数ありました。関心や認知度に比例するように、生物多様性に関する行動変容を促す取り組みが必要と言えます。

（3）協働に関する課題

【市民による緑に関する取り組み】

「緑に関する市民アンケート調査」の結果から、市民の緑に対する関心は非常に高いものとなっています。

一方で、緑に関する取り組みでは、「花や観葉植物を育てる」が最も多いのに対して、2番目に多い回答としては、「特に行っていない」でした。緑への関心の高さに対して、特に、行動に移せていない市民が多くいると言えます。行動に移せない理由として、「時間」や「場所」がないという回答が多く、さらには、「何をしたらよいのか、よくわからない」という回答も目立ちました。



「緑」に関する取り組み（n=705）

【市民が緑に関心を持てる取り組み】

緑に対する積極的な関心や、緑を保全する取り組みを実行に移す市民を増やしていくためには、情報提供、イベント開催などが必要です。「緑に関する市民ワークショップ」の中でも、情報の提供や広報の仕方などを、重要と捉えている市民が多くいました。また、「子どもたちに伝える、体験させる、教育する」とした回答も多くありました。環境学習や体験イベントの参加しやすい方法を検討し、多くの子どもたちが参加し、緑に関心を持てるような仕組みづくりも重要です。

ボランティア活動については、参加者の固定化や高齢化が問題となっており、活動を知ってもらうこと、活動に楽しさを取り入れていくことで、参加者を増やしつつ継続させていくことが必要です。

2-9 計画改定の視点

視点1：骨格となる緑の保全へ向けた取組みの推進

市内には、骨格となる緑として、多様な緑が存在しています。公園や学校、公共施設など緑は、市民にとっての憩いやレクリエーションの場であり、南部地域に代表される農地は、都市農業を支える重要な場所であり、国立の歴史を受け継ぐ重要な資源です。崖線や街路樹に代表されるような連続性のある緑は、市民にとって親しみがあ、大切にしていきたい、重要であるという認識が、市民アンケートの結果からも出ています。これらの国立を代表する緑は、引き続き保全の視点が重要となります。

視点2：次代につなげる生物多様性の保全へ向けた取組みの推進

市内には、南部地域を中心に崖線の樹林地や矢川の清流、湧水群等とともに、谷保の原風景ともいえる自然環境が残っており、多様な動植物の生育・生息空間として、非常に重要な場となっています。一方で、これらの環境や生物多様性を保全するため、前計画から施策・手法として取り入れられていたものの、今回の各種調査結果から、湿地環境の減少や外来種の増加といった、生物多様性の損失や変化が明らかになっています。視点1で掲げている緑の保全の推進とともに、緑のネットワークを保全し、生物多様性の保全に向けた取組みを推進します。

視点3：市民が緑に親しみをもち協働した取組みの推進

協働に関する取組みは、まずは緑について、市民が自分事として捉え、親しみを持つことが第一歩です。自ら行動を起こし、主体性を持つことで、緑に対する捉え方が変わっていきます。さらに、活動はひとりで行うのではなく、みんなで行うことで、継続性がでて、出来るが増えていきます。

アンケート結果では、緑や生物多様性について、市民全体としての関心や認知度が高い一方で、取り組みたいのに行動に移せていない方がいることも現状です。多くの市民が緑に親しみ、主体性を持ち、楽しみながら活動できるような継続・協働できる仕組みづくりやネットワークの構築に、取り組むことが重要です。

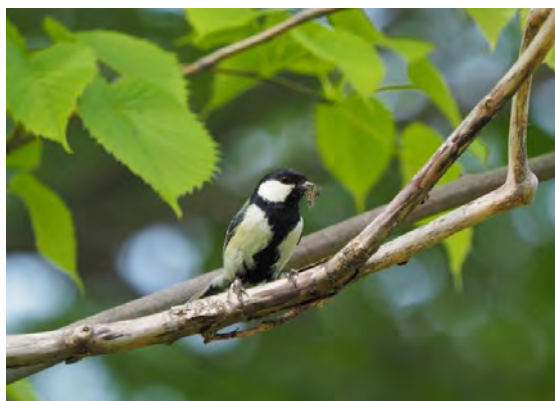
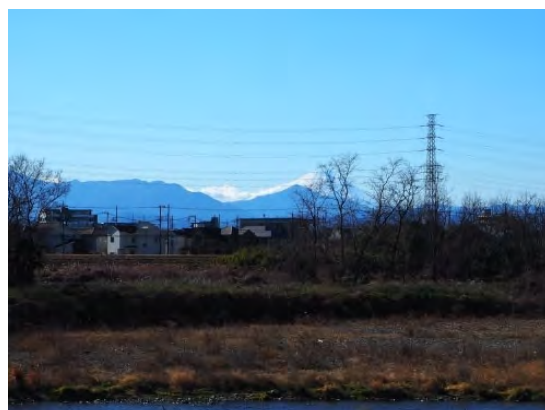
3 計画の基本方針

3-1 コンセプト

生き物と共に暮らせるまち・くにたち

本計画のコンセプトは、前計画から引き続き「生き物と共に暮らせるまち・くにたち」を継承します。

前計画から緑を取り巻く現状は変化し、緑の量は全体的に減少傾向にあります。動植物の現状は、外来種の増加や水辺環境の減少など、生物多様性の保全に関わる課題も出てきています。本計画では、改めて、「生き物と共に暮らせるまち・くにたち」をコンセプトとして捉え、緑の保全、生物多様性の保全を推進し、持続可能な社会を目指して、多様な主体とともに実現していきます。



市民活動団体による
活動写真

3-2 緑の将来像

本計画のコンセプトの実現に向けて、本市が目指す緑の将来像を示します。

地域の特徴に応じた特色ある住宅地とともに、骨格となる緑と水、拠点となる緑と水を定め、それらをつなぐ緑のネットワークを形成します。

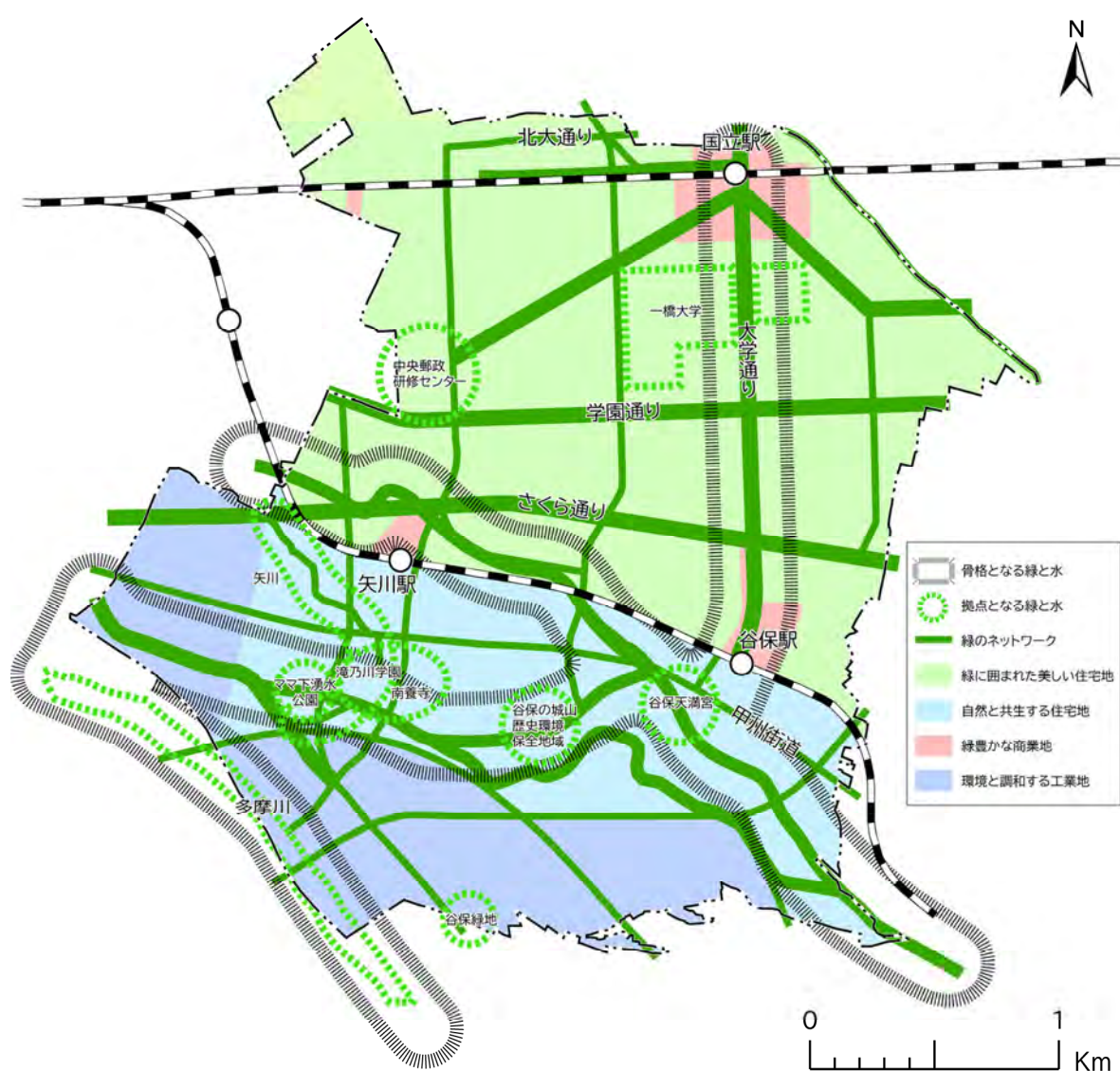


図 緑の将来像

3-3 取組方針

方針の具現化にあたり、取組方針を設定します。

本計画は、「緑の基本計画」と「生物多様性地域戦略」を一つにまとめたものですが、各々の分野は関係性が深いことから完全に分割できるものではなく、また、それぞれの施策の実施や利活用に当たっては市民・事業者、行政等の協働により取り組むことが必要と考え、下記に示す取組方針を定めます。



図 取組方針の概念図

■緑に関する取組方針

取組方針1 国立ならではの緑の保全

国立は、崖線と多摩川に挟まれた3つの平地からなり、崖線には勾配のある地形に樹林やその下部に農地が広がり、平地には学校内にあるまとまった樹林や特徴的な街路樹が多く、市民の憩いの場や国立らしさを形成しています。

これらは、国立を形作る地形・風土を基に、先人が育て・守ってきた貴重な財産であり、国立らしさの代表的なものとして、今後とも保全していくこととします。



方針として掲げている緑の機能には、以下のことが考えられます。

①美しい景観の創出、潤いと安らぎのある生活への寄与

- ・都市の緑地は、都市のシンボルとなる美しい景観を創出する機能を持ち、人々の生活にゆとりと潤いをもたらしています。また、地域のアイデンティティや次代を担う子どもたちの感受性も育みます。
- ・市民が、地域固有の自然環境を学ぶことができる生涯学習の場としての機能も有しており、その学びを地域に還元していくことができる場としても期待されています。

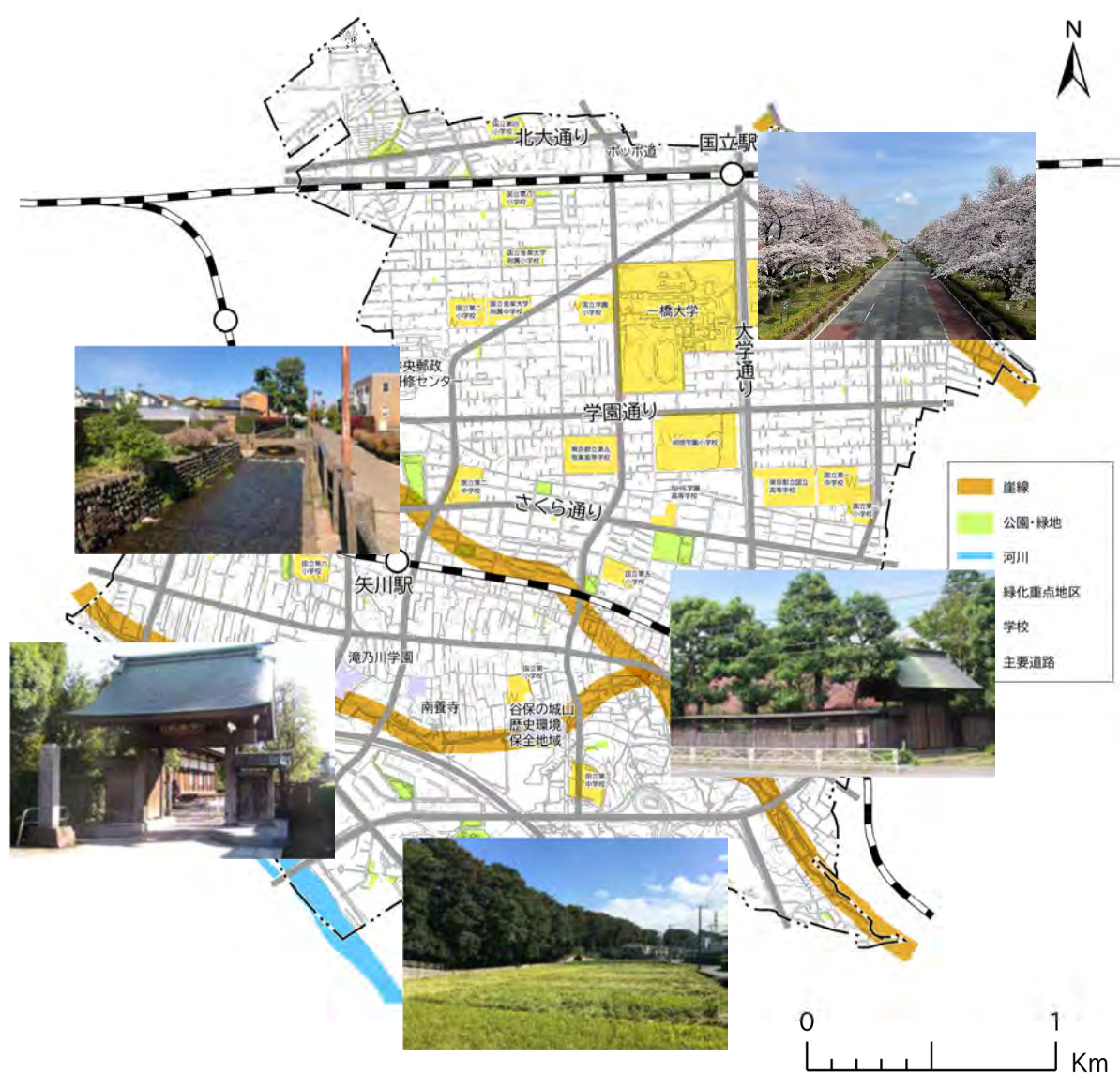


図 国立の特色ある景観

出典（写真）：景観づくり基本計画

②ヒートアイランド現象の緩和

- ・都市の緑地は、植物の蒸発散や緑陰による地表面等の温度の低減等を通じて、ヒートアイランド現象を緩和し、都市内に冷涼な空間を形成する機能を有しています。近年、猛暑日が増加している夏季の気温上昇に対する暑熱対策や気候変動適応策として、緑地の保全や緑化の推進が必要です。
- ・市内には、ヒートアイランド現象緩和に関する冷涼な空気を生み出す緑地として、大学通り緑地帯、さくら通りなどの街路樹、一橋大学などの教育機関敷地内の樹林地、公園、公共施設の緑地、青柳崖線などの樹林地、社寺林、農地、多摩川や矢川などの水辺空間があります。
- ・これらの緑地から冷涼な空気が周辺市街地のにじみ出し、気温を下げる効果が期待されます。既存緑地の保全に加え、接道部緑化や建築物の緑化を推進し、樹木被覆地比率の維持を目指します。



図 ヒートアイランド現象緩和に関わる緑地

③都市のレジリエンスの向上

- ・都市の緑地は、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化が懸念される中、雨水の貯留・浸透による浸水被害の軽減、急傾斜地等における土砂災害防止など、気候変動影響への適応策としての機能を有しています。
- ・緑地の有する雨水浸透機能によって雨水が地下に浸透することは、雨水流出抑制・浸水軽減に寄与するほか、地下に浸透した雨水は地下水となり、湧水として湧出したり、河川の河床から湧出して河川流量を安定させたりするなど、健全な水循環に貢献します。

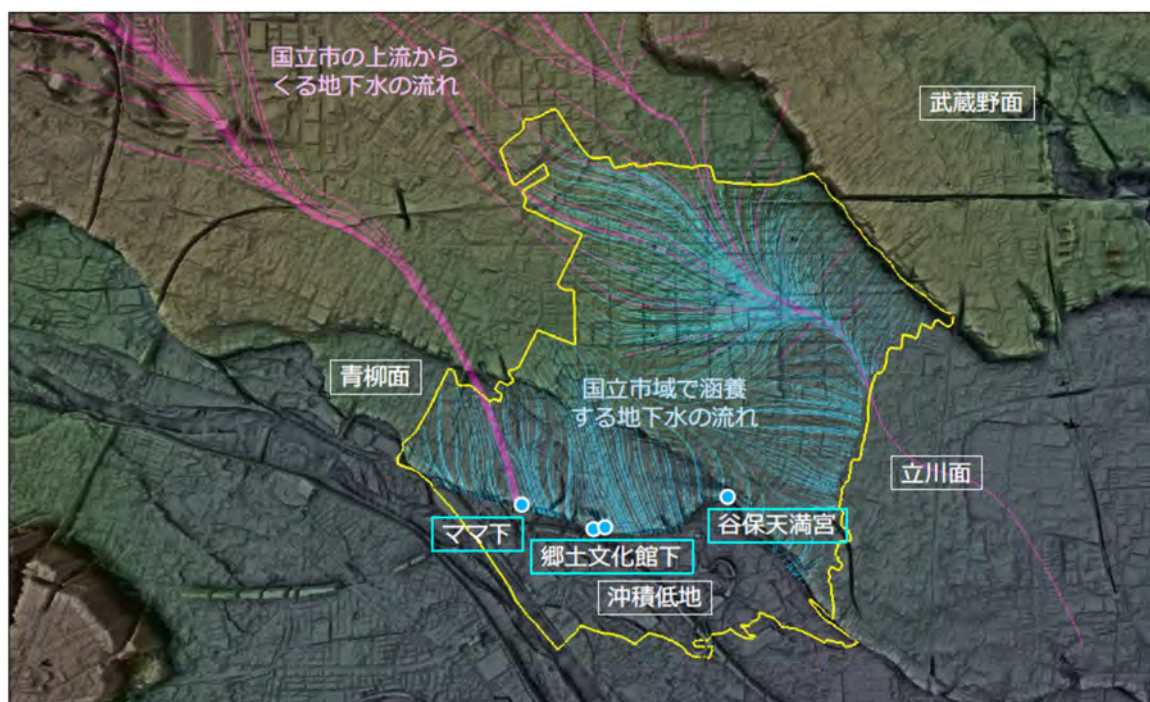


図 国立市および上流からの地下水の流れと主要3湧水の位置関係

出典：国立市湧水保全に向けた効果的な地下水涵養施設検討概要報告書

④Well-being の向上

- ・都市における身近な公園や緑地は、緑豊かで開放的な環境の下で、散策や遊び、休息やスポーツをする場など、健康的な生活を送る上で欠かせない貴重なオープンスペースです。
- ・心と体の健康を保つことの重要性は、物質的な豊かさの向上を背景により一層高まっており、2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す持続可能な開発目標（SDGs）の一つとして、あらゆる年齢のすべての人々の Well-being を促進することが位置づけられています。
- ・市内には、様々な散策路があり、市民の健康に寄与しています。

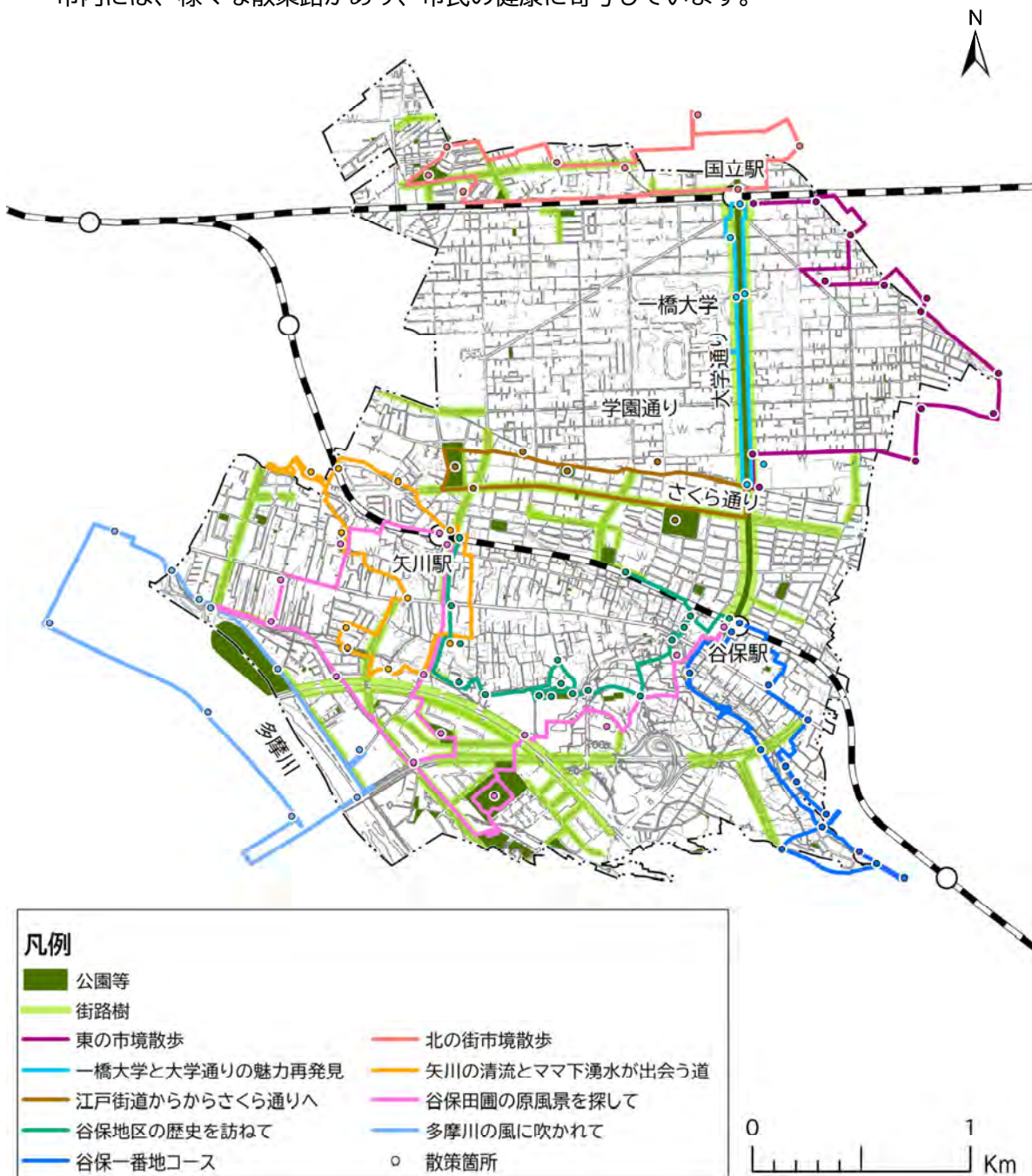


図 散策路図

■生物多様性に関する取組方針

取組方針2 次代につなげる生物多様性の保全

世界的な生物多様性保全に対する機運の高まりを受け、地域レベル（自治体単位）においても地域の環境的・歴史的な経緯・実情を踏まえ、生物多様性の保全を図る必要があります。国立では、変化に富んだ地形や湧水のある水辺に多くの生物が生育・生息し、身近な自然として市民に愛されていますが、近年、外来種が多く入り込んでいる箇所も見受けられます。

これらのことから、国立においては、緑地や水辺の生物の生育・生息環境を保全しつつ、連続性等を確保し、また、外来種の駆除など、生物の多様性を保全することとします。

矢川
写真



国立に生息する
生物

国立に生息する
生物

①エコロジカルネットワークの形成

- ・人間活動によって、世界的に生物多様性と生態系サービスが悪化し続けています。このような状況を踏まえ、令和4年の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において採択された世界目標である、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、ネイチャーポジティブが掲げられ、その具体的目標として30by30目標などが設定されました。
- ・都市の緑地は、グリーンインフラとして、気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上といった課題の解決に向けて、多様な機能を発揮していくことが期待されています。これらの機能は、エコロジカルネットワークとして緑地がつながることにより、一層効果を高めることができます。

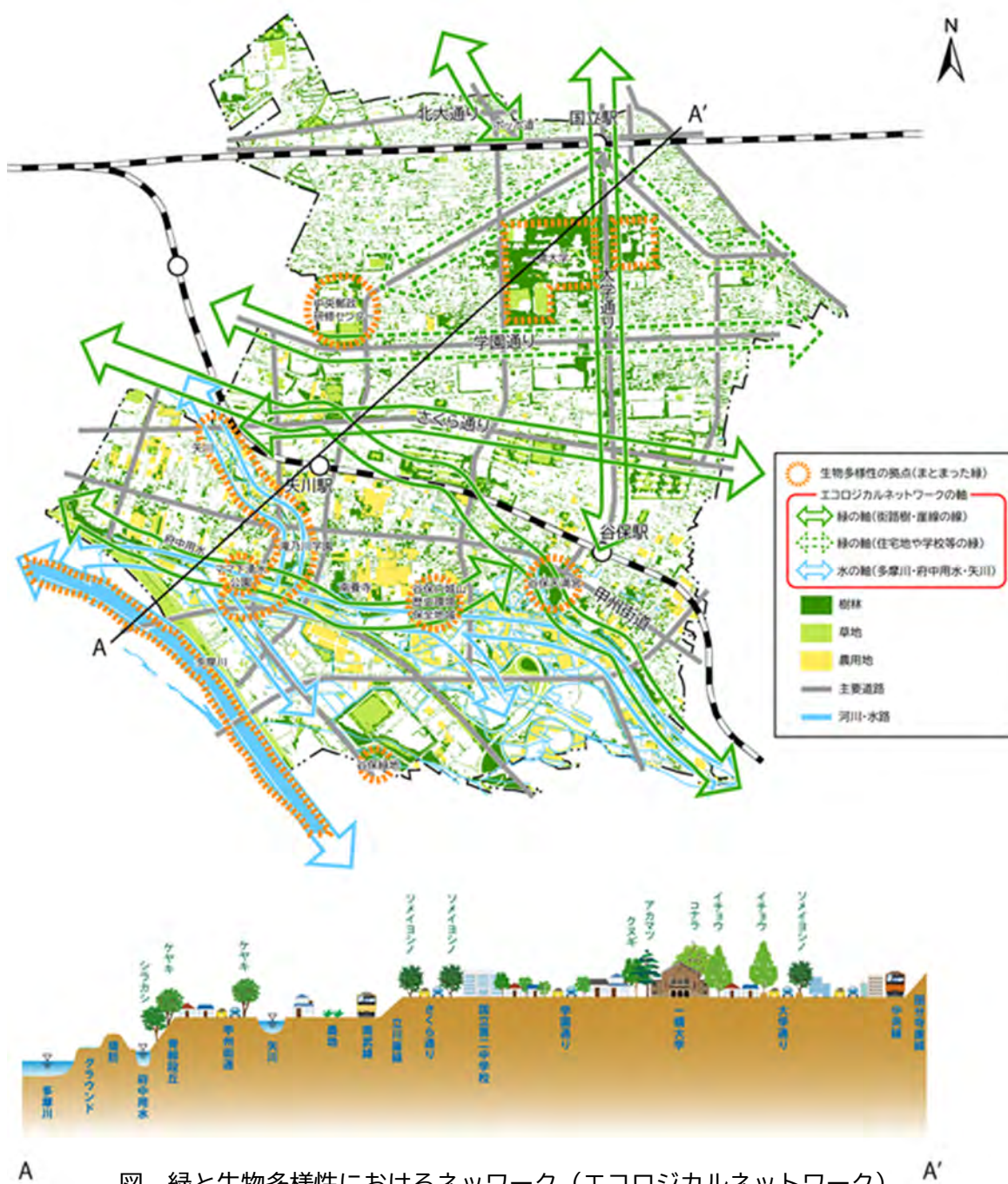


図 緑と生物多様性におけるネットワーク（エコロジカルネットワーク）

■協働に関する取組方針

取組方針3 協働による取組の推進

緑の保全や生物多様性の保全には、それを実現するために市民・事業者、行政等の主体の協働が必要です。

そのため、緑の保全、生物多様性の保全、あるいはその両方の保全のため、関係する主体が連携することとします。

ママ下湧水公園の会
活動写真



コラム 生物多様性の保全には、「行動変容」が必要！

「行動変容」とは、あまり聞きなれない言葉ですが、人の行動が変わることを指します。目標に到達するにはいくつかのアプローチがありますが、私たちの行動を変えること、すなわち「行動変容」を生み出すことも一つの方法であり、環境分野でもその取組みが始まっています。

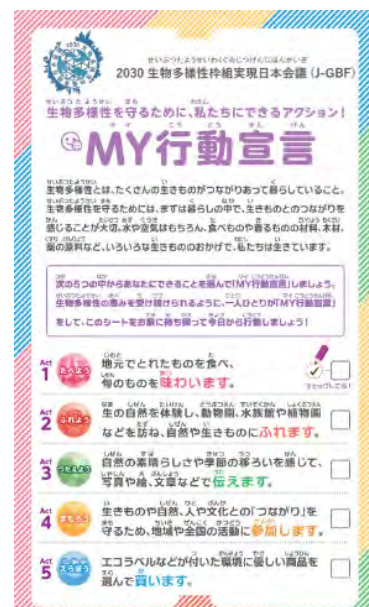
その方法の例として、環境省を中心に「ナッジ」（英語 nudge：そっと後押しする）を始めとする行動科学の知見を活用し、ライフスタイルの自発的な変革を促す新たな政策を進めています。事例としては、学校での省エネ教育が、家庭のCO₂排出量削減（約5%削減）につながることを初めて実践を通じて明らかにした例などがあります。

生物多様性の分野では、まだ取組例は少ないですが、自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする施策が必要です。その中で、市民の「行動変容」につながる「ナッジ」を設定し、市民の日常の行動が生体系・生物多様性に与える影響を学びながら、生物多様性につながる行動が取れるように務める必要があります。

参考：環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_02906.html

内閣官房ホームページ（環境省作成資料）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/agile_seisaku_wg/dai2/siryou4-1.pdf



ナッジを用いた取組例

3-4 緑の配置方針

取組方針に基づき、緑の配置方針を設定します。

緑の保全に対する配置として、国立ならではの緑である、崖線や農地、まとまりのある緑地などを緑の拠点として位置づけます。

生物多様性の保全に対する配置として、豊かな生態系のある場所を生物多様性の拠点、特徴ある街路樹などを緑の軸、河川を水の軸として位置づけ、緑のネットワークを形成します。協働による取組みの配置に対しては、活動場所となるところを示しています。

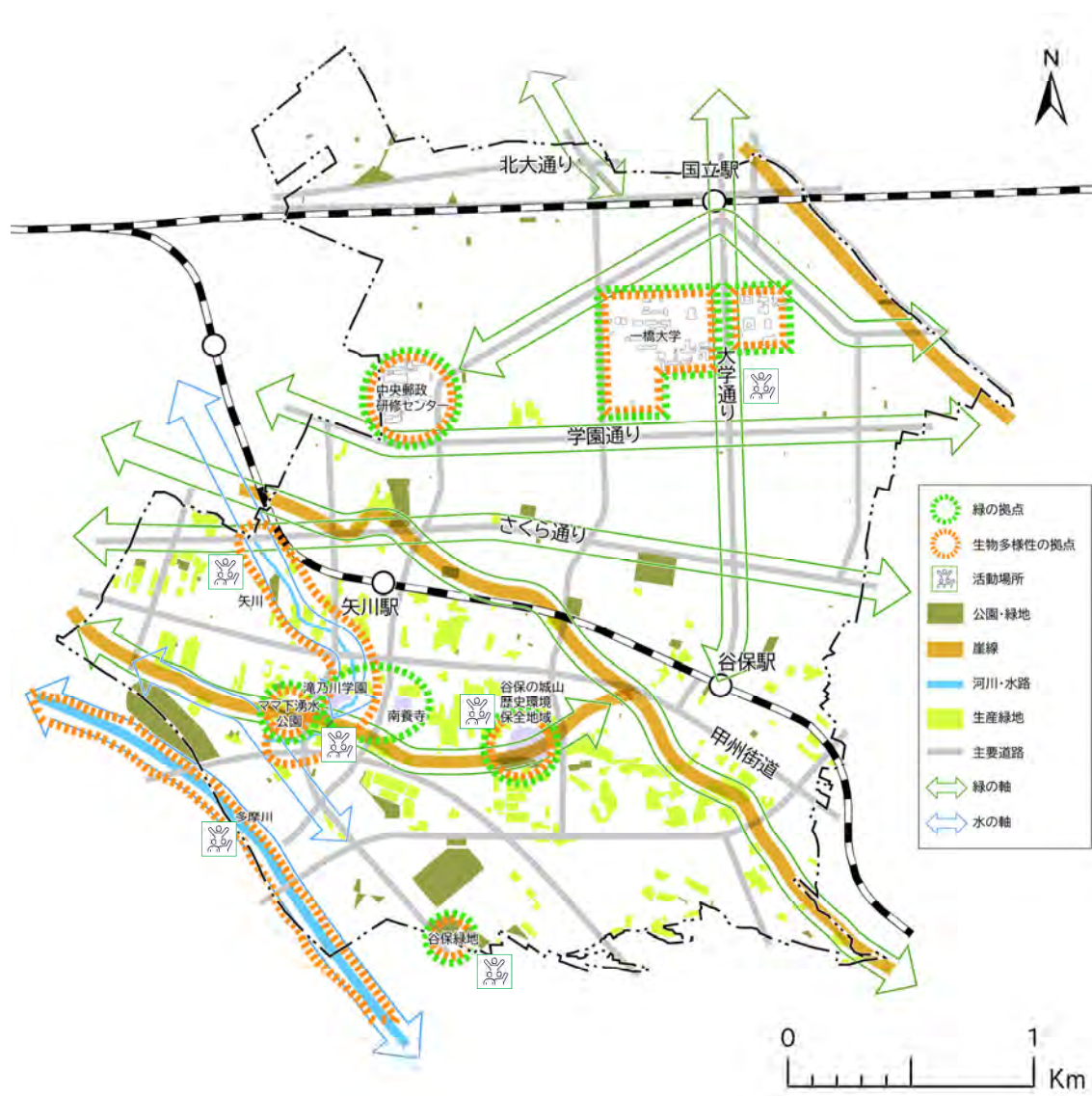


図 緑の配置方針

3-5 緑化重点地区

みどりの保全・再生・創出を重点的に進める地区である「緑化重点地区計画」を位置づけます。緑化重点地区は、都市緑地法第4条に規定され、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項」として、定められています。

本市では、前計画において、市域全域を緑化重点地区としました。本計画では、前計画と同様に市域全域を緑化重点地区に設定し、さらに以下の地域についてより積極的に推進していきます。

■一橋大学

国内で最も伝統のある社会科学系研究大学のひとつとして、名を馳せる国立大学です。

キャンパス内は、良好な自然環境に恵まれており、クヌギやコナラ、アカマツなどの高木の樹林が広がり、ツミやオオタカといった多くの鳥類が生息しています。

一橋大学
写真

方針

- ・まとまった樹林である貴重な雑木林として、保全を推進します。

■谷保天満宮一帯

谷保天満宮は、学問の神様として有名な菅原道真公を祀った神社です。東日本で最も古い天満宮であり、本殿は、1749年に建築され、市指定有形文化財に指定されています。

境内は、社叢林や崖線樹林が広がり、緑豊かな環境と荘厳な景観を醸し出しています。また、約350本の梅林が広がっており、名所のひとつです。

谷保天満宮の
写真

方針

- ・社叢林による景観と崖線樹林の一体的な自然環境の保全を推進します。

■谷保の城山（歴史環境保全地域）

歴史環境保全地域とは、歴史的遺産と一体となった自然の存する地域で、その歴史的遺産と併せてその良好な自然を保護することが必要な土地の区域のことを言います。

谷保の城山は、青柳段丘の南端にあり、青柳崖線の一角に歴史的遺産と一体となって、小規模ながらひととき良好な自然地を形成しています。



方針

- ・樹林地、用水、湧水、水田の一体的な自然環境の保全を推進します。
- ・市民と自然環境や歴史とのふれあいの場として、活用を推進します。

■滝乃川学園一帯

滝乃川学園は、1891(明治24)年に創立された日本で最初の知的障害児者のための社会福祉施設です。

現在は、学園敷地内に障害児入所施設、障害者支援施設、地域支援部、認知症対応型共同生活介護を設置しています。

滝乃川学園は、青柳段丘上に位置しており、園内の中央を矢川が南北に流れ、緑豊かな自然環境が大切に守られ、存在しています。



方針

- ・地域に開かれた自然と共生するまちづくりを推進します。

■南養寺

南養寺は、臨済宗建長寺派の禅寺であり、現在の本堂は1804年に建築されました。本堂のほか、大悲殿や総門など、国立市有形文化財に指定されており、国立の歴史を伝える重要な歴史的資源のひとつです。

境内には、豊かな緑があり、市街地における貴重な資源でもあります。

南養寺
写真



方針

- ・歴史的資源を中心として、緑と調和した景観の保全を推進します。

■多摩川

多摩川は、全長138km、流域面積1,240km²ある、首都圏を流れる一級河川です。

国立市においても、南部地域に接しており、タヌキなどの哺乳類も生息しています。河川敷は、公園が整備されており、グラウンド等としてスポーツやレクリエーションに、幅広く利用されています。



方針

- ・水辺の空間と草地在り形成された自然環境の保全を推進します。
- ・市民のレクリエーションや自然とのふれあいの場として、活用を推進します。

■大学通り

本市の象徴ともいえる大学通りは、国立駅から南へ伸びた大きな通りです。約200本のソメイヨシノやイチョウがあり、四季に応じて美しい景観を醸し出しています。通りには、ベンチや植栽などが整備されており、多くの市民に愛され、憩いの場としても活用されています。



方針

- ・本市を代表する都市景観として、保全を推進します。

■さくら通り

大学通りと並ぶ、国立の桜並木の名所です。富士見台団地の誕生とともに道路が作られ、その際にソメイヨシノが植樹されました。老木化した桜の植替えや車線を4車線から2車線に減線し、自転車道を新たに設けた、「人にやさしい道」への改修事業を行い、富士見台地域を象徴する通りとして、地域住民に愛されています。



方針

- ・地域住民に愛される通りとして、景観の保全を推進し、富士見台地域重点まちづくり構想と連携していきます。

■矢川

矢川緑地から水路となって市内を流れる矢川は、透明度が高く、親水空間として、市民に親しまれています。夏には子どもたちが水遊びを楽しんでいます。

矢川
写真

方針

・市民が身近に感じ、憩いの場としての親水空間として、活用します。

■立川崖線（緑地保全地域）・青柳崖線

緑地保全地域とは、樹林地、水辺地等が単独で、または一体となって自然を形成している市街地の近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な土地の区域のことを言います。

立川崖線・青柳崖線は、古代に多摩川が南へと流れを変えていく過程で武蔵野台地を削り取ってできた、河岸段丘の連なりです。市町村界を超えて連続して存在する緑であり、市街地の中の親水空間として、また野鳥や小動物の生活空間として貴重な自然地となっています。

立川崖線
写真

方針

・崖線の緑に対する重要性を再認識し、連続的な緑の保全を推進します。

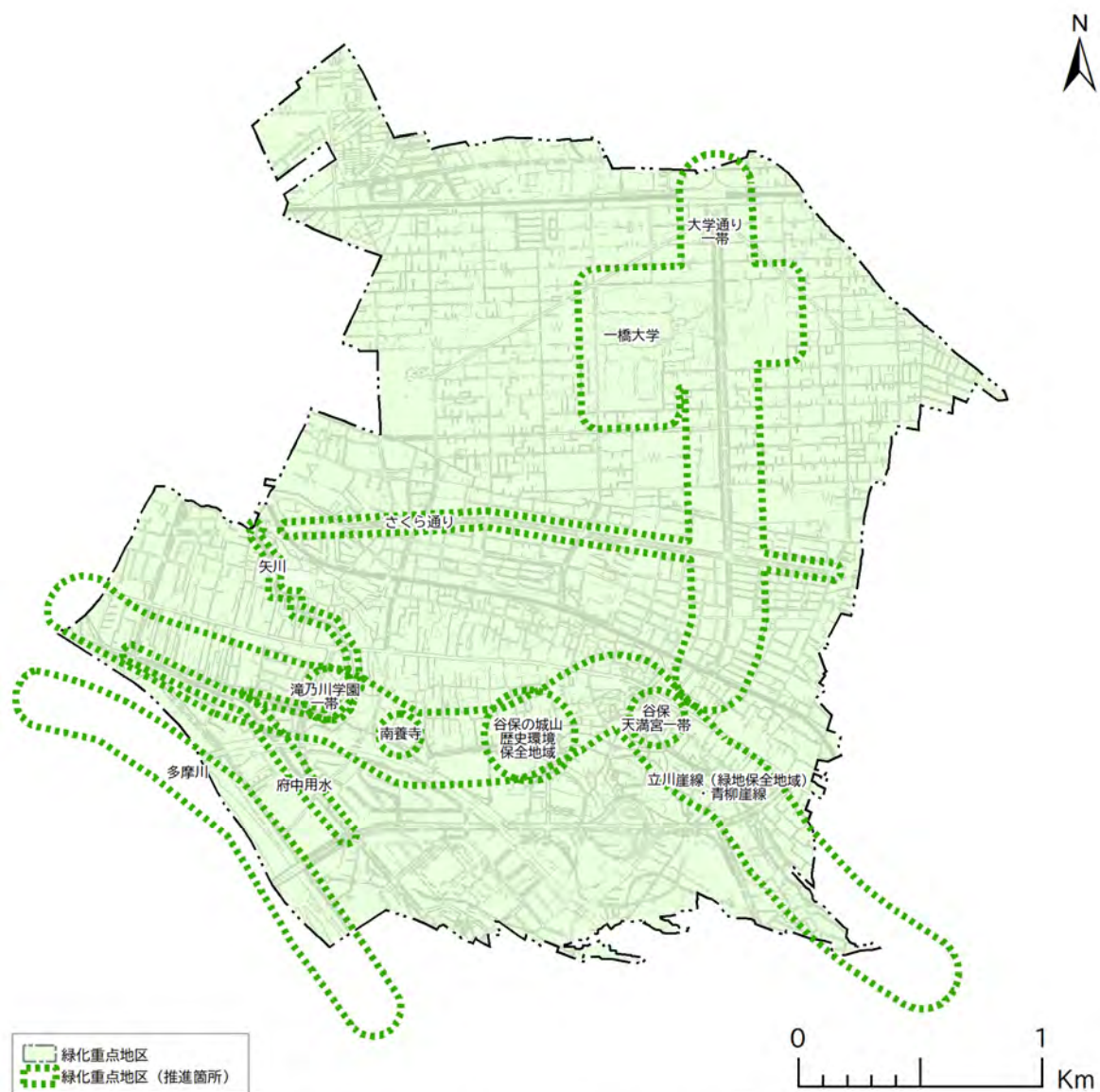


図 緑化重点地区（推進箇所）

3-6 都市公園等の管理方針

本市には、94箇所の都市公園等があります。特に、小規模な公園が大半であり、中央部（一橋大学周辺）を除く、市内全域に分布していることが特徴です。このような小規模な公園に対して、地域住民が愛着を持ち、親しみのある公園となるために、市民や事業者との協働や多様な主体による管理運営を進めます。

管理方法区分	管理方針
公的管理者による管理	公園施設長寿命化計画等に基づき、計画的に維持管理することを基本に、公園の利用環境と施設条件を良好に維持します。利用者にとって、安全・安心・快適な状態を保つため、植栽管理、遊具等の施設管理、清掃等の維持管理を行います。特に、植栽・施設の点検は、定期的に行います。
市民活動団体や民間事業者等による管理	現在も実施している、市民活動団体や公園協力会による管理運営を支援します。また、地元自治会、NPO法人、個人ボランティア等の市民参画・協働による管理運営を促進します。また、民間事業者との連携も視野に入れ、地域にとって、利用しやすく、愛着のある公園づくりを推進します。

3-7 計画の目標

本計画では、大学通り緑地帯や一橋大学などの市街地の緑地、また、崖線崖線に連なる樹林地や社寺林、湧水も含めた豊かな水環境など、国立市の骨格的な緑については重点的に保全しつつ、計画的な公園整備や、市民・事業者との協働により緑の保全を推進していくことで、中長期的に緑の総量を維持していきます。

また、こうした拠点や軸となる緑の保全により、エコロジカルネットワークを形成し、外来種の駆除なども含め、生物の多様性を確保し「生き物と共に暮らせるまち・くにたち」として、持続可能な社会を目指していきます。

(1) 計画のフレーム

緑の基本計画及び生物多様性戦略において、基礎的な条件となる目標年次と人口規模は以下のとおりです。

【計画目標年次】

策定年次	目標年次
令和7年度 (2025年度)	令和16年度 (2034年度)

【人口規模の見通し】

年次	現況 (令和6年度)	目標年次 (令和16年度)
人口	75,889人	71,500人

※本市の人口規模の見通しについては、第5期基本構想・第2次基本計画における将来人口推計を参考に設定しました。

(2) 計画の目標設定

【緑被地・緑被率の目標値】

本市の緑被地は、宅地開発などに伴い、年々減少傾向にあり、令和5(2023)年の現況値は28.0%でした。農地や樹林地などの緑被地は、一度失われると新たに創出することが難しいことから、各種制度の活用による農地や樹林地保全、宅地開発時の緑化指導、公共施設や民有地の緑地保全などにより、緑被地面積、緑被率を現状維持していくことを目標とします。

年次	現況値 令和5(2023)年	目標年次 令和16(2034)年
緑被地面積	228.1ha	228.1ha(現状維持)
緑被率の目標	28.0%	28.0%(現状維持)

【都市公園等の整備目標値】

本市の都市計画公園等の整備面積は、令和6(2024)年の現況値において、24.4haとなっています。今後、公園等が少ない地域や広域の事業化が行われる地域などについては、スポーツ・レクリエーション活動の場、高齢者の健康づくりの場、自然環境とのふれあいの場など、公園緑地の整備に取り組んでいきます。

本計画では、市の実施計画で整備方針を示している矢川上公園の拡充整備、また、城山公園の拡充整備について、取り組みを推進していくこととします。これにより、7.2haの都市公園が整備されることが見込まれ、令和16(2034)年の都市公園等の整備面積目標は、31.6haとします。

年次	現況値 令和6(2024)年	目標年次 令和16(2034)年
都市公園等の整備目標	24.4ha	31.6ha

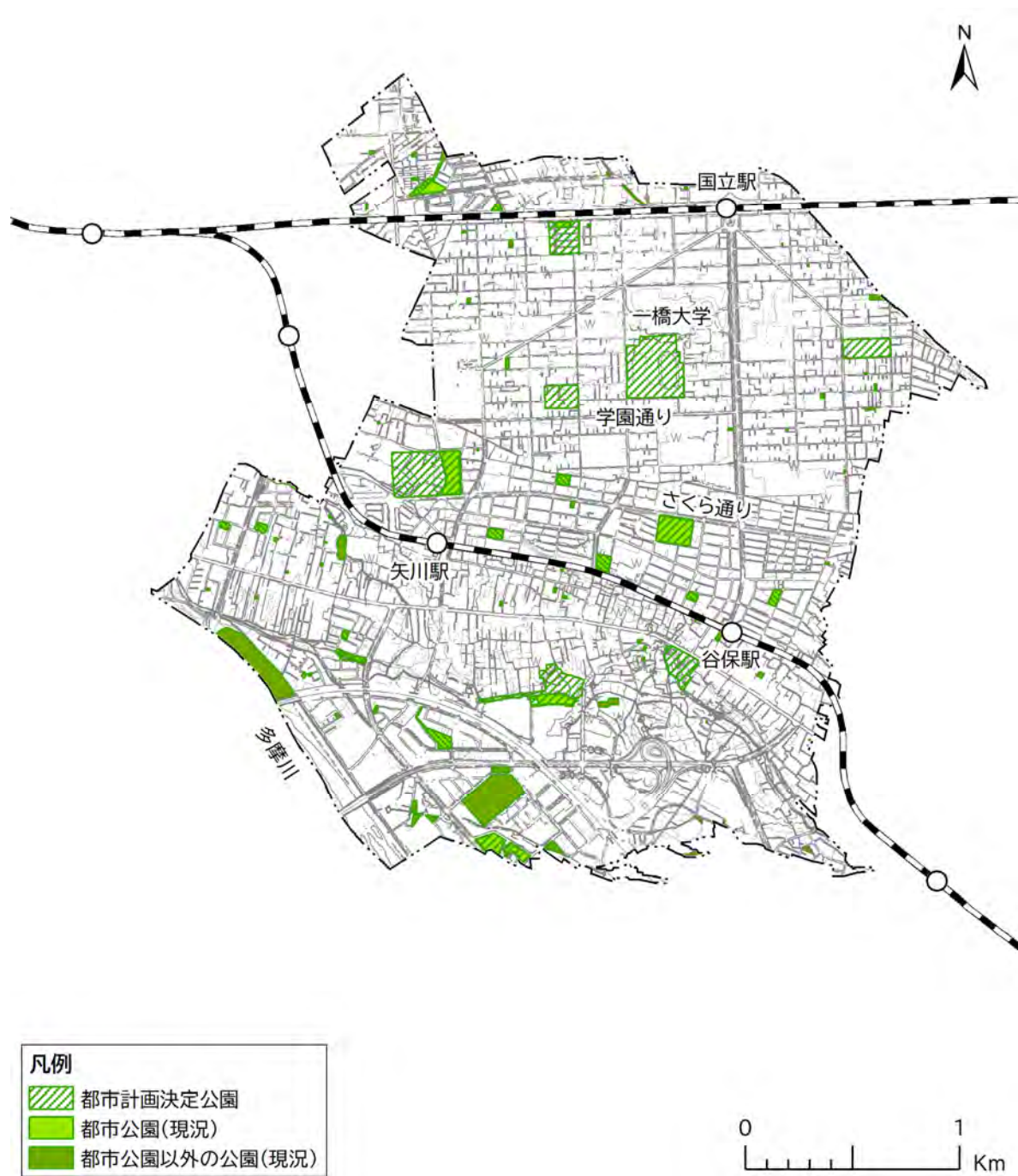


図 都市計画公園図

【緑や生物多様性に関する取組み】

市民における緑や生物多様性に対する認知度は、令和5年の市民アンケート結果より、約75%の市民が高い関心を示し、広く認知されています。また、既に行動している方も68.8%となり、多くの方が何かしらの形で行動しています。一方で、「取り組みたいが行動に移せていない」方もいるので、このような方を取り込んだ78.5%を目標値として設定します。

年次	現況値 令和6(2024)年	目標年次 令和16(2034)年
既に「行動している」方	68.8%	78.5%

【生物多様性の保全・増進の指標となる動植物】

まとまった雑木林などの緑や生物多様性の拠点、それらをつなぐ街路樹等を利用する種や、国立市の特徴である崖線の樹林、湧水による矢川や府中用水などに生息・生育する代表的な種を、生物多様性の保全や増進の指標となる動植物として設定します。本来の自然環境の維持に向けて、対策や留意が必要な外来種（特定外来生物）については、市民と協働した継続的な取組みが必要です。

動植物の生息・生育環境	指標となる動植物
まとまった雑木林	植物：キンラン、哺乳類：タヌキ、鳥類：ツミ、 昆虫類：クワガタ類
街路樹（緑のネットワーク）	鳥類：シジュウカラ、オナガ 昆虫類：チョウ類
崖線の樹林	植物：エビネ、哺乳類：キツネ、両生類：ニホンアカガエル、 鳥類：アオゲラ、昆虫類：ヤマトタマムシ
矢川・府中用水	植物：ナガエミクリ、魚類：ホトケドジョウ、昆虫類： ゲンジボタル

分類群	対策や留意が必要な外来種（特定外来生物）
植物	アレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ
両生類・爬虫類・哺乳類	ウシガエル、ミシシippアカミミガメ、アライグマ
鳥類	ガビチョウ、ソウシチョウ
昆虫類	アカボシゴマダラ、クビアカツヤカミキリ
魚類	コクチバス
水生生物	アメリカザリガニ

3-8 展開施策

(1) 施策体系

取組方針を踏まえ、各種施策を展開します。

取組方針・施策一覧

取組方針1 国立ならではの緑の保全	
1-1 骨格的な緑の保全	1-1-1 緑化重点地区の方針に基づく緑の保全 1-1-2 緑地保全地域・歴史環境保全地域の指定 1-1-3 崖線樹林、湧水環境の保全
1-2 地域の魅力となる公園整備	1-2-1 公園・緑地の計画的な整備 1-2-2 身近な公園の機能の見直しと再整備 1-2-3 多機能な公園づくりの推進
1-3 緑のネットワークの維持、整備	1-3-1 道路緑化の維持・更新、整備 1-3-2 散歩道・散策路の維持・更新、整備 1-3-3 水辺の親水空間の保全
1-4 民有地の緑化推進	1-4-1 住宅地等における接道部緑化の助成 1-4-2 保存樹木、保存樹林、特別緑地の指定 1-4-3 緑化ガイドラインの作成 1-4-4 地区計画による緑化の誘導 1-4-5 都市景観形成重点地区の保全・再生
1-5 公共施設の緑の適切な維持管理	1-5-1 公共施設の緑の適切な維持管理 1-5-2 緑のリサイクルの取組み
1-6 農地の保全	1-6-1 生産緑地地区の指定 1-6-2 谷保の原風景保全基金の活用
取組方針2 次代につなげる生物多様性の保全	
2-1 生物多様性の質向上と自然環境の保全	2-1-1 生き物の生息環境の保全と生物多様性の質向上 2-1-2 外来種・有害鳥獣による生態系被害抑制対策 2-1-3 生物多様性保全に配慮した緑化の推進 2-1-4 広域的な自然環境保全への取組み
2-2 エコロジカルネットワークの形成	2-2-1 緑の拠点をつなぐ緑化の推進
取組方針3 協働による取組の推進	
3-1 緑や生物多様性に関する普及啓発	3-1-1 緑や生物多様性保全に関する情報発信 3-1-2 環境教育の推進
3-2 緑とのふれあいの場の創出	3-2-1 自然観察会等の開催 3-2-2 生物モニタリング調査の実施 3-2-3 緑化・園芸イベントの開催 3-2-4 くにたち緑のサポーターの養成 3-2-5 農業体験学習会の開催 3-2-6 市民農園の維持・開設
3-3 多様な主体による緑のまちづくり	3-3-1 自然環境管理ボランティア活動の展開 3-3-2 市民参加型公園づくりの展開 3-3-3 緑の活動のネットワークづくりの展開

(2) 個別施策

取組方針1 国立ならではの緑の保全

1-1 骨格的な緑の保全

市の緑の骨格を形成するまとまりのある緑や連続性の高い緑を保全していきます。

1-1-1 緑化重点地区の方針に基づく緑の保全	
国立市では、市域全域を「緑化重点地区」と定めており、公園・緑地をはじめとした公共施設による緑化とあわせて、市民による民有地の緑化などを推進していきます。また、本市の特徴的な緑である、一橋大学を含めた大学通り周辺の緑地、崖線樹林地とそれに繋がる南部地域の自然環境について、より積極的に緑の保全を推進していきます。	
崖線樹林の写真	南部地域の写真
1-1-2 歴史環境保全地域、緑地保全地域の指定	
谷保の城山歴史環境保全地域の指定継続とともに、風致景観が優れている地域や、動植物の生息地として適正に保全していくべき緑地について、東京都と連携し、緑地保全地域の指定拡大に取り組みます。	
	
1-1-3 崖線樹林地、湧水環境の保全	
崖線樹林地は、谷保の原風景として田畑や用水路と共に、後世に伝えるべき貴重な存在です。緑のネットワーク形成や地域の景観形成上からも重要な役割を担っており、「崖線樹林地の保全に係る基本的な方針」に基づき、公有地化による保全に取り組んでいます。また、雨水かん養の推進と併せて、崖線下の湧水環境の保全にも取り組んでいます。	
	湧水箇所の写真

1-2 地域の魅力となる公園整備

市民の健康づくりやレクリエーション活動、自然とのふれあいの場の確保等を推進するため、身近な公園緑地の維持・更新、整備を図ります。

1-2-1 公園・緑地の計画的な整備	
現状の公園・緑地は、地域・市民に親しまれる公園として市民等と協働して維持管理するとともに、公園施設の計画的な修繕・更新を図ります。 また、公園等が少ない地域や広域の事業化が行われる地域などについては、スポーツ・レクリエーション活動の場、高齢者の健康づくりの場、自然環境とのふれあいの場などの公園緑地の整備を図ります。	
公園を利用している風景の写真	河川敷公園の写真
1-2-2 身近な公園の機能の見直しと再整備	
利用頻度の低下したあまり使われていない小規模公園については、地域の多様なニーズを踏まえ、画一的な施設の公園ではなく、大人世代や高齢者世代が魅力に感じるような市民ニーズに対応する公園の再整備に努めます。	
利用されていない公園の風景写真	小規模公園の写真
1-2-3 多機能な公園づくりの推進	
公園施設については、しょうがい者や高齢者、子どもなどすべての市民に利用しやすいユニバーサルデザインの導入を進め、人にやさしい公園づくりを目指します。 また、グリーンインフラ機能として、公園・緑地の整備では、緑陰となるような樹木をできる限り配置することでヒートアイランド現象を緩和するとともに、雨水の流出を防ぐ雨水貯留・浸透施設の設置にも努めます。	
	公園の樹木の写真

1-3 緑のネットワークの維持、整備

市内の街路樹や水路などのネットワークは、国立を特徴づける景観資源や市民の心のよりどころ、また、いきものの生息空間としても重要であることから、今後とも維持・更新するとともに、さらなる整備を図ります。

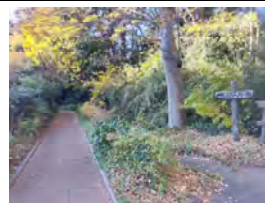
1-3-1 道路緑化の維持・更新、整備

現在植栽されている街路樹や植栽帯の維持・更新に努めます。なお、維持の際には交通の支障とならないよう、また、倒木の危険がないように伐採や選定を行います。また、更新の際には、生長後の大きさを考慮して樹種や間隔等を検討します。大学通りの桜並木については、計画的更新(伐採および新たな桜の植樹)により、現在と同程度(150本以上)の桜並木を維持できるよう取り組みます。また、都市計画道路整備と併せた街路樹や植栽帯の確保、甲州街道などの街路樹等の確保が望ましい既存道路の緑化を進めます。



1-3-2 散歩道・散策路の維持・更新、整備

自然環境の中で散策を楽しむことができる散策路等について、安心して利用できるように維持・更新します。また、今後も、良好な自然環境の中で散策を楽しむことができる散策路の整備に取り組みます。



1-3-3 水辺の親水空間の保全

矢川や用水路の親水空間については、適正な維持管理を行うことにより保全します。

矢川の写真

用水路の写真

1-4 民有地の緑化推進

本市の緑被率が徐々に検証している状況を踏まえ、民有地を含めた市街地の緑の維持・増加を図ります。

1-4-1 住宅地等における接道部緑化の助成	
住宅等の接道部では、生垣化や植栽帯の設置について助成し、市街地の景観や都市環境、防災機能の向上を図ります。また、甲州街道沿道地区を中心に、屋敷林の再生に向けて、垣根等による接道部緑化を推進し、歴史的な景観の再生に努めます。	
接道部の緑化 (助成事例) 写真	接道部の緑化 (助成事例) 写真
1-4-2 保存樹木、保存樹林、特別緑地の指定	
市街地内に分布する屋敷林や雑木林、大木などを保全するため、保存樹林等の指定を推進します。 「国立市緑化推進条例」に基づき、幹回り1.5m以上などの保存樹木として指定します。また、100㎡以上の樹林で、樹木が健全かつ樹林の樹容が美観上優れている地区を保存樹林、樹林や樹木、草地等がある約1,000㎡以上の緑地、あるいは動植物の生育地で、その保全または繁殖を図ることが望ましい地区を特別緑地として指定します。	
保存樹木 の写真	保存樹木 の写真
1-4-3 緑化ガイドラインの作成	
民有地において、生垣緑化や建築物の緑化、その他コンテナ緑化などの多様な緑化手法の解説、国立にふさわしい樹種、参考となる緑化事例の紹介等を内容とするガイドブックを作成します。	
コンテナ緑化の 事例写真	生垣緑化の 事例写真

1－4－4 地区計画による緑化の誘導	
都市基盤整備事業等を展開する地区については、地区計画制度により、接道部の生垣化等に関する内容を定め、緑化を誘導します。	
地区計画の緑化 の写真 地区計画の緑化 の写真	
1－4－5 都市景観形成重点地区の保全・再生	
景観づくり基本計画に基づき、都市景観形成重点地区は、現在2地区が指定され、2地区が候補地として挙げられていることから、住民合意による良好な斜面景観や美しいまちなみの保全・再生を誘導します。	
 候補地： 大学通り沿道地区（市 HP）	 候補地： 青柳崖線地区（市 HP）

1-5 公共施設の緑の適切な維持管理

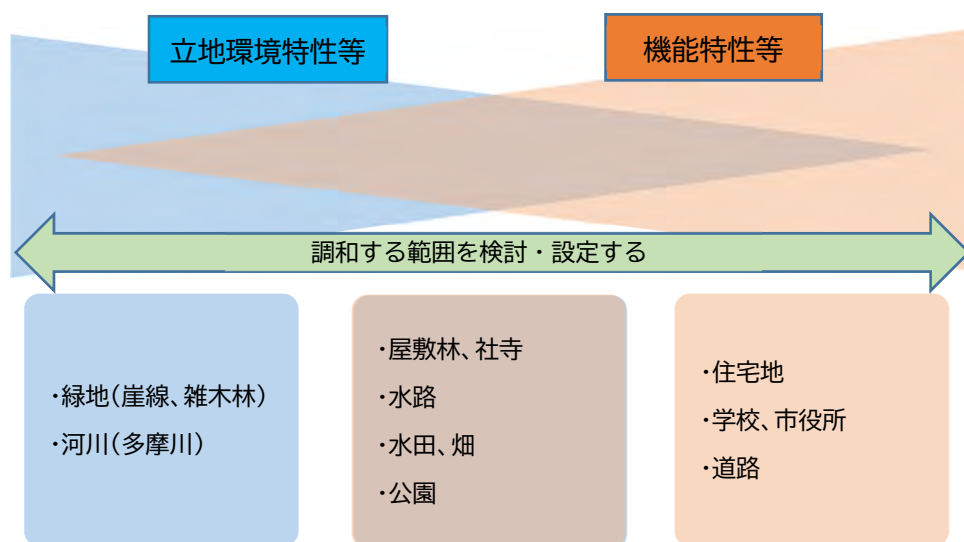
本市の緑被率が徐々に検証している状況を踏まえ、民有地を含めた市街地の緑の維持・増加を図ります。また、公園等の管理を通じて発生する剪定枝等について、環境負荷を抑え環境共生型のまちづくりを推進します。

1-5-1 公共施設等の緑地の維持・更新

公共施設内にある緑について、施設の立地環境特性等や機能特性等との調和を図りつつ※、維持・更新を図ります。新築・改築・増築等においては、敷地面積 250 m²以上の場合は、東京都の条例に基づき、敷地内に緑化をします。

※公共施設等は、施設形態や人々の利用度合いが異なり、それぞれに求められる機能を発揮する必要があることから、立地環境特性等と機能特性等との調和を図る必要があります。

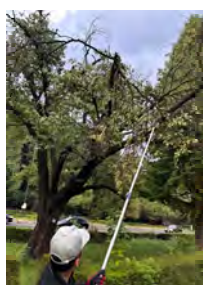
そこで、立地環境特性等と機能特性等を踏まえ、下記の概念を基本に、個別にあり方や具体手法を検討していきます。



調和概念図（施設種別は例示）

1-5-2 緑のリサイクルの取組み

公園等の緑の管理によって集められる落ち葉や剪定枝は、堆肥化やチップ化、また、他の用途への再利用などのリサイクル等を行い、有効活用します。



落ち葉や剪定枝が
チップ化された
写真

1-6 農地の保全

南部地域にある農地を保全するため、生産緑地地区の指定を推進するとともに、谷保の原風景保全基金を活用して農地等を保全します。

1-6-1 生産緑地地区の指定	
現在、生産緑地地区に指定されている農地は、その指定を継続するよう地権者や所有者に協力を呼びかけます。 また、生産緑地地区の指定要件を満たす宅地化農地は、その保全に向け、生産緑地地区として追加指定を働きかけます。	
生産緑地の写真	生産緑地の写真
1-6-2 谷保の原風景保全基金の活用 新規	
現存する水田、畑などが織りなす谷保地域の原風景を後世に引き継ぎ保全するため、「谷保の原風景保全基金」が平成28年度に設置されましたが、これを活用し、所有者等と連携して、農地を保全します。	
指定された農地の写真	指定された農地の写真

取組方針2 次代につなげる生物多様性の保全

2-1 生物多様性の質向上と自然環境の保全

生物多様性の質を高めるため、広域的な視点も含め、自然環境の保全や多様な環境づくりに努めます。

2-1-1 生き物の生息環境の保全と生物多様性の質向上	
みどりの拠点を中心に、生き物の生息空間が保たれていますが、この拠点となる緑が減少しないように努めるとともに、さらに質を高めるために必要な管理を実施します。	
模式図	
2-1-2 外来種・有害鳥獣による生態系被害抑制対策 新規	
生き物調査の結果、前回調査と比較して外来種の数が大幅に増えるとともに、外来種との競合によると思われる在来生物の減少が示唆されるなど、外来種の駆除、防除、拡大抑制に努めます。 また、市民に正しい知識を伝え、外来種等の認知度を高め、被害防止に努めます。	
生物調査結果の 写真	有害鳥獣の写真
2-1-3 生物多様性保全に配慮した緑化の推進	
緑を創出する機会がある場合には、地域の景観や立地特性に配慮することを前提に、地域に根差した植物を活用した植栽を推進することで、エコロジカルネットワークの強化を図ります。 また、植栽する植物は近隣で生産されたものを積極的に取り入れ、遺伝的かく乱を引き起こさないよう努めます。	
	ビオトープの写真

2-1-4 広域的な自然環境保全への取組み

多摩川や立川崖線、青柳崖線など、他市にまたがって連なる自然環境の保全に当たっては、近隣市と連携を図るとともに、国や東京都に対して必要な対策、支援等について要望します。



視察風景
の写真

2-2 エコロジカルネットワークの形成

みどりの拠点をつなぐエコロジカルネットワークを形成、機能向上を図ることで、多様な生き物の生息範囲拡大を図ります。

2-2-1 緑の拠点をつなぐ緑化の推進

みどりの拠点をつなぐ上で重要な街路樹や公園緑地等において、地域の景観や立地特性に配慮することを前提に、地域に根差した植物を活用します。また、民地、主に住宅地において、地域に根差した樹種による生垣の設置や、生き物を呼ぶための緑化を推進します。

二次林の写真
(緑化・植栽地)

二次林の写真
(緑化・植栽地)

取組方針3 協働による取組の推進

3-1 緑や生物多様性に関する普及啓発

様々な機会を通じて、緑や生物多様性について、その大切さや機能を学び、自らが主体的に緑や生物に関わる機会を創出します。

3-1-1 緑や生物多様性に関する情報発信 新規
緑や生物多様性に対する関心は現状でも高いことがわかっていますが、緑や生物多様性の質についての認識はまだ低いことが示唆されています。 無関心な方に関心を持っていただき、関心を持っていた方には行動をとっていただき、行動をとった方には継続していただくという、行動変容につながる普及啓発活動のため、「ナッジ」（英語）nudge：そっと後押しする。詳細は p87 のコラム参照）を始めとする行動科学の知見を活用し、市民の日常の行動が生体系・生物多様性に与える影響を学びながら、生物多様性につながる行動が取れる様に努めます。
 
3-1-2 環境教育の推進 新規
次代を担う子どもたちに向け、緑や生物多様性保全の重要性について教える機会を充実させます。また、子どもたちを通じて、大人たちの認知・関心向上を図ります。学校教育以外の場を含め環境を学ぶ場や機会を設けます。
 

3-2 緑とのふれあいの場の創出

緑や生物多様性に関心を持った方が実践に移せる機会を創出します。

3-2-1 自然観察会等の開催	
市民ボランティアと協働し、自然観察会や学習会などの企画に取り組み、無関心層を関心層へ、関心層を実行層に誘導できるよう、自然環境に対する認識や意識を高める活動を実施します。受講者のレベルに応じた学習会も検討していきます。	
	
3-2-2 生物モニタリング調査の実施	
市民自らが、生物の生息・生育状況を調査することで、生物の状況を確認し、生物多様性を学ぶことや多様性を高める活動を実践する機会を設けます。	
調査風景の写真 (樹林、公園) 調査風景の写真 (水辺)	
3-2-3 緑化・園芸イベントの開催	
市民ボランティアや専門家より、緑の維持・管理やガーデニングなどについて学習できる教室の開催や、関連する各種イベントを開催して市民の緑化意識を高めるとともに、イベントを通して花苗の配布なども実施します。	
	
3-2-4 くにとち緑のサポーターの養成	
緑化や園芸に関する専門的な知識を有し、地域の緑化活動を指導する「くにとち緑のサポーター」を養成します。	
	

3-2-5 農業体験学習会の開催

農業とのふれあいを高めるとともに、多様なレクリエーションニーズに対応するため、営農者等と協力して農業体験学習会等を実施し、農地保全や農業への市民理解を進めます。現在、実施している稲作体験学習会のほか、城山さとのいえで行われている各種体験会を引き続き実施します。



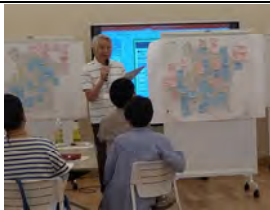
3-2-6 市民農園の維持・開設

市民の農業体験やレクリエーションの場、交流の場となる市民農園を維持・開設をサポートします。



3-3 多様な主体による緑のまちづくり

緑や生物多様性保全のための行動を取る市民がつながり、市民・事業者・学校、ボランティア、地権者・所有者など、多様な主体が各々の特性を発揮し、連携して緑をつくり・まもり、次代につないでいきます

3-3-1 自然環境管理ボランティア活動の展開	
緑の適正な維持・管理に向け、市民ボランティア団体と連携・協力します。 また、市民が主体となった緑地管理活動を推進し、緑に関心が少ない市民をも巻き込んで、市民自らが緑にふれる機会や活動の場を増やします。 なお、活動のための資機材の提供・貸与など、必要なサポートについて継続します。	
	
3-3-2 市民参加型公園づくりの展開	
公園緑地の更新や新たな整備を行う際には、アンケート、ワークショップ等による市民参加型公園づくりを実施し、利用ニーズに対応した公園緑地を整備します。	
	
3-3-3 緑の活動のネットワークづくりの展開	
緑や生物多様性等に関する活動等の情報を共有するネットワークを構築し、市民らの効果的・効率的な活動を応援します。ボランティア活動についても積極的に発信し、活動に関わる人を増やしていきます。	
	新規 ボランティア活動 の写真

4 地域別方針

本計画では、上位計画である国立市都市計画マスタープランと同様に、市域を「北地域」、「東・中・西地域」、「富士見台地域」、「南部地域」の4つの地域に区分し、地域別の方針を定めます。

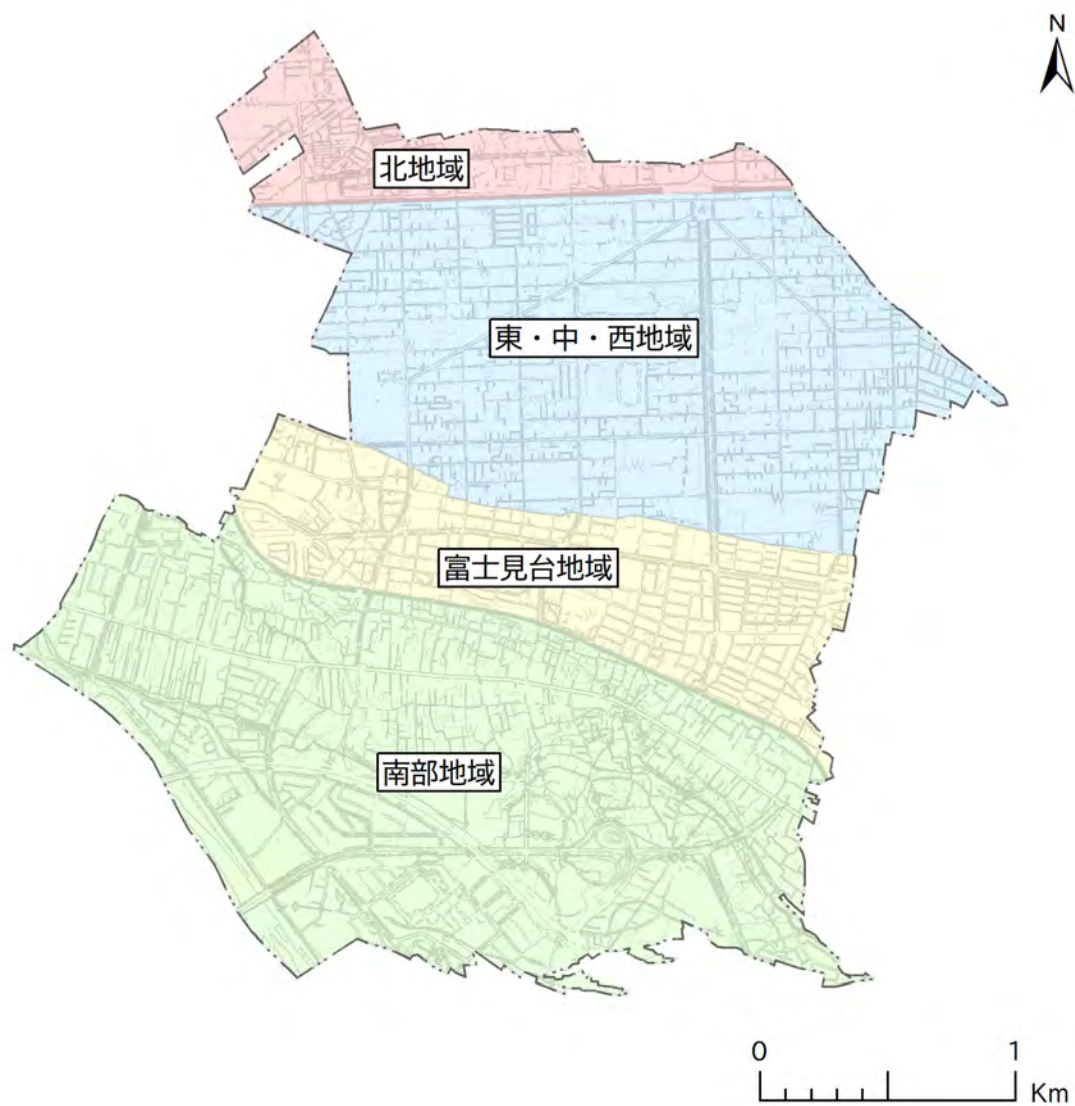


図 地区区分

4-1 北地域

地域特性	北地域は、JR 中央線の北側に位置する東西に細長い地域であり、国分寺市と立川市に隣接しています。 住宅用地としての土地利用が大部分を占めており、地域の西側には、UR 都市機構や都営の集合住宅等が立地しています。公園緑地としては、北第一公園や北緑地、鉄道総合技術研究所に至る引込線跡のポッポみちなどがあり、地域住民に親しまれています。
主な緑や公園	北第一公園、北緑地、ポッポみち等
公共施設、学校等	立川国際中等教育学校、国立第四小学校、くにたち北市民プラザ等
緑被率	17.5%
<取組みの方向性> <u>住環境と調和した緑のまちづくりの推進</u> ・北第一公園や北緑地、ポッポみちなどの緑環境について、適切に維持管理し、地域に親しまれる空間を維持します。また、立地の特性を踏まえた動植物の生育・生息空間を保全します。 ・公共施設や都営住宅などの住宅団地において、二次林の再生等、緑化を推進します。 ・北大通り沿道は、街路樹の適切な更新を行い、維持管理に努めます。	
主な関連施策	1-2-1 公園・緑地の計画的な整備 1-3-1 道路緑化の維持・更新、整備 1-3-2 散歩道・散策路の維持・更新、整備 1-4-1 住宅地等における接道部緑化の助成 1-5-1 公共施設等の緑地の維持・更新 2-1-3 生物多様性保全に配慮した緑化の推進 2-2-1 緑の拠点をつなぐ緑化の推進 3-3-1 自然環境管理ボランティア活動の展開 3-3-2 市民参加型公園づくりの展開



協働の取組み
自然環境管理ボランティア活動の展開

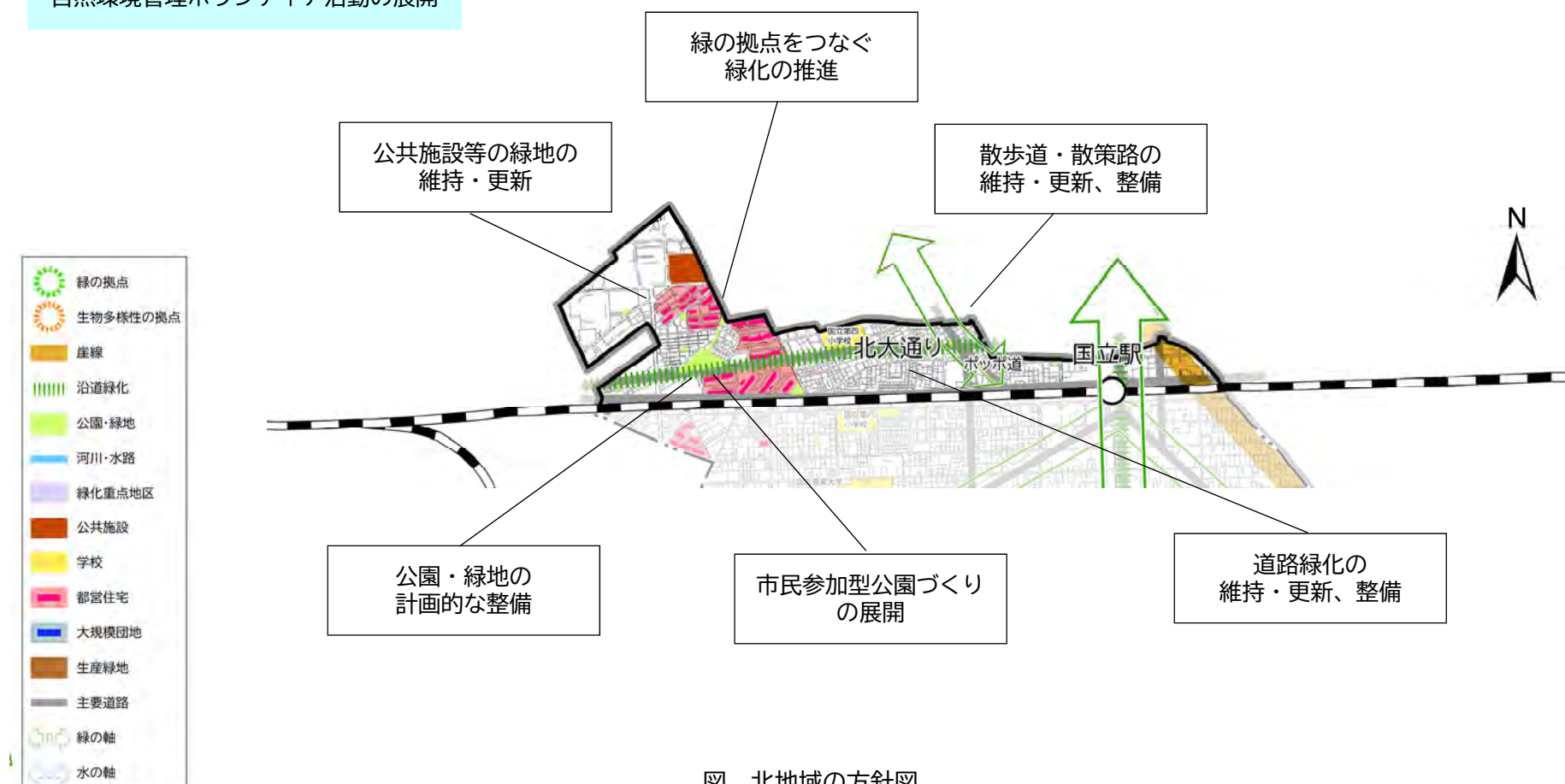
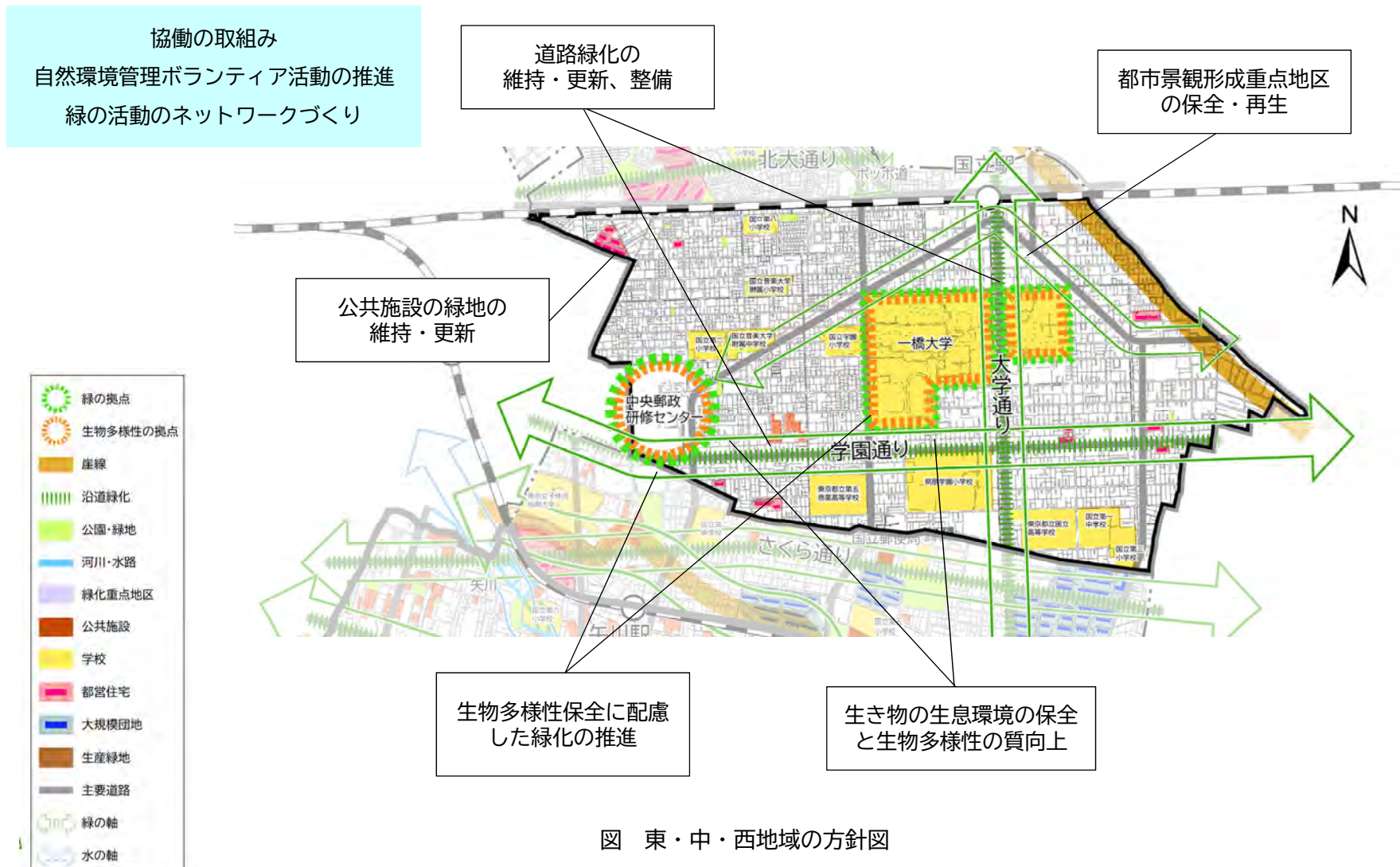


図 北地域の方針図

4-2 東・中・西地域

地域特性	東・中・西地域は、JR 中央線の南側に位置し、国立駅を中心に商業施設が集まり、ほぼ全域が文教地区に指定されています。市内外からも広く認知されている国立市の代表的な地域です。また、一橋大学をはじめとする多くの教育機関が立地しており、公共用地が多くの割合を占めています。 中央郵政研修センターや一橋大学敷地内には、高木がまとまった樹林地があり、緑豊かな環境が維持されています。大学通りの沿道には、ソメイヨシノをはじめとする街路樹が美しい景観を形成しています。
主な緑や公園	中ふれあい公園、東児童遊園、西児童公園等
公共施設、学校等	一橋大学、桐朋高校、中央郵政研修センター、国立市立第二小学校、国立音大付属小学校、中学校、高等学校等
緑被率	24.2%
<取組みの方向性> <u>多様な主体による緑のまちづくりの推進</u> ・中央郵政研修センターや一橋大学やの緑地を保全し、立地の特性を踏まえた動植物の生育・生息空間を保全します。 ・大学通りを中心とする都市景観形成重点地区について、保全・再生を誘導します。 ・市民や地域活動団体、公共施設管理者が連携・協働し、緑に関する活動を推進します。 ・主要な道路の沿線は、街路樹の適切な更新を行い、維持管理に努めます。	
主な関連施策	1-3-1 道路緑化の維持・更新、整備 1-4-1 住宅地等における接道部緑化の助成 1-4-4 地区計画による緑化の誘導 1-4-5 都市景観形成重点地区の保全・再生 1-5-1 公共施設等の緑地の維持・更新 2-1-1 生き物の生息環境の保全と生物多様性の質向上 2-1-3 生物多様性保全に配慮した緑化の推進 3-3-1 自然環境管理ボランティア活動の展開 3-3-3 緑の活動のネットワークづくりの展開





4-3 富士見台地域

地域特性	富士見台地域は、JR 南武線の北側に位置し、昭和 30 年代後半に、当時の日本住宅公団により、区画整理による基盤整備が行われました。地域内には、UR 都市機構国立富士見台団地、都営住宅などの大規模住宅や戸建住宅があります。矢川駅、谷保駅の周辺には、商業施設があり、市の中央部であることから、市役所をはじめ、多くの公共施設が集積しています。 富士見台団地の敷地内には、立川崖線や緑豊かな環境があり、矢川上公園、谷保第三公園といった、ある程度の大きさをもった公園が整備されています。
主な緑や公園	矢川上公園、谷保第三公園、谷保第四公園等
公共施設、学校等	市役所、総合体育館、市民芸術小ホール、中央図書館、矢川プラス、東京女子体育大学、国立第二中学校、国立第五小学校、第七小学校等
緑被率	23.6%
<取組みの方向性> <u>住宅地と公共施設の緑が共存した緑のまちづくりの推進</u> ・富士見台地域重点まちづくり構想と連携し、公園等の維持・更新を図ります。 ・矢川上公園の整備を推進し、整備の際は自然植生に配慮した植栽を推進します。 ・立川崖線をはじめとする緑地保全地域の保全と拡充を検討します。 ・大規模住宅の敷地内における緑については、地域住民や事業者等と協働・連携し、保全の推進と適切な維持管理を図ります。 ・主要な道路の沿線は、街路樹の適切な更新を行い、維持管理に努めます。	
主な関連施策	1-1-3 崖線樹林、湧水環境の保全 1-2-1 公園・緑地の計画的な整備 1-3-1 道路緑化の維持・更新、整備 1-4-1 住宅地等における接道部緑化の助成 1-5-1 公共施設等の緑地の維持・更新 2-1-1 生き物の生息環境の保全と生物多様性の質向上 2-1-3 生物多様性保全に配慮した緑化の推進 3-3-1 自然環境管理ボランティア活動の展開 3-3-3 緑の活動のネットワークづくりの展開

富士見台団地（緑箇所）の写真

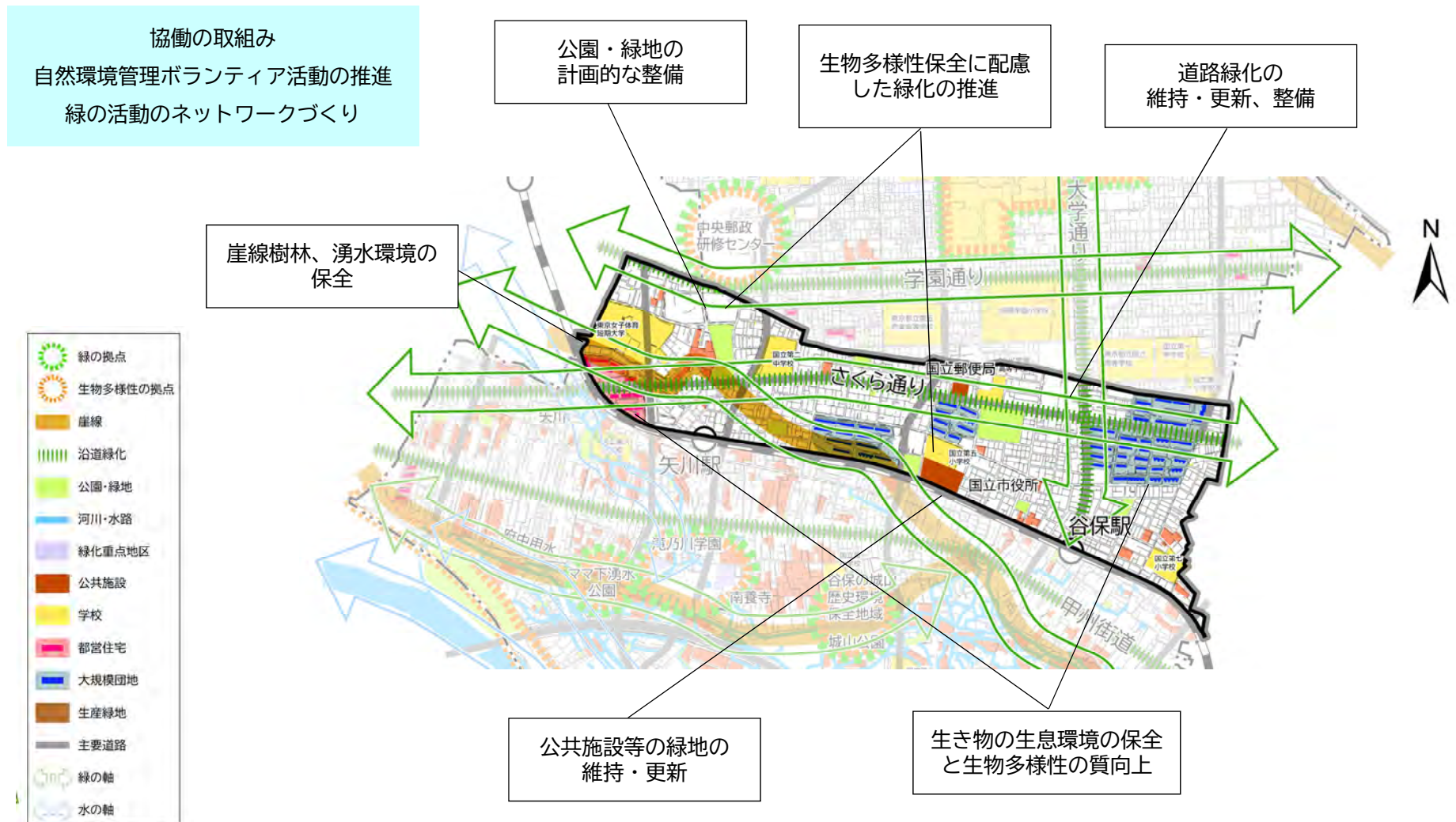


図 富士見台地域の方針図

4-4 南部地域

地域特性	南部地域は、JR 南武線の南側に位置し、本市の前身である谷保村という国立発祥の地域であり、甲州街道を中心とする農村地帯として、集落が形成され発展してきました。現在も市内の中で最も農地が多く、国立の農業を支えている地域です。青柳段丘にあたる崖線北側地区は、崖線の樹林や矢川等の清流、谷保天満宮や南養寺などの歴史的資源も残されています。多摩川沖積地にあたる崖線南側地区は、西側には多摩川が流れており、崖線周辺の湧水群や地域全体に張り巡らされた水路など、身近にふれあう水辺環境があり、地域の人々から親しまれています。
主な緑や公園	城山公園、ママ下湧水公園、寺之下親水公園、流域下水道処理場広場、谷保緑地等
公共施設、学校等	国立第三中学校、国立第一小学校、第六小学校、滝乃川学園
緑被率	34.0%
<取組みの方向性> <u>豊かな自然と歴史を継承した緑のまちづくりの推進</u> ・崖線の重要性を再認識し、連続的な緑の保全を推進します。 ・農地について、生産緑地地区としての追加指定を働きかけ、指定推進をします。 ・所有者等と連携し、農地の保全、谷保地域の原風景を維持します。 ・矢川や多摩川の水辺環境を保全し、保全に向けては広域での連携を図ります。 ・谷保天満宮や南養寺など歴史資源と共存した緑地の保全を推進します。 ・青柳崖線について、都市景観形成重点地区としての指定を推進します。 ・谷保の城山歴史環境保全地域や水路、湧水群などを保全し緑のネットワークの形成を維持・推進します。 ・都市公園や緑地は、地域住民との連携・協働により、維持管理を行い、地域に親しまれる公園緑地を維持します。	
主な関連施策	1-1-1 緑化重点地区の方針に基づく緑の保全 1-1-2 緑地保全地域・歴史環境保全地域の指定 1-1-3 崖線樹林、湧水環境の保全 1-2-1 公園・緑地の計画的な整備 1-3-3 水辺の親水空間の保全 1-4-5 都市景観形成重点地区の保全・再生 1-6-1 生産緑地地区の指定 1-6-2 谷保の原風景保全基金の活用 2-1-1 生き物の生息環境の保全と生物多様性の質向上 2-1-2 外来種・有害鳥獣による生態系被害抑制対策 2-1-4 広域的な自然環境保全への取組み 3-3-1 自然環境管理ボランティア活動の展開 3-3-3 緑の活動のネットワークづくりの展開



5 計画の実現に向けて

5-1 多様な主体の連携による推進体制

(1) 市民や市民活動団体・学校等・民間事業者・行政の役割と協働の推進

計画の実効性を高め、各施策を円滑に進めるためには、様々な主体が個々に取り組むだけではなく、協働しながら取り組むことが重要です。そのため、市民や市民活動団体・学校等・民間事業者・行政などがそれぞれの役割により、協働しながら計画の実現に向けて、取り組みます。

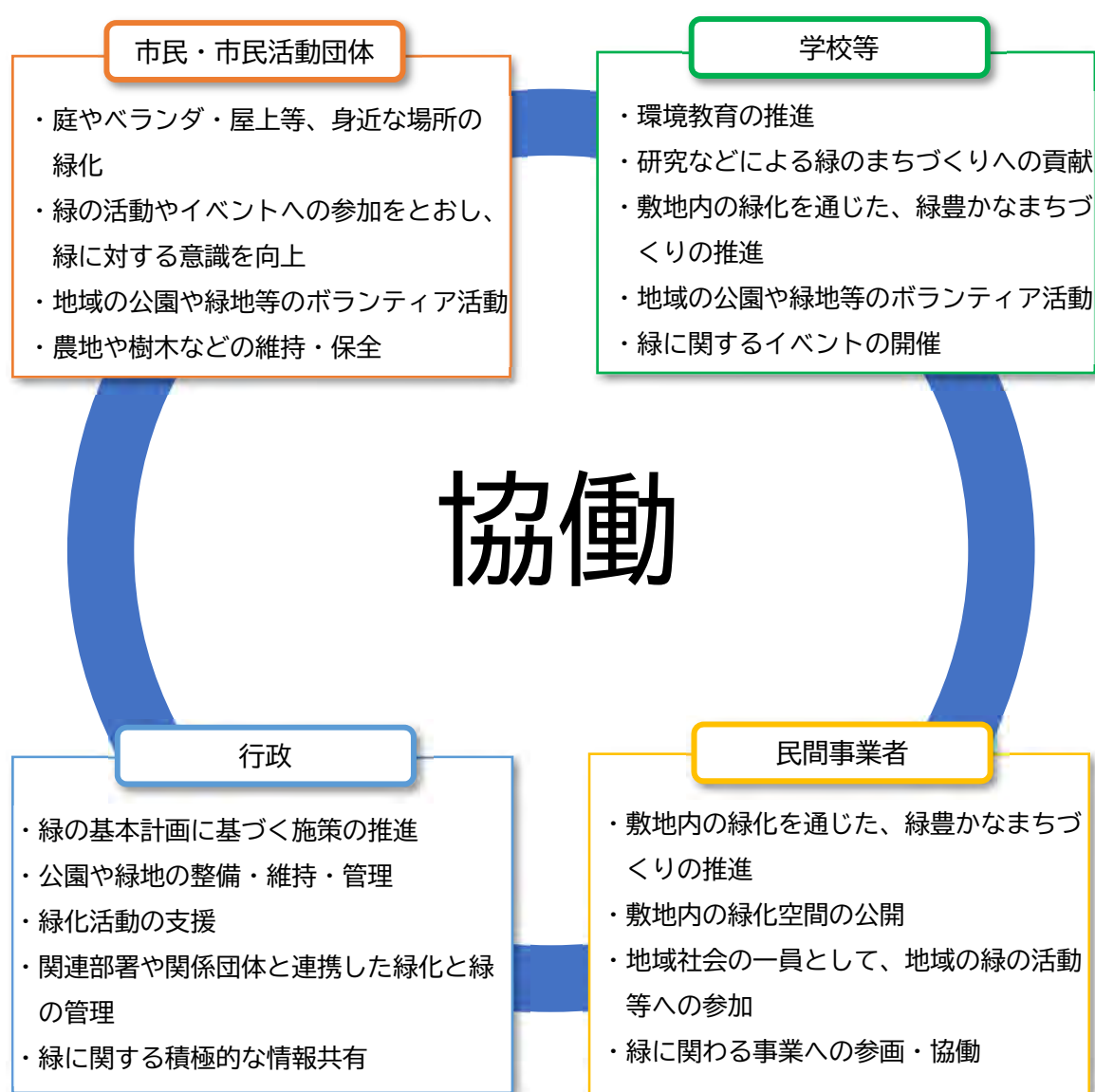


図 各主体の役割

5-2 進捗管理

本計画の実現に向けた施策の取組みを効果的に進めるために、PDCA サイクルに沿って、計画目標の達成状況や個別施策の進捗状況について定期的に点検・評価し、適宜計画の改善を図ります。

また、計画期間の最終年次（令和 16（2034）年度）には、計画目標の達成状況と個別施策の進捗状況を検証し、点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを図ります。



図 計画の進行管理サイクル（PDCA サイクル）